

# 自己点検・評価年次報告書

2012年度

愛知大学自己点検・内部質保証委員会



## 目 次

序章.....	1
Ⅰ. 理念・目的.....	9
Ⅱ. 教育研究組織.....	13
Ⅲ. 教員・教員組織.....	17
Ⅳ. 教育内容・方法・成果.....	23
①教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針.....	23
②教育課程・教育内容.....	27
③教育方法.....	29
④成果.....	35
Ⅴ. 学生の受け入れ.....	39
Ⅵ. 学生支援.....	49
Ⅶ. 教育研究等環境.....	61
Ⅷ. 社会連携・社会貢献.....	79
Ⅸ. 管理運営・財務.....	85
①管理運営.....	85
②財務.....	93
X. 内部質保証.....	97
終章.....	103



## 序章

2004年度に認証評価が義務化された後、本学が初めて財団法人大学基準協会（2007年度当時。現公益財団法人大学基準協会。以下、「協会」という。）による認証評価を受審し、適合の判定を得てから、間もなく5年が経過する。認証評価は7年に一度の受審が義務付けられており、すなわち、2014年度には次回の受審を控えていることになる。この5年間の本学における大きな取り組みとして、まず、中期計画である「第3次基本構想」が策定されたことが挙げられる（2010年3月）。その後、新たに地域政策学部を設置し（2011年4月）、名古屋市ささしまライブ24地区に新校舎を開校する（2012年4月）など、高等教育を取り巻く依然として厳しい状況下においても、本学はそれに甘んじることなく、常に歩みを止めずに、さらなる高みを目指して前進してきたと言えよう。

本学の持続的な発展のために、自己点検・評価活動は今後よりいっそう重点を置いて取り組んでいくべきものである。大学間の競争が激化する中で、本学の強み（個性・特色）を打ち出すとともに、この複雑化した社会を支え、牽引していける人材を育成することが本学の社会的責務である。そのために、教育研究をはじめとする大学の諸活動において、現状を点検することで問題を認識し、その問題を解決するための目標設定（P）→目標達成に向けた行動（D）→目標の達成度を自己評価（C）→改善策を講ずる（A）という、いわゆるPDCAサイクルを確立し、教育の質保証を実現する必要がある。

本学では、これまで自己評価委員会が中心となって、毎年度、自己点検・評価活動に取り組んできた。認証評価が義務化された2004年度から7年が経過した2011年度からは新大学評価システムへと移行され、本学の自己点検・評価活動もこれに準じて実施してきた。2012年度には、より機動的な自己点検・評価体制を構築するため、新たに自己点検・内部質保証委員会を設置し、同時に教授会等の各単位にも各組織自己点検・評価委員会を設置することを明文化（規定化）した。今後はこの新体制のもと、「改革・改善」という自己点検・評価のもつ本来の意義を構成員が共有するよう努め、恒常的な自己点検・評価活動を続けていく。

9頁以降は、2012年度の本学の自己点検・評価報告書である。協会の設定した10の大学基準ごとに、協会の示す「評価の視点」及び「評価において留意すべき事項」（2～8頁参照）に照らして自己点検・評価を行った。その結果を、「1. 現状の説明」、「2. 点検・評価」、「3. 将来に向けた発展方策」として記述し、記述の客観性を担保するために「4. 根拠資料」を列挙した。「終章」においては、今年度の自己点検・評価の結果から見出された次年度以降の課題を中心に記述した。

## 序章

### ○自己点検・評価項目および「評価の視点」と「評価に際し留意すべき事項」

大学基準	点検・評価項目 (◆は評価の視点)	評価に際し留意すべき事項	
		基盤評価	達成度評価
1 理念・目的	(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。 ◆理念・目的の明確化 ◆実績や資源からみた理念・目的の適切性 ◆個性化への対応	①学部、学科または課程ごとに、大学院は研究科または専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則またはこれに準ずる規則等に定めていること。  ②高等教育機関として大学が追求すべき目的(※)を踏まえて、当該大学、学部・研究科の理念・目的を設定していること。 ※「大学基準の解説」基準1、学校教育法第83条、第99条等参照	①当該大学、学部・研究科の理念・目的は、建学の精神、目指すべき方向性等を明らかにしているか。  ②理念・目的の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。
	(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員(教職員および学生)に周知され、社会に公表されているか。 ◆構成員に対する周知方法と有効性 ◆社会への公表方法	③公的な刊行物、ホームページ等によって、教職員・学生、受験生を含む社会一般に対して、当該大学・学部・研究科の理念・目的を周知・公表していること。	
	(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。	—	
2 教育研究組織	(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻及び附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。 ◆教育研究組織の編制原理 ◆理念・目的との適合性 ◆学術の進展や社会の要請との適合性	—	①教育研究組織は、当該大学、学部・研究科等の理念・目的を実現するためにふさわしいものであるか。  ②教育研究組織の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。
	(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。		
3 教員・教員組織	(1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。 ◆教員に求める能力・資質等の明確化 ◆教員構成の明確化 ◆教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化	①採用・昇格の基準等において、法令(※)に定める教員の資格要件等を踏まえて、教員に求める能力・資質等を明らかにしていること。 ※学校教育法第92条、その他大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準等の関係法令参照  ②組織的な教育を実施する上において必要な役割分担、責任の所在を明確にしていること。	①専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等、大学として求める教員像を明らかにしたうえで、当該大学、学部・研究科の理念・目的を実現するために、学部・研究科ごとに教員組織の編制方針を定めているか。また、その方針を教職員で共有しているか。  ②方針と教員組織の編制実態は整合性がとれているか。  ③教員の募集・採用・昇格について、基準、手続を明文化し、その適切性・透明性を担保するよう、取り組んでいるか。  ④教育研究、その他の諸活動(※)に関する教員の資質向上を図るための研修等を恒常的かつ適切に行っているか。 ※ここでいう諸活動とは、社会貢献、管理業務などを含む教員に求められる様々な活動を指す。授業方法の改善等、教育内容・方法の向上を意図した取り組みについては、「基準4」(3)で取扱う。

大学基準	点検・評価項目 (◆は評価の視点)	評価に際し留意すべき事項	
		基盤評価	達成度評価
3 教員・ 教員組織	(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。 ◆編成方針に沿った教員組織の整備 ◆授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備 ◆【修士・博士課程、専門職大学院課程】研究科担当教員の資格の明確化と適正配置	③当該大学・学部・研究科の専任教員数が、法令（大学設置基準等）によって定められた必要数を満たしていること（※）。 ※【法令によって定められた必要数】大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準及びこれらに付随する文部科学省告示等参照  ④特定の範囲の年齢に著しく偏らないように配慮していること ※大学設置基準第7条第3項	⑤教員の教育研究活動の業績を適切に評価し、教育・研究活動の活性化に努めているか。  ⑥教員組織の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。
	(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。 ◆教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きの明確化 ◆規程等に従った適切な教員人事	—	
	(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。 ◆教員の教育研究活動等の評価の実施 ◆ファカルティ・ディベロップメント(FD)の実施状況と有効性	—	
4 教育内容・ 方法・ 成果	① 教育目標、学位授与方針 (1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。 ◆学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育目標の明示 ◆教育目標と学位授与方針との整合性 ◆修得すべき学習成果の明示	①理念・目的を踏まえ、学部・研究科ごとに、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果、その達成のための諸要件（卒業要件・修了要件）等を明確にした学位授与方針を設定していること。	①学位授与方針と教育課程の編成・実施方針は連関しているか。  ②教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。
	(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。 ◆教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示 ◆科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示	②学生に期待する学習成果の達成を可能とするために、教育内容、教育方法などに関する基本的な考え方をまとめた教育課程の編成・実施方針を設定していること。	
	(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。 ◆周知方法と有効性 ◆社会への公表方法	③公的な刊行物、ホームページ等によって、教職員・学生ならびに受験生を含む社会一般に対して、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を周知・公表していること。	
	(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。	—	
② 教育課程・ 教育内容	(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。 ◆必要な授業科目の開設状況 ◆順次性のある授業科目の体系的配置 ◆【学士課程】専門教育・教養教育の位置づけ ◆【修士・博士課程】コースワークとリサーチワークのバランス	①【学士】 幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する教育課程が編成されていること。 ※大学設置基準第19条第2項  ②【修士・博士】 コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせ、教育を行っていること。 ※大学院設置基準第12条  ③【専門職】 理論教育と実務教育を適切に組み合わせ、教育を行っていること。 ※専門職大学院設置基準第6条	①教育課程の編成・実施方針に基づいた教育課程や教育内容の適切性を明確に示しているか。 (評価するにあたり、当該大学の説明・証明から、下記のことが明らかであるかに留意する。) ・学生の順次的・体系的な履修への配慮  ②教育課程の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。

序章

大学基準	点検・評価項目 (◆は評価の視点)	評価に際し留意すべき事項		
		基盤評価	達成度評価	
4 教育内容・方法・成果	③ 教育方法	(1) 教育方法および学習指導は適切か。 ◆教育目標の達成に向けた授業形態(講義・演習・実験等)の採用 ◆履修科目登録の上限設定、学習指導の充実 ◆学生の主体的参加を促す授業方法 ◆【修士・博士課程】研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導 ◆【専門職学位課程】実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導	①当該学部・研究科の教育目標を達成するために必要となる授業の形態を明らかにしていること。 ②【学士】1年間の履修科目登録の上限を50単位未満に設定していること。これに相当しない場合、単位の実質化を図る相応の措置がとられていること。 ③【修士・博士】研究指導計画に基づく研究指導、学位論文作成指導を行っていること。	①教育課程の編成・実施方針に基づき、各授業科目において、適切な教育方法をとっているか。 ②単位制度の趣旨に照らし、学生の学修が行われるシラバスとなるよう、またシラバスに基づいた授業を展開するため、明確な責任体制のもと、恒常的かつ適切に検証を行い、改善につなげているか。 ③教育内容・方法等の改善を図るための責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。
		(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。 ◆シラバスの作成と内容の充実 ◆授業内容・方法とシラバスとの整合性	④授業の目的、到達目標、授業内容・方法、1年間の授業計画、成績評価方法・基準等を明らかにしたシラバスを、統一した書式を用いて作成し、かつ、学生があらかじめこれを知ることができる状態にしていること。	
		(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。 ◆厳格な成績評価(評価方法・評価基準の明示) ◆単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性 ◆既修得単位認定の適切性	④授業の目的、到達目標、授業内容・方法、1年間の授業計画、成績評価方法・基準等を明らかにしたシラバスを、統一した書式を用いて作成し、かつ、学生があらかじめこれを知ることができる状態にしていること。 ⑤授業科目の内容、形態等を考慮し、単位制度の趣旨に沿って単位を設定していること。 ⑥既修得単位の認定を、大学設置基準等に定められた基準に基づいて、適切な学内基準を設けて実施していること。	
		(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。 ◆授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施	⑦教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした、組織的な研修・研究の機会を設けていること。	
④ 成果	(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。 ◆学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用 ◆学生の自己評価、卒業後の評価(就職先の評価、卒業生評価)	—	①課程修了時における学生の学習成果を測定するための評価指標を開発し、適切に成果を測るよう努めているか。 ②学位授与にあたり、明確な責任体制のもと、明文化された手続に従って学位を授与しているか。	
	(2) 学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか。 ◆学位授与基準、学位授与手続きの適切性 ◆【修士・博士課程、専門職学位課程】学位審査および修了認定の客観性・厳格性を確保する方策	①卒業・修了の要件を明確にし、履修要綱等によってあらかじめ学生に明示していること。 ②学位授与にあたり論文の審査を行う場合にあっては、学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準(学位論文審査基準)を、あらかじめ学生に明示していること。		

大学基準	点検・評価項目 (◆は評価の視点)	評価に際し留意すべき事項	
		基盤評価	達成度評価
5 学生の受け入れ	(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。 ◆求める学生像の明示 ◆当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示 ◆障がいのある学生の受け入れ方針	①理念・目的、教育目標を踏まえ、求める学生像や、修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにした学生の受け入れ方針を、学部・研究科ごとに定めていること。 ②公的な刊物、ホームページ等によって、学生の受け入れ方針を、受験生を含む社会一般に公表していること。	①学生の受け入れ方針と学生募集、入学者選抜の実施方法は整合性がとれているか。 ②学生の受け入れの適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。
	(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。 ◆学生募集方法、入学者選抜方法の適切性 ◆入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性	③学生募集、入学者選抜の方法が、受験生に対して公正な機会を保障し、かつ大学教育を受けるための能力・適正等を適切に判定するものであること。	
	(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。 ◆収容定員に対する在籍学生数比率の適切性 ◆定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応	④【学士】 学部・学科における過去5年の入学定員に対する入学者数比率の平均が1.00である(※)。また、学部・学科における収容定員に対する在籍学生数比率が1.00である(※)。 ※【定員超過の場合の提言指針】 《実験・実習を伴う分野(心理学、社会福祉学に関する分野を含む)》 1.20以上：努力課題 1.25以上：改善勧告 《医学・歯学》 1.00以上：努力課題 1.05以上：改善勧告 《上記以外の分野》 1.25以上：努力課題 1.30以上：改善勧告 ※【定員未充足の場合の提言指針】 《全て》 0.9未満：努力課題 0.8未満：改善勧告  ⑤【学士】 学部・学科における編入学定員に対する編入学生数比率が1.00(※)である。 ※【定員超過の場合の提言指針】 《未完成学部を除く全て》 1.30以上：努力課題 ※【定員未充足の場合の提言指針】 《未完成学部を除く全て》 0.7未満：努力課題  ⑥【修士・博士・専門職学位課程】 部局化された大学院研究科や独立大学院などにおいて、在籍学生数比率が1.00である。	
	(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。	—	

序章

大学基準	点検・評価項目 (◆は評価の視点)	評価に際し留意すべき事項	
		基盤評価	達成度評価
6 学生支援	(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。 ◆学生に対する修学支援、生活支援、進路支援に関する方針の明確化	—	①修学支援、生活支援、進路支援に関する方針を、理念・目的、入学者の傾向等の特性を踏まえながら定めているか。また、その方針を教職員で共有しているか。  ②方針に沿って、修学支援、生活支援、進路支援のための仕組みや組織体制を整備し、適切に運用しているか。(評価するにあたり、当該大学の説明・証明から、下記のことが明らかであることに留意する) <修学支援> ・留年者及び休・退学者の状況把握と対応 ・学生の能力に応じた補習・補充教育の実施 ・障がい学生に対する修学支援の実施 ・奨学金等の経済的支援の実施 <生活支援> ・学生相談室等、学生の相談に応じる体制の整備、学生への案内 ・各種ハラスメント防止に向けた取り組み
	(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。 ◆留年者および休・退学者の状況把握と対応の適切性 ◆補習・補充教育に関する支援体制とその実施 ◆障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性 ◆奨学金等の経済的支援措置の適切性	—	
	(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。 ◆心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮 ◆ハラスメント防止のための措置	—	
	(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。 ◆進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施 ◆キャリア支援に関する組織体制の整備	①学生の進路選択に関わるガイダンスを実施するほか、キャリアセンター等の設置、キャリア形成支援教育の実施等、組織的・体系的な指導・助言に必要な体制を整備していること。	③学生支援の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。
7 教育研究等環境	(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。 ◆学生の学習および教員による教育研究環境整備に関する方針の明確化 ◆校地・校舎・施設・設備に係る大学の計画	—	①学生の学修、教員の教育研究の環境整備に関わる方針を、当該大学、学部・研究科の理念・目的を踏まえて定めているか。また、その方針を教職員で共有しているか。  ②方針に沿って、施設・設備、機器・備品を整備し、管理体制や衛生・安全を確保する体制を備えているか。(評価するにあたり、当該大学の説明・証明から、下記のことが明らかであることに留意する) ・バリアフリーに対応する等、施設・設備の安全性、利便性を向上させるための取り組み ・国立情報学研究所のGeNiiや他の図書館とのネットワークを整備する等の、学術情報へのアクセスの充実 ・座席数・開館時間など、学生の学修に配慮した図書館利用環境の整備 ・研究専念時間の設定等、教員の研究機会の保障 ・ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)等の人的支援 ・研究倫理に関する規程の整備、研修会の開催、学内審査機関の設置等、研究倫理を浸透させるための措置
	(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。 ◆校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの形成 ◆校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生の確保	①校地および校舎面積が、法令上の基準(大学設置基準等)を満たしており、かつ運動場等の必要な施設・設備を整備していること。	
	(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。 ◆図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性 ◆図書館の規模、司書の資格等の専門能力を有する職員の配置、開館時間・閲覧室・情報検索設備などの利用環境 ◆国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備	②大学、学部・研究科等において十分な教育研究活動を行うために、図書館において必要な質・量の図書、学術雑誌、電子媒体等を備えていること。  ③図書館、学術情報サービスを支障なく提供するために、専門的な職員を配置していること。	
	(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。 ◆教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備 ◆ティーチング・アシスタント(TA)・リサーチ・アシスタント(RA)・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備 ◆教員の研究費・研究室および研究専念時間の確保	④専任教員に対して、研究活動に必要な研究費を支給していること。  ⑤専任教員のための研究室を整備していること。	③教育研究等環境の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。
	(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。 ◆研究倫理に関する学内規程の整備状況 ◆研究倫理に関する学内審査機関の設置・運営の適切性	—	

大学基準	点検・評価項目 (◆は評価の視点)	評価に際し留意すべき事項		
		基盤評価	達成度評価	
8 社会連携・社会貢献	(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。 ◆産・学・官等との連携の方針の明示 ◆地域社会・国際社会への協力量針の明示	—	①社会連携・社会貢献に関する方針を、当該大学、学部・研究科の理念を踏まえながら定めているか。また、その方針を教職員で共有しているか。  ②方針に沿って、社会連携・社会貢献を推進しているか。	
	(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。 ◆教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動 ◆学外組織との連携協力による教育研究の推進 ◆地域交流・国際交流事業への積極的参加	—	③社会連携・社会貢献の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。	
9 管理運営・財務	①管理運営	(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。 ◆中・長期的な管理運営方針の策定と大学構成員への周知 ◆意思決定プロセスの明確化 ◆教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化 ◆教授会の権限と責任の明確化	—	①意思決定プロセスや、権限・責任（教学組織と法人組織との関係性含む）、中長期の大学運営のあり方を明確にした管理運営方針を定めているか。また、その方針を教職員で共有しているか。  ②方針に基づき、適切な規程を整備し、規程に則った管理運営を行っているか。  ③事務職員の資質向上に向けた研修等の取り組みを行って改善につなげているか。  ④管理運営に関する検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。
		(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。 ◆関係法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用 ◆学長、学部長・研究科長および理事（学務担当）等の権限と責任の明確化 ◆学長選考および学部長・研究科長等の選考方法の適切性	①学長をはじめとする所要の職を置き、また教授会等の組織を設け、これらの権限等を明確にしていること。	
	(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。 ◆事務組織の構成と人員配置の適切性 ◆事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策 ◆職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用	②法人・大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務等を行うための事務組織を設けていること。また、必要な事務職員を配置していること。		
	(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。 ◆人事考課に基づく適正な業務評価と処遇改善 ◆スタッフ・ディベロップメント（SD）の実施状況と有効性	—		

序章

大学基準		点検・評価項目 (◆は評価の視点)	評価に際し留意すべき事項	
			基盤評価	達成度評価
9 管理運営・財務	② 財務	(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。 ◆中・長期的な財政計画の立案 ◆科学研究費補助金、受託研究費等の外部資金の受け入れ状況 ◆消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率の適切性	—	【大学財務評価分科会評価事項】 ①教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤（もしくは配分予算）を確立しているか。  ②中・長期の教育研究計画に対する中・長期的な財政計画を策定しているか。また、それらの関連性が適切であるか。  ③教育研究の十全な遂行と財政確保の両立を図るための仕組みを導入（整備）しているか。  ④文部科学省科学研究費補助金、外部資金（寄附金、受託研究費、共同研究費など）、資金運用等の状況は当該大学の財政基盤の充実を図る上で適切であるか。  ⑤（私立大学）当該大学の財務関係比率に対する自己点検・評価における指標や目標を示しているか。また、実際の各関係比率はそれらの目標等に照らして十分に達成されているか。
		(2) 予算編成および予算執行は適切に行っているか。 ◆予算編成の適切性と執行ルールの明確性、決算の内部監査 ◆予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立	【大学財務評価分科会評価事項】 ①財務監査を、適切な体制、手続を整えて行っているといえること。  （私立大学）監事による監査報告書を整備し、私立学校法第37条第3項に定める学校法人の業務および財産の状況を適切に示しているといえること。	【大学評価分科会評価事項】 ①予算配分と執行プロセスの明確性・透明性や、監査の方法・プロセス等の適切性について、明確な責任体制のもと、恒常的かつ適切に検証を行って改善につなげているか。
10 内部質保証		(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。 ◆自己点検・評価の実施と結果の公表 ◆情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応	①自己点検・評価を定期的実施していること。  ②受験生を含む社会一般に対して、公的な刊行物、ホームページ等によって、必要な情報（※）を公表していること。 ※ここでいう必要な情報とは下記の事項を指す ・学校教育法（同施行規則）によるもの ・財務関係書類 ・自己点検・評価の結果	①質保証を積極的に行うための大学の姿勢を明らかにし、内部質保証システムを整備しているか。また、そのシステムを適切に機能させているか。 （評価するにあたり、当該大学の説明・証明から、下記のことが明らかであることに留意する） ＜内部質保証システム＞ ・学外者の意見を聴取する等、内部質保証の取り組みの客観性・妥当性を高めるための工夫が見られること。 ・文部科学省及び認証評価機関からの指摘事項に対して、適切に対処しているといえること。 ・大学の諸活動における検証と見直しのシステムが実行されているかを把握していること。
		(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。 ◆内部質保証の方針と手続きの明確化 ◆内部質保証を掌る組織の整備 ◆自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立 ◆構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底	—	
		(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。 ◆組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実 ◆教育研究活動データ・ベース化の推進 ◆学外者の意見の反映 ◆文部科学省および認証評価機関からの指摘事項への対応	—	

## I. 理念・目的

## 1. 現状の説明

## (1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

本学は1946年11月15日、旧大学令のもとで中部地方唯一の法文系大学として愛知県豊橋市に創立された。本学は戦前上海にあった東亜同文書院大学（1901年上海に創立、1939年大学昇格）の教員たちが、敗戦後にその再建の意図を秘めて創立されたものであり、文部省に提出された「設立趣意書」に示された本学設立の目的にも、この歴史的経緯が色濃く反映されていた。それには、本学設立の「特殊の意義と使命」として、①文化の「大都市への偏重集積」を排し、「地方分散」を図る、②「世界文化と平和に寄与すべき新日本」のために、「国際的教養と視野を持った人材」を育成する、③「外地の大学専門学校に在籍する学徒」を受け入れる、の3点が挙げられており、「国際文化大学の如き性格」をもつ大学として発展する意図を明確に示していた。このうち③はやがて意義を失うにいたったが、①と②についてはその後、新制大学への転換とそれにとまなう文学部の設置（1949年4月）、法経学部の法学部、経済学部、経営学部への改組転換（1989年4月）、現代中国学部の設置（1997年4月）、国際コミュニケーション学部の設置（1998年4月）、地域政策学部の設置（2011年4月）、さらに新しい名古屋校舎の開設（2012年4月）にいたるまで、表現を変えつつも常に参照され、その趣意が新しい大学のかたちの中に活かされてきた。現在では、①と②は、「世界文化と平和への貢献」、「国際的教養と視野をもった人材の育成」、「地域社会への貢献」の3つに整理されて、本学の「建学の精神」として定着している。本学の「理念・目的」という場合は、この「建学の精神」に言及されるのが常である。

これに対し、現在の愛知大学学則（以下「学則」という。）第1条の「目的」は、「本大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、高い教養と専門的職能教育を施し、広く国際的視野をもって人類社会の発展に貢献しうる人材を養成することを目的とする。」と極めて概括的、抽象的規定である。そのためもあってか、学内でもあまり引証される機会はない。本学は以下の各学部等の箇所それぞれ説明するように、2007年度に各学部・研究科の教育研究上の目的を明示する学則変更を行ったが、この第1条は変更の対象とはならず、新制大学発足時の学則第1条がそのまま残っているのが現状である。（資料1-1、1-2）

## (2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

本学の建学の精神は、入学式、卒業式等の学内の諸行事における学長の講話において繰り返し語られてきたほか、愛知大学の由来や歴史を説明した「愛知大学五十年史 通史編」（2000年）（資料1-A-1）、「愛知大学小史」（2006年）（資料1-A-2）はじめその他書籍・パンフレットのなかでも言及されている。近くは本学名誉教授藤田佳久氏が中日新聞に連載したものを一冊にまとめた「日中に懸ける一東亜同文書院の群像」（2012年）（資料1-A-3）が、本年度新入生の全員に配布され、本学が「国際文化大学」として再出発した原点について理解を深めるよう求めた。さらに、建学の精神は、本学公式ホームページのトップページにも掲載され、また毎年度、高校関係者・受験生向けに配布される「大学案内」（資料1-4）にも言及される等、社会に対し広く公表している。

## I. 理念・目的

これに対し、既述のように学則第1条の「目的」については、本学公式ホームページからPDFファイル形式で読むことができるものの（資料1-A-4）、学内への周知や社会への公表を積極的に行ってきたとは言いがたい。2007年度に学則変更を行い、学則第2条の2及び大学院学則の第6条の2に掲げた各学部、研究科の「教育研究上の目的」については、学部・研究科によってはそれぞれのホームページで説明しているところもある。しかし、それも全学の統一した方針としているわけではない。

### (3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

(1) で述べたように本学建学の精神については、大学創立以来の様々な機会で見直され、再解釈を加えた形で今日まで引き継がれてきており、その適切性について定期的に検証を行ってきたと言える。本学では、定期的に大学全体の将来構想の検討を行ってきたが、そのなかにおいても建学の精神自体を検証し、それに照らした学部学科編成の見直しを行ってきた。2002年6月の「愛知大学教学組織の再編・改革の実施計画」（第2次基本構想）（資料1-A-5）では、「大学の理念と目標像」として「建学の精神の再確認と現代化を図ること」の必要性が認識され、「学問文化興隆の地方主義、平和と国際化、大学の社会的開放、現代的な課題への挑戦」を「これからの大学としての使命」に掲げている。また、2010年3月の「学校法人愛知大学 第3次基本構想」（資料1-A-6）では、中央教育審議会の答申「我が国の高等教育の将来像」（2005年）、「学士課程教育の構築に向けて」（2008年）に示されたわが国の高等教育政策の展開を見据えつつ、本学の「建学の精神の現代における深化、展開」が説かれている。

これに対し学則第1条の「目的」については、1949年の新制大学として発足した際の文言がわずかな加筆（「教育基本法」への言及）があるのみで、この60年余がそのまま維持されてきた。この間に検証が行われたかどうかについては定かでない。

また、各学部学科、研究科の「教育研究上の目的」については、学則に明記したのが2008年4月1日施行とまだ日が浅く、定期的に検証するにはいたっていない。ただし、「教育研究上の目的」の具現化ともいうべきカリキュラムに関しては、後述するように2002、2006、2011年度各学部・学科のカリキュラムの策定にあたり従前のカリキュラムの見直しを行っており、定期的に検証してきたと言える。

## 2. 点検・評価

### ①効果が上がっている事項

(2) 「建学の精神」について学内への周知、社会への公表を積極的に行っている。

### ②改善すべき事項

(1)、(3)学則第1条の「目的」が学則制定以来、検証、見直しの対象とならなかったこと。  
(2)学則上の本学の「目的」、各学部・大学院各研究科の「教育研究上の目的」の学内への周知、社会への公表が十分でない。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ②改善すべき事項

(1)、(3)学則第1条の「目的」を、これまでの本学の実績、学内の諸資源、これからの本学

の発展計画等に照らして検証、見直す。検証・見直しは、学務委員会が中心に行い、そのための仕組みを整備する。

(2)学則上の本学の「目的」、各学部・大学院各研究科の「教育研究上の目的」について学内への周知、社会への公表を積極的に行う。

### 4. 根拠資料

1-1. 愛知大学学則

1-2. 愛知大学大学院学則

1-4. 2013年度 愛知大学大学案内

1-A-1. 愛知大学五十年史編纂委員会「愛知大学五十年史 通史編」愛知大学、2000年

1-A-2. 愛知大学小史編集会議編「愛知大学小史」梓出版社、2006年

1-A-3. 藤田佳久「日中に懸ける 東亜同文書院の群像」中日新聞社、2012年

1-A-4. 愛知大学公式ホームページ「愛知大学学則」 [http://www.aichi-u.ac.jp/profile/pdf/gakusoku\\_gakubu.pdf](http://www.aichi-u.ac.jp/profile/pdf/gakusoku_gakubu.pdf)

1-A-5. 愛知大学教学組織の再編・改革の実施計画（第2次基本構想）

1-A-6. 学校法人愛知大学 第3次基本構想

## I. 理念・目的

## II. 教育研究組織

## 1. 現状の説明

(1)大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

本学は、2012年4月1日現在、7学部9学科、1短期大学部1学科、大学院6研究科9専攻、専門職大学院2研究科2専攻を設置している(大学基礎データ表1)。この体制に至る2000年以降の主な経緯は、以下の通りである(資料2-A-1、2-A-2)。

2004年4月、経済学部1部を経済学部、法学部1部を法学部にそれぞれ名称変更した。同時に、経済学部2部経済学科、法学部2部法学科及び国際コミュニケーション学部比較文化学科夜間主コースの学生募集を停止し、同収容定員を昼間学部へ振り替えた。また、車道校舎での専門職大学院法務研究科の設置にあわせて法学部法学科3年次以上生を旧名古屋校舎(みよし市)から車道校舎に移転した。更には、大学院中国研究科博士後期課程の入学定員を変更(15名)するとともに、法学研究科修士課程公法学専攻及び私法学専攻の学生募集を停止した(2005年3月廃止)。

2005年4月、文学部の5学科(哲学科、社会学科、史学科、日本・中国文学科、欧米文学科)を改組し、人文社会学科を設置するとともに、経営学部会計ファイナンス学科を増設し、従来の1学科(経営学科)を2学科(経営学科、会計ファイナンス学科)に改組した。また、短期大学部の2学科(言語文化学科、現代生活学科)を改組し、ライフデザイン総合学科を設置した。

その後、2006年4月に専門職大学院会計研究科、2011年4月には地域政策学部地域政策学科を設置した。

2012年4月には、名古屋駅「ささしまライブ24地区」に名古屋校舎を開校し、法学部、経済学部、経営学部、現代中国学部及び国際コミュニケーション学部を同校舎に移転するとともに、車道校舎に文学研究科を除くすべての大学院及び専門職大学院を集結した。

また、本学の附置研究所・センターの設置状況は、大学基礎データ(表1)の通りであり、「世界文化と平和への貢献」、「国際的教養と視野をもった人材の育成」、「地域社会への貢献」という本学の建学の精神に基づいて、幅広い研究活動の発展をめざしている。

上記の教育研究組織の設置・改組は、本学の理念・目的に適うものである。

(2)教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

本学では、2007年の認証評価受審以降、毎年、自己点検・評価活動を実施し、その結果を取りまとめた「愛知大学自己点検・評価年次報告書」(資料2-A-3)等の作成を行って業務の検証を継続して実施してきた。2012年度からは、「愛知大学自己点検・内部質保証委員会規程」(資料2-A-4)を制定し、自己点検・内部質保証委員会の下で各学部・研究科等の自己点検・評価を実施する「大学全体の総合的な内部質保証評価システム」を整備した。教育研究組織の適切性については、このシステムの中で今後も定期的に検証していく。

このほか、学部については、新たな社会的ニーズに応える趣旨から、最近では、新学部設置構想委員会、教学将来構想委員会等において検討が進められ、2011年4月に地域政策学部地域政策学科を設置し(資料2-A-5、2-A-6)、文学部人文社会学科を6コース15専攻体制へ向けて

## Ⅱ. 教育研究組織

再編すると共に、2013年4月には国際コミュニケーション学部言語コミュニケーション学科の名称を英語学科に変更することが決定された(資料2-A-7)。これら一連の改革は、教育研究組織を社会的ニーズに適合させようとしたプロセスであると言える。

他方、大学院については、定員充足に関して課題を抱える専攻があることから、大学院委員会の下に大学院改革検討委員会を設置し検討が行われ、二度にわたる中間報告が出されたが、具体的な改革には至っていない(資料2-A-8、2-A-9)。

研究所については、2011年に出された「研究体制・政策に関する答申」(資料2-A-10)に基づき研究政策・企画会議を立ち上げ、研究所相互間の情報交換、交流・連携を促進するために、同会議の下に研究機構を設置することとし、当面は各校舎の特色を際立たせることを念頭に置いて、名古屋校舎に国際研究機構、豊橋校舎に地域研究機構の二つの研究機構を2012年7月に設置した(資料2-A-11)。このような研究所の組織再編も社会的ニーズに対応しようとした取り組みであると言える。

上記の通り、本学では、教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っている。

### 2. 点検・評価

#### ①効果が上がっている事項

2012年4月の名古屋校舎開校に伴う新たな3校舎体制の確立、学部及び大学院の再配置により、各校舎の位置付けが明確になった(名古屋校舎は国際化への貢献、豊橋校舎は地域社会への貢献、車道校舎は高度専門職業人養成)。

#### ②改善すべき事項

各校舎の学部構成についても、社会のニーズに対応すべく、その改変について更に取り組む必要がある。

大学院及び専門職大学院において、定員確保が十分でない専攻がある。

学外からの補助金の獲得により発足したセンターについて、補助金対象期間終了後の運営、とりわけ資金面に関して課題となっている。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### ①効果が上がっている事項

各校舎・学部の教育内容・方法の充実、受験生の確保、就職先の確保に引き続き注力する。

#### ②改善すべき事項

学部や大学院のあり方を検討する組織を必要に応じて設置し、2015年度カリキュラムを念頭に方針を決める。

各校舎の研究機構において、各研究所・センターの取り組みに関する情報交換、活動の相互調整あるいは連携を進めるため、将来的には再編・統合も視野に入れ、研究政策・企画会議で検討する。

### 4. 根拠資料

○大学基礎データ(表1)

- 2-A-1. 2013年度 愛知大学大学案内（既出 資料 1-4）
- 2-A-2. 2012年度 愛知大学要覧
- 2-A-3. 愛知大学自己点検・評価年次報告書（2007～2011年度）
- 2-A-4. 愛知大学自己点検・内部質保証委員会規程
- 2-A-5. 地域政策学部設置計画案（中間答申）
- 2-A-6. 地域政策学部設置計画案（第二次答申）
- 2-A-7. 新名古屋校舎における国際系教学組織の再編について（案）
- 2-A-8. 大学院改革に関する中間報告
- 2-A-9. 大学院改革に関する第2次中間報告
- 2-A-10. 研究体制・政策に関する答申
- 2-A-11. 研究政策・企画会議規程

## II. 教育研究組織

Ⅲ. 教員・教員組織

1. 現状の説明

(1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。

大学全体

① 大学として求める教員像

本学は、「世界文化と平和への貢献」「国際的教養と視野をもった人材の育成」「地域社会への貢献」を建学の精神としている。各学部・研究科はこれを踏まえて教育研究上の目的を学則（資料 3-A-1、3-A-2、3-A-3）に規定すると共に、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを定めている（資料 3-A-4）。さらに本学は、研究者として遵守すべき「愛知大学研究倫理規準」（資料 3-A-5）を定めている。本学として求める教員像は、これらの教育研究上の目的および 3 つのポリシーについての十分な理解、優れた教育力と研究力、豊かな人間性、を兼ね備えた人材である。

② 教員組織の編制方針

本学の理念を実現するために、学部・研究科の教育課程、学生収容定員等に応じた教育研究上必要な規模の教員組織を大学設置基準等を参考にしながら設けるとともに、組織に応じて適切な教員を配置し、教育と研究に十分な成果を収める。そのために、次の諸点を方針とする。

ア. 学部別の専任教員数について、「教育職員人事計画」（資料 3-A-6）を定める。この計画では、卒業論文を必修とする学部にあつては教員 1 人当たり学生 45 人以内、卒業論文を選択とする学部にあつては教員 1 人当たり学生 50 人以内として大学設置基準を上回る教員数を設定することとしており、各学部はこの教員数に基づき、2010 年代の後半までを視野に入れた現実的な人事計画を策定する。

文学部：	35.33 名
地域政策学部：	22.66 名
経済学部：	31.99 名
国際コミュニケーション学部：	24.66 名
法学部：	30.33 名
経営学部：	36.00 名
現代中国学部：	19.33 名
短期大学部：	8.00 名

（注）教員数は専任教員を 1.00、特別任用教員を 0.66、嘱託助教を 0.33 でカウントしている。

イ. 専任教員の年齢構成・男女構成等のバランスが適正になるよう配慮する。

ウ. 教育補助・学生の学習活動支援の組織体制として、学習・教育支援センターの更なる充実を図る。

エ. 教員の募集・採用・昇格は、「愛知大学教育職員の採用及び昇格に関する規程」（資料 3-14）等を適切に運用し、教員の教育研究活動を適切に評価する。

オ. 教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在について、各学部で学部長の

### Ⅲ. 教員・教員組織

ほかに教学主任を配置している。共通教育科目は学部共通であり、教学委員会を置き、その運営に当たっている。専門教育科目を主に担当する教員、共通教育科目を主に担当する教員のいずれも各学部の教授会に所属することによって学部全体として組織的な連携体制をとる。

カ. 本学専任教員は専門職大学院を除いて学部所属で大学院所属の者はないが、大学院研究指導教員の適格性審査を「大学院担当教員資格審査内規」(資料 3-18)に基づいて行っており、大学院教育の教員組織編制を適切に整えている。

本学では、「愛知大学学則」(以下「学則」という。資料 3-A-1)、「愛知大学大学院学則」(以下「大学院学則」という。資料 3-A-2)、「愛知大学専門職大学院学則」(以下「専門職大学院学則」という。資料 3-A-3)に基づき、教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在を明確にしている。

学部については、学則第 11 条に基づき、専任教員で組織する教授会を置いており、同学則第 12 条及び「愛知大学教授会規程」(資料 3-2) 第 7 条において、(1)教育課程及び授業の計画、実施に関する事項、(2)学生の入学、退学、転学部、転学科、休学及び卒業に関する事項、(3)学生の指導及び賞罰に関する事項、(4)教員の人事に関する事項、(5)学則に関する事項、(6)自己点検・評価に関する事項、(7)法令並びに学校法人及び大学の諸規程において、教授会の議を経ることを要すると定められた事項、(8)その他、学部の教学に関する必要な事項、を教授会において審議決定することを定めている。これにより教授会における責任範囲は明確に示されていると言える。また、本学部より、大学の教学及び経営に係る重要事項を審議する大学評議会への委員を選出している。その他、大学全体での教育研究の諸活動に関わり、本学部専任教員から委員を選出している主な組織としては、教学委員会、学生部委員会、研究委員会、自己点検・内部質保証委員会、教職課程センター委員会、図書館委員会、就職委員会、語学教育研究室運営委員会、一般教育研究室運営委員会、学習・教育支援センター委員会があり、学内における組織的連携が果たされている。

大学院 6 研究科については、大学院学則第 9 条に基づき、専任教員で組織する研究科委員会を置いており、「大学院運営に関する規程」(資料 3-3) 第 4 条において、(1)大学院担当教員の資格審査に関する事項、(2)授業科目の編成及び担当者に関する事項、(3)学位論文の審査及び最終試験に関する事項、(4)学生の入学、休学、退学、除籍、再入学、留学及び課程修了に関する事項、(5)試験に関する事項、(6)学生の奨学及び賞罰に関する事項、(7)自己点検・評価に関する事項、(8)その他、当該研究科に関する事項、を研究科委員会において審議決定することを定めている。これにより、本研究科委員会における責任範囲は明確に示されていると言える。また、本研究科を含む大学院(専門職大学院除く)各研究科の連絡・調整を図るために置かれた大学院委員会へ委員を選出している。また、大学院長は、役職上大学の教学及び経営に係る重要事項を審議する大学評議会の委員となっており、大学内での連携体制が整えられている。

専門職大学院については、専門職大学院学則第 10 条及び第 11 条に基づき、専任教員で組織する教授会を置いており、同第 12 条において、(1)教育課程及び授業の計画、実施に関する事項、(2)教育研究及び指導に関する事項、(3)教員の人事に関する事項、(4)研究科長の選出に関する事項、(5)自己評価その他専門職大学院の評価に関する事項、(6)FD 活動



### Ⅲ. 教員・教員組織

規程施行細則」(資料 3-10)、「非常勤教員に関する規程」(資料 3-11)、「愛知大学嘱託助教Ⅰに関する規程」(資料 3-12)、「愛知大学嘱託助教Ⅱに関する規程」(資料 3-13)に基づき実施している。

教員採用の決裁権限について、人事計画及び採用計画に関しては、「職務権限基準」(資料 3-A-7)に基づいて、学長・理事長を議長とする大学評議会で審議し、決定している。

#### (4)教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

##### 大学全体

本学では 2000 年に F D (ファカルティ・ディベロップメント) 委員会 (資料 3-A-8) を設置した。同委員会は、大学の 2 大機能である教育と研究の発展について検討を進め、関係する諸機関と協力して、特に教育機能の改善を推進することによって、本学の大学としての質的向上を図ることを目的とし、教員の資質の向上を図っている。同委員会では、学生による授業評価アンケート等さまざまな取り組みを展開してきたが、2011 年度初めに従前の取り組みを踏まえて新たな基本方針を策定した (資料 3-A-9)。

基本方針では、「F D 活動とは、多様化した学生の質を高めるため、教員個々の力量のみでは解決できない問題について、共通理解を形成した教職員団により、組織的に解決策を打ち出していくことである」、と定義し、授業評価アンケート等の個別具体的な取り組みは、この F D 活動を支援する手段のひとつであり、F D 委員会はそれらに対する支援活動を行う組織であると位置付けた。また、同基本方針では、「教育改善活動に関わる教職員個人及び組織の F D 活動を支援し、学生の授業満足度を向上させることのみならず、学生が修得すべき学習成果を最大限得ることができる取り組みを支援する。」という目標を掲げている。

なお、大学院では、大学院委員会の下に大学院 F D 委員会を設置し、大学院委員会及び各研究科委員会と連携・協力し、大学院における F D 活動の企画・立案、推進を行っている (資料 3-A-10)。

また、「教育職員学外研修規程」(資料 3-A-11)、「研究休暇規程」(資料 3-A-12)、「研究専念規程」(資料 3-A-13) 等を整備しており、研究支援の観点から教員の資質の向上を図る制度を設けている。なお、いずれの制度もその内容、成果、実績等の報告を義務付けている。(詳細は「Ⅶ. 教育研究等環境」を参照。)

教員の教育研究活動等の公表については、2010 年より本学公式ホームページに専任教員の過去 5 年の研究業績を掲載し、本学教員の知的貢献の紹介に努めている (資料 3-1)。

#### 2. 点検・評価

##### ②改善すべき事項

##### 大学全体

専任教員の男女構成については、方針として掲げているが、制度的な配慮は行われていない。なお、2012 年 5 月 1 日現在の専任教員 244 名 (学部) のうち、男性教員は 199 名 (82%)、女性教員は 45 名 (18%) である。

#### 4. 根拠資料

3-1. 愛知大学研究者情報データベース <http://www.aichi-u.ac.jp/tsearch/search.html>

- 3-2. 愛知大学教授会規程
- 3-3. 大学院運営に関する規程
- 3-4. 愛知大学就業規則
- 3-5. 特別任用教員規程
- 3-6. 客員教員規程
- 3-7. 客員教員規程施行規則
- 3-8. 愛知大学契約教員規程
- 3-9. 愛知大学の任期を定めた教員の任用等に関する規程
- 3-10. 愛知大学の任期を定めた教員の任用等に関する規程施行細則
- 3-11. 非常勤教員に関する規程
- 3-12. 愛知大学嘱託助教Ⅰに関する規程
- 3-13. 愛知大学嘱託助教Ⅱに関する規程
- 3-14. 愛知大学教育職員の採用及び昇格に関する規程
- 3-15. 学部卒及び専門職大学院卒採用人事手続き取扱要領
- 3-16. 大学卒採用人事手続き取扱要領
- 3-17. 昇格人事手続き取扱要領
- 3-18. 大学院担当教員資格審査内規
- 3-A-1. 愛知大学学則（既出 資料 1-1）
- 3-A-2. 愛知大学大学院学則（既出 資料 1-2）
- 3-A-3. 愛知大学専門職大学院学則
- 3-A-4. 本学刊行物「愛知大学3つのポリシー」（冊子）
- 3-A-5. 愛知大学研究倫理規準
- 3-A-6. 教育職員人事計画
- 3-A-7. 職務権限基準
- 3-A-8. F D（ファカルティ・ディベロップメント）委員会規程
- 3-A-9. 愛知大学 F D 委員会基本方針
- 3-A-10. 大学院 F D 委員会要綱
- 3-A-11. 教育職員学外研修規程
- 3-A-12. 研究休暇規程
- 3-A-13. 研究専念規程

### Ⅲ. 教員・教員組織

#### IV. 教育内容・方法・成果

##### ①教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

#### IV. 教育内容・方法・成果

##### ①教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

###### 1. 現状の説明

###### (1)教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

###### 大学全体

本学では既述のように、1946年の設立趣意書の中で説かれた本学設立の「特殊の意義と使命」を整理し、「国際文化と平和への貢献」「国際的教養と視野を持った人材の育成」「地域社会への貢献」——という3つの「建学の精神」にまとめている。これは「建学の精神」として、本学全体の人材育成の目標となってきた。

2008年12月の中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」において各大学が3つのポリシーを明確にするよう求めたことに対応するべく、本学では各学部教授会、学務委員会における審議を経て、入学者受入方針（以下「アドミッション・ポリシー」という。）については2010年4月12日学内理事会で、学位授与方針（以下「ディプロマ・ポリシー」という。）、教育課程の編成・実施方針（以下「カリキュラム・ポリシー」という。）については2011年3月23日学内理事会で、大学全体及び各学部のポリシーを定め、本学公式ホームページで公表した。（資料4(1)-A-1、4(1)-A-2、4(1)-A-3、4(1)-A-4、4(1)-A-5）

大学全体については、まずアドミッション・ポリシーにおいて上記3つの教育目標を明示し、更にカリキュラム・ポリシーにおいて「建学の精神および設置する学部の教育研究上の目的に即した人材の養成を実現するため」、共通教育科目と各学部・学科の専門教育科目それぞれについてカリキュラムの編成方針を明示した。これらを受けてディプロマ・ポリシーを次のように定めている。

「愛知大学では、設置する学部・学科の履修規程に定められた科目区分毎の卒業必要単位数および専攻もしくはコース別の履修要件等をすべて満たし、厳格な成績評価を経ることにより総計124単位以上を修得した学生に対して卒業判定を行い、学位を授与します。その過程において身に付けた力は、卒業論文もしくは卒業研究において、論文審査や口頭試問等により厳格に審査を行うことで確認します。文学部、地域政策学部、国際コミュニケーション学部および現代中国学部では、卒業論文もしくは卒業研究を必修としています。」

なお、学位授与に関しては、「愛知大学学則」（第26条）、「愛知大学大学院学則」（第31条）、「愛知大学専門職大学院学則」（第37条）にそれぞれ規定されている。（資料4(1)-A-6、4(1)-A-7、4(1)-A-8）

###### (2)教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

###### 大学全体

本学のカリキュラム・ポリシーは、各学部教授会、教学委員会、学務委員会での審議を経て、2011年3月23日学内理事会で定められた。このカリキュラム・ポリシーは、2006年度に改訂されたカリキュラム（2006年度カリキュラム）の実施状況の点検をふまえつつ、新たに策定作業が進められていた新カリキュラム（2011年度から実施の現行カリキュラム）

#### IV. 教育内容・方法・成果

##### ①教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

の編成方針となるものである。

カリキュラム・ポリシーには大学全体と各学部のものがあるが、大学全体のカリキュラム・ポリシーは以下のように定められている。

「愛知大学では、建学の精神および設置する学部の教育研究上の目的に即した人材の養成を実現するために、以下の方針に沿ってカリキュラムを編成し実施しています。

①「共通教育科目」は、大学教育への導入・適応を促し、大学における学習・研究に必要な基礎的能力の養成、学部・学科に広く関連する領域についての教育に主眼を置き、基本的な思考方法や総合的な判断能力を養うことにより、市民生活に求められる基本的な理解力を形成することを主たる目的とします。

・一般教育・体育の各分野により、社会生活の“リテラシー”と一般常識をバランス良く身につけます。

・グローバル化する社会に対応するため、TOEIC対策を含め、英語を中心にその他の外国語（中国語、フランス語、ドイツ語、韓国・朝鮮語、ロシア語、タイ語、ポルトガル語、日本語（外国人留学生のみ））の能力を養成します。

・コンピュータ・リテラシーと情報スキルを養成し、IT化する社会に対応できる知識と技術を養います。

②学部・学科には、専門知識を習得するための「専門教育科目」を配置し、より専門性を高めることができるよう、それぞれに複数の専攻もしくはコースを置いています。1年次より演習系科目を配置し、少人数教育を実践します。卒業論文もしくは卒業研究は学部により必修とします。」（資料4(1)-A-3）

なお、大学院の各研究科のカリキュラム・ポリシーは、現在各研究科で策定し、本学公式ホームページに掲載している。

**(3)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。**

##### **大学全体**

既述のように、本学の教育目標は、建学時の設立趣意書に盛り込まれた「建学の精神」と同義語として、様々な場面で繰り返し語られてきた。今日、3つの「建学の精神」は本学公式ホームページのトップページにも掲示されており、「愛知大学要覧」の各年版の裏表紙に掲げられている。（資料 4(1)-A-9、4(1)-A-10）同要覧には「設立趣意書」の抜粋も掲載されている。これらを通じて本学の教育目標は大学構成員に周知され、社会的にも公表されている。また各学部の教育目標については、各学部教授会、学務委員会、大学評議会での審議を経て2007年度の学則変更（2008年4月1日施行）の際に愛知大学学則に盛り込まれたものである。（資料 4(1)-A-11、4(1)-A-12）愛知大学学則は本学公式ホームページの「大学基本情報」のページにPDFファイル形式で掲載されているほか、毎年学生に配布している「履修要項」のなかにも掲載されており、学生はこれを通じて各学部の教育目的を知ることができる。（資料 4-1、4-2）

ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーも2010年度に制定されたものであるが、これは全学及び各学部とも本学公式ホームページ上で知ることができるほか、毎年「愛知大学大学案内」とともに別刷りのパンフレット「愛知大学 3つのポリシー」に入学

#### IV. 教育内容・方法・成果

##### ①教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

者受入方針(アドミッション・ポリシー)とあわせて掲載して配布している。(資料4(1)-A-13、4(1)-A-14)

(4)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

###### 大学全体

本学では2002年の「第2次基本構想」、2010年の「第3次基本構想」を策定する際に、それぞれ大学創設時の設立趣意書に盛り込まれた「建学の精神」を大学全体の教育目標と結びつけるかたちで再確認してきた。すなわち、「第2次基本構想」においては、「競争的環境における愛知大学の個性化と独自化を進めるための基本」として「建学の精神の再確認と現代化を図ること」が謳われ、「学問文化興隆の地方主義、平和と国際化」等が掲げられた。「第3次基本構想」においても、「建学の精神の現代における深化、展開」という観点から、3校舎それぞれの今後の教育目標の重点が言及されている。(資料4(1)-A-15、4(1)-A-16)

また、各学部、研究科の教育研究上の目的を規定するために学則の変更を行ったが、2012年の文学部専攻新設に伴う改組(2010年11月18日大学評議会承認)、更に2013年の国際コミュニケーション学部言語コミュニケーション学科の英語学科への名称変更(2012年3月14日大学評議会承認)にあわせて、それぞれの教育研究目上の目的についても見直しを行い、学則変更を行った。(資料4(1)-A-17、4(1)-A-18)

カリキュラム・ポリシーについては、これを明確に定めたのは2010年度が最初であるが、カリキュラム・ポリシーを具体化したカリキュラムについては、2002年度、2006年度、2011年度にそれぞれ見直しを行って新カリキュラムをスタートさせているので、4、5年ごとに定期的な検証を行っているといえる。2002年度カリキュラムでは授業科目の充実及び共通教育科目と学部専門科目の関係の整理が、2006年度カリキュラムでは開講コマ数の適正化が、また2011年度カリキュラムでは新名古屋校舎移転ともなう混乱を避けつつ、5学部が集結する新名古屋校舎の各学部間での科目の相互調整が、それぞれ課題となった。

ディプロマ・ポリシーについて全学的に明文化して定めたのは2010年度が最初であり、いまだ定期的な検証を行うにはいたっていない。

## 2. 点検・評価

### ②改善すべき事項

#### 大学全体

(1)ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの関連性の明示が十分ではない。

(2)3ポリシーがそれぞれ異なるPDFファイルに記載されて本学公式ホームページにリンクされており、3ポリシー相互の関連が見えにくくなっている。

(3)卒業・修了に要する条件については各学則、学位規程等に規定されているが、学士課程修了にあたっての学習成果(いかなる能力を身につけているか)が明示されていない。

教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーのいずれも、制定してまだ日が浅く、定期的な見直しを行うにはいたっていない。

#### IV. 教育内容・方法・成果

##### ①教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

### 3. 将来に向けた発展方策

#### ②改善すべき事項

##### 大学全体

(1)、(2)ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの関連性が明確になるよう見直す。

(3)3つのポリシーが大学全体としても各学部としても、相互の関連性がわかるような提示方法を検討すべきである。

(4)ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの関連性が明確になるよう見直す。

教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについて、今後定期的な見直しを行わなければならない。

### 4. 根拠資料

4-1. 2012年度 愛知大学履修要項（法学部・経済学部・経営学部・現代中国学部・国際コミュニケーション学部）

4-2. 2012年度 愛知大学履修要項（文学部・地域政策学部）

4(1)-A-1. 愛知大学 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

4(1)-A-2. 愛知大学 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

4(1)-A-3. 愛知大学 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

4(1)-A-4. 2010年4月12日学内理事会議事録

4(1)-A-5. 2011年3月23日学内理事会議事録

4(1)-A-6. 愛知大学学則（既出 資料1-1）

4(1)-A-7. 愛知大学大学院学則（既出 資料1-2）

4(1)-A-8. 愛知大学専門職大学院学則（既出 資料3-A-3）

4(1)-A-9. 「建学の精神」の愛知大学公式ホームページ掲載箇所 ①<http://www.aichi-u.ac.jp/profile/02.html>、②<http://www.aichi-u.ac.jp/profile/17.html>

4(1)-A-10. 2012年度 愛知大学要覧（既出 資料2-A-3）

4(1)-A-11. 2007年11月1日大学評議会速報

4(1)-A-12. 2007年12月6日大学評議会速報

4(1)-A-13. 2012年度 愛知大学大学案内（既出 資料1-4）

4(1)-A-14. 本学刊行物「愛知大学3つのポリシー」（冊子）（既出 資料3-A-4）

4(1)-A-15. 愛知大学教学組織再編・改革の実施計画（第2次基本構想）（既出 資料1-A-5）

4(1)-A-16. 学校法人愛知大学 第3次基本構想（既出 資料1-A-6）

4(1)-A-17. 2010年11月18日大学評議会速報

4(1)-A-18. 2012年3月14日大学評議会速報

## ②教育課程・教育内容

## 1. 現状の説明

(1)教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

## 大学全体

本学では、各学部の「専門教育科目」とは別に、カリキュラム・ポリシーに基づき、学士課程教育における全学共通の授業科目を「共通教育科目」と称して設置し、「外国語科目」、「一般教育科目」、「体育科目」等の科目群に分けて構成している。

「外国語科目」は、英語はもとより未習外国語としてドイツ語、フランス語、中国語、韓国・朝鮮語、ロシア語、タイ語（名古屋校舎のみ）、ポルトガル語（豊橋校舎のみ）を開設している。そのほか、外国人留学生向けに日本語を開設している。英語及び未習外国語をあわせて最低12単位以上を必修とし、更に学習をより深めたいと希望する学生のために、各語学ともに複数の選択科目を設けている。なお、英語科目においては、入学時に実施するクラス分け試験により、習熟度別クラスを設け、更には1年次終了時及び2年次終了時にTOEIC-IPT試験を全学生に受験させ、学習到達度の客観的な把握に努めている。

「一般教育科目」は、数理・情報分野、自然分野、社会分野、人文分野から構成されており、各分野に15前後の科目が配置されている。更に、学際的・総合的なテーマを扱うために総合分野を設けている。これらの分野を偏りなくバランスよく学ぶことで、市民生活を送るうえで求められる基本的な思考方法や総合的な判断力を養うことを目的とすべく、数理・情報、自然、社会、人文の各分野については2科目4単位以上を選択必修とし、総合分野を含めて計20単位以上を修得することを条件としている。

「体育科目」は、「一生涯健康に生活するためにスポーツが好きになり、上手くなり、継続できる人を育成すること」を目標とすべく、「スポーツ・健康演習」を全学生を対象に必修とし、更に選択科目として「スポーツ実技」等の科目を開講している。（資料4-1、4-2、4(2)-A-1）

なお、専門教育科目は各教授会で決定している。

(2)教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

## 大学全体

本学では、共通教育科目の管理・運営については教学委員会が担っている。教学委員会の下に、外国語分野担当者会議（更に英語分科会、未習外国語分科会に分かれる）、一般教育担当者会議（数理・情報分科会、自然分科会、社会分科会、人文分科会に分かれる）、体育分野担当者会議を置き、各担当者会議の下で授業計画及び授業内容の点検を行い、更に教学委員会でそれらを精査したうえで、すべての学部の学生に科目を提供している。委員の構成は、教学部長を責任者とし、各学部の教学主任及び各分野の担当者会議の責任者からなり、各学部との連携は各学部の教学主任を通して、各分野担当者会議との連携は各分野の責任者を通して行われている（資料4(2)-A-3）。

なお、学士課程教育に相応しい教育内容を確保するため、シラバスには授業のテーマ・目標、一回ごとの授業内容・スケジュール、授業時間外での準備学習、成績評価方法等の

#### IV. 教育内容・方法・成果

##### ②教育課程・教育内容

項目を設け、それらを具体的に明示することを必須としている。また、科目ごとにシラバスの内容に精粗がないように、名古屋・豊橋両校舎教学部長の指示の下で確認・点検を行っている。

なお、専門教育科目は各教授会で決定している。

#### 2. 点検・評価

##### ①効果が上がっている事項

###### 大学全体

(1) 英語科目については、必修科目に加えて選択科目を履修する学生が増加した。(資料 4(2)-A-2)

一般教育科目については、「総合」の履修者が「2科目4単位以上を選択必修とする」といった条件を設けていないにも関わらず、増加傾向にある。学生が自らの興味・関心に応じて科目を履修している表れと言える。

(2) シラバス間における内容面での精粗という点については、改善傾向にある。(資料 4(2)-A-4)

#### 4. 根拠資料

4-1. 2012年度 愛知大学履修要項（法学部・経済学部・経営学部・現代中国学部・国際コミュニケーション学部）

4-2. 2012年度 愛知大学履修要項（文学部・地域政策学部）

4(2)-A-1. 2012年度 愛知大学大学案内（既出 資料1-4）

4(2)-A-2. 履修者数集計表

4(2)-A-3. 教学委員会規程

4(2)-A-4. 「開講科目の紹介」原稿の作成及び提出について（依頼）

## ③教育方法

## 1. 現状の説明

## (1) 教育方法および学習指導は適切か。

## 大学全体

ここでは、単位の実質化を図る措置にかかわり、①授業形態、シラバス、②履修者数制限、③履修できる単位数の上限、④初年次教育、⑤教材提示システム、オンラインによる学習管理システム、⑥学習・教育支援センター、授業補助員、⑦授業時間数、⑧成績不振学生への指導、⑨成績優秀者の奨励の取り組みについて示す。

本学では、各学部及び共通教育の科目において、それぞれの科目内容に適合するような授業形態を採用しており、シラバスを通して学生に明示している。中にはいくつかの形態を組み合わせている場合もある。また、教育効果を高めるために、教科内容に応じて、履修者数制限を設けている。講義形式の科目においても、300名は超えないように配慮している。更に、いずれの学部においても、各年次・セメスターに履修できる単位数の上限を定めている（各学部1セメスターにつき、履修上限単位22単位、通年44単位。現代中国学部は年次によって1セメスター24単位を上限）。教職課程等の資格課程に関する科目の単位数はこれに含まれない（卒業要件に含む科目は除く）。なお留学先で取得した単位は、1年間30単位を上限に本学の単位として認定している。各学部では、1年次に「学習法」・「入門ゼミ」等の科目を必修として置き、大学における勉学法やそのためのスキルを習得できるように指導している。また、一部の学部では、主体的な学習への導入として、地域貢献活動への参加を奨めている。

各教室・ゼミ室においては、AV機器を整備しており、教員が映像・音声・Web・PCやそのソフトを活用して、授業内容ができるだけ受講生に理解されるよう努めている。また、オンラインによる学習管理システム(Moodle)(資料4(3)-A-1)の利用も増加しており、そのための教員向け講習会をメディアセンターで定期的実施している。「チューデント・アシスタント規程」(資料4(3)-A-2、4(3)-A-3)を定め、学生が授業を補助し、担当教員の過重な負担を和らげると同時に、履修学生への学習の支援を行っている。「学習・教育支援センター」(資料4(3)-A-4)を設置して、アシスタント制の実施機関として、また、教育の充実・発展をはかっている。

1セメスターの授業回数は14週とし、更に1週間の定期試験期間を設けている。そのため、一部の国民の祝日や月曜日の振替休日にも授業日を設定しており、集中講義や海外セミナーの実施に支障を来さないような大学暦を作成している。

成績不振の学生については、各学部で一定の基準(取得単位数)を設け、個別指導を実施しており、一部の学部ではゼミの担当教員が日常的に個々の学生の勉学指導を行っている。個別指導の結果については、教授会において報告・検討をセメスター毎に行っている。一方、成績優秀者に対しては、「スカラシップ奨学生」(資料4(3)-A-5)や「学業奨励学生」(資料4(3)-A-6)として表彰し、学生の勉学への意欲を促している。

## (2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

## 大学全体

#### IV. 教育内容・方法・成果

##### ③教育方法

本学においては、2005年度よりWebによりシラバスを表示することとした。(資料4(3)-A-8) シラバスには各科目について年間の授業テーマ・内容・方法及び計画を明示している。記載様式については、各授業科目のテーマ・目標、形態、各回の授業内容・スケジュール、準備学習・事後学習、学外授業、成績評価の方法、試験実施方法、テキスト・参考図書、その他(履修者への要望・関連履修科目)と項目・内容等形式について、大学院を含めて全学的に統一しており(事後学習及び関連履修科目は2013年度より追加)、1セメスターの14週(2013年度より15週)につき、それぞれの授業時間に展開される講義内容を具体的に示すようにしている。また、各担当教員がWebによりシラバスを登録する際に、記入もれのある場合には登録確定できない仕組みになっており、すべての項目が満たされている。(資料4(3)-A-9)

シラバスに記載された授業計画を遂行するためには、1セメスターに14週の授業を実施することが必須である。そのために、休講した場合には必ず補講することが求められており、新型インフルエンザ等の感染症や暴風警報による休講措置等の不測の事態を除けば、補講実施率は改善傾向が見られる。また、休講の場合は、事前(1週間前)に掲示・Webを通して、学生に周知させている。

なお、授業評価アンケートの設問項目に「授業がシラバスに基づいて行われたか」を加えることについて、FD委員会で検討する予定である。

##### (3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

###### 大学全体

成績評価及びその結果としての卒業判定については、愛知大学学則第15条(授業科目の単位数)、第15条の2(成績評価基準等の明示等)、学部の試験及び成績評価に関する規程に定められている通り、全ての学部において単位制度の趣旨に沿って単位を設定し、厳格な成績評価を実施している。また、その基準についても、学生に対して明示しており、客観性と厳格性は十分に確保されている。成績評価の基準及びその評語も統一的に定められている。

各科目の成績評価は、定められた期間内に担当教員がWebにて入力することとしている。学生に対する成績の報知は、期日を定めて成績表を当人に配付することで発表としている。成績評価に学生が疑問を見つけた場合には、教務課を通して、科目担当の教員に問い合わせることができる制度があり、セメスターごとに問い合わせの実態(件数・種別)が記録され、教学委員会及び各教授会で報告されている。

各科目の評価方法については、当該科目の担当教員がシラバスに明示することが義務づけられており、それに基づいて評価が行われている。一部の外国語科目では、全クラスで同一教科書の使用や共通の試験を実施しており、成績評価基準の平準化を図っている。成績評価の分布については、過去において名古屋校舎の教学委員会及び一部の教授会で検討したことはあるが、継続的な検証は行われていない。

愛知大学学則第16条(他の大学又は短期大学における修得単位の取扱い)、第17条(入学前の既修得単位の取扱い)に則り、他大学または短期大学を経て編入学した学生については、編入学生等単位認定に関する規程(資料4(3)-A-10)に基づき、原案を作成して、教学委員会の議を経て認定している。同様に、海外短期語学セミナー学修成果の単位認定について

#### IV. 教育内容・方法・成果

##### ③教育方法

も、学生の外国留学に関する規程（資料4(3)-A-11）に基づき認定が行われている。外国留学の学修成果については、留学先の大学等のシラバスに記載された内容を精査し、かつ授業時間数を正確に把握した上で、適切に単位認定を実施している。

(1) で述べた成績優秀者の表彰は、前年度までの成績評価からGPAを割り出して、それに基づいて選定を行っている。

(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

##### 大学全体

ここでは、全学を対象とする共通教育科目の教育成果の検証及び全学のFD（ファカルティ・ディベロプメント）委員会（以下「FD委員会」）の活動について述べることにする。専門教育科目については、各教授会が決定しており、その教育成果の検証は学部別に記述する。

まず、共通教育科目においては、教学委員会の下で、分野ごとの担当者会議を主体に教育内容や教育方法について検証を行い、改善に努めている（資料4(3)-A-12）。ただし、その方法としては、必ずしも正式に時間・場所を定めた会議形式によるものではなく、例えば担当者間でメーリングリストを利用して意見交換をする等、迅速かつ柔軟に対応している。そのため記録が残されているケースもあれば、残されていないケースもある。

次に、全学のFD委員会の取組について説明する。本学では、2000年7月に学内理事会の下にFD委員会（資料4(3)-A-13）を設置し、定められた基本方針に従って学生による授業評価アンケートの実施、FDに関する講演会・フォーラムの開催、教職員のFD研修参加への助成等を行ってきた。このうち教育成果の定期的な検証手段として最も基本的なものは、学生による授業評価アンケートの実施である。本学では、1995年に教務委員会によって(1)自由参加、(2)非公表、(3)人事考課には用いない、の3条件のもとで学生による授業評価アンケートが導入された。その後、実施主体がFD委員会に変わったほか、紙媒体によるアンケートからウェブ・アンケートへの変更（2005年）、更に紙媒体への再変更（2008年）、授業満足度を中心とした質問項目の簡素化（2008年）を経て、今日では、専任・非常勤を含めた全教員の実施、結果とそれに対する教員のコメントの本学公式ホームページ上での公開を原則（経済学部及び非常勤講師については例外を認める）として行うまでにいたっている。（資料4(3)-A-14）

2008年4月の大学設置基準の改正によって大学が組織的にFDを実施することが義務化されたことをうけて、本学でも新たな基本方針を設けた（2011年2月26日FD委員会承認（資料4(3)-A-15）、2011年3月7日学内理事会承認（資料4(3)-A-16）、2011年4月21日教授会報告）。その中で、FD委員会は個々の教員と教授会等の組織のFD活動に対する支援活動を行うものと規定され、授業評価アンケート等はFD活動を支援する手段の一つとして位置づけられた。また、FD活動はFD委員会、教学委員会、各教授会、学習・教育支援センター等の組織間の連携のもとで行うものとされた。2012年2月にFD委員会を主管する事務部門が企画・広報課（当時）から教務課に移管されたのも、組織間連携の強化を意図したものである。このような新たな方針の具体的実践として、2011年度には春学期実施の授業評価アンケート結果について、FD委員会が統計処理を行ったデータ（資料

## IV. 教育内容・方法・成果

### ③教育方法

4(3)-A-17)を作成し、これを各学部のFD活動に役立てるべく各学部教授会での議論に付した。各教授会での議論の結果は学内理事会でも報告されたが、FD委員会は今後より有効なデータの作成に取り組むことにしている。この活動は教育成果について定期的な検証と、その結果を教育課程や教育方法の改善に結びつける基盤的な取り組みと言える。またFD委員会は新基本方針を受けて2012年度から各学部教授会に各学部独自のFD活動計画を策定、実行するよう要請している。

学生による授業評価アンケート以外に、FD委員会では、2001年以来、外部講師を招いての大学教育問題講演会や学内教員を中心としたFDフォーラムを毎年開催して学内教職員への啓発を展開してきた。更に学外のFDに関わる研修活動に参加する場合の補助制度を利用する教職員には、研修参加後にレポート提出を求め、提出されたレポートはFD委員会のホームページに掲載して体験の共有化を図っている。

## 2. 点検・評価

### ①効果が上がっている事項

#### 大学全体

(1)講義形式の科目において、履修者数制限を実施した結果、学生による授業評価アンケートの結果が改善した科目が複数みられた。(資料4(3)-A-7)

(2)シラバスの内容面で精粗があるという点について、改善傾向が見られる。

(4)・共通教育科目の成果の検証について

数理・情報分野科目は、メーリングリストの利用等により、授業改善に向けてそのときそのときの問題に迅速かつ柔軟に対処することができている。(資料4(3)-A-18)

英語科目について、毎年度公表される在学生の英語能力等に関する論文(資料4(3)-A-19、4(3)-A-20)により、その成果と課題等が総括され、担当者間の共通認識の下で、授業改善に役立てられている。

・全学のFD委員会の活動について

紙媒体による授業評価アンケートに戻したことによって、ウェブ・アンケートを実施していた時に比べ、アンケート回答率が向上し、教員のフィードバック率も高まった。

(資料4(3)-A-21) また、各教授会でのアンケート結果についての議論をFD委員会で報告し、今後の授業評価アンケート実施の改善に役立てている。

### ②改善すべき事項

#### 大学全体

(1)履修者数制限科目の実績を検証し、時間帯、開講クラス数の適正化を図る。

授業評価アンケートの結果が改善する一方で、履修者数制限を実施することによって、学生は必ずしも希望する科目を履修できない場合もあるため、引き続き運用についての検討が必要である。

2013年度より授業回数を1 Semester 15週とする。

(2)シラバスに学習到達目標を明示し、受講学生がどこまで到達しているかを具体的に判断できるようにする必要がある。

現在、教学部長の指示の下で教務課が行っている全シラバスの記載内容の点検について、

今後は教学委員会及び教授会等、組織にて行う必要がある。

補講実施率の更なる向上のための方策を検討する。

(3) 成績評価について全学的に実状を調査し、適切性を評価する必要がある。

(4) ・ 共通教育科目の成果の検証について

議事録のような記録が必ずしも残されるわけではないこと。

・ 全学のFD委員会の活動について

授業評価アンケートの統計的処理とその教員に対する表示のしかた等に工夫の余地がある。アンケート項目について再検討の余地がある。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### ②改善すべき事項

##### 大学全体

(2) 2012年度シラバスより「準備学習（予習・復習）」の項目を設けているが、更に「学習到達目標」等の項目を明示することを検討する。

全シラバスの記載内容の点検については、教学委員会及び教授会等、組織として行うように改める。

(4) ・ 共通教育科目の成果の検証について

いかなる検証方法であれ、審議内容・決定事項については、教学委員会に報告を行い記録にとどめ保管することとする。

・ 全学のFD委員会の活動について

各教員が各自の授業の更なる改善に取り組むのに資するよう、授業評価アンケートの統計的処理とその教員に対する表示のしかたを工夫し、またアンケート項目についても再検討の余地がある。

### 4. 根拠資料

4(3)-A-1. オンラインによる学習管理システム(Moodle)利用マニュアル

4(3)-A-2. 愛知大学 学習・教育支援センター規程

4(3)-A-3. 愛知大学スチューデント・アシスタント規程

4(3)-A-4. 愛知大学スチューデント・アシスタント制度運用内規

4(3)-A-5. 愛知大学スカラシップ奨学生規程

4(3)-A-6. 愛知大学及び愛知大学短期大学部の学業奨励学生に関する規程

4(3)-A-7. 豊橋校舎の共通教育科目における履修者数制限による学生の授業満足度についての検証

4(3)-A-8. 愛知大学 UNIVERSAL PASSPORT シラバス検索機能 <http://www.aichi-u.ac.jp/unipa/unipa.html>

4(3)-A-9. 2011年度「開講科目の紹介」原稿の作成及び提出について（依頼）

4(3)-A-10. 編入学生等単位認定に関する規程

4(3)-A-11. 学生の外国留学に関する規程

4(3)-A-12. 2010年10月19日豊名合同中国語担当者打ち合わせ決定事項メモ

4(3)-A-13. FD(ファカルティ・ディベロップメント)委員会規程

#### IV. 教育内容・方法・成果

##### ③教育方法

- 4(3)-A-14. 授業評価アンケート結果の本学公式ホームページでの公開
- 4(3)-A-15. 2011年2月26日FD委員会議事録
- 4(3)-A-16. 2011年3月7日学内理事会議事録
- 4(3)-A-17. 2011年春学期授業評価アンケート集計結果(2011年10月8日FD委員会資料)
- 4(3)-A-18. 「数理・情報分野」担当者のメーリングリスト
- 4(3)-A-19. 石原知英「愛知大学名古屋校舎 2010年度入学生の英語力の推移—TOEICクラスの運営を中心に—」(「言語と文化」25)
- 4(3)-A-20. 石原知英「愛知大学名古屋校舎 2011年度Readingにおける選抜クラス編成の成果と課題—TOEIC I Pテストスコアおよびアンケートの分析—」(「言語と文化」27)
- 4(3)-A-21. 授業評価アンケート回答率、教員のフィードバック率推移に関する資料

## ④成果

## 1. 現状の説明

## (1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

## 大学全体

教育目標に沿った成果を測定するための全学的な評価指標について、これまでは検討が行われてこなかったため、2013年2月に卒業年次生を対象にした「学習成果の評価指標としてのアンケート調査」を全学的に実施した。この結果を分析し、2013年度自己点検・評価活動において、教育改善につなげていく。2012年度は、①学生の授業評価アンケートの数値と②学生の就職率及び就職内定率を参考として提示する。

授業評価アンケートは現在春学期と秋学期の各期末に行われ、各教員ができるだけ履修者の多い授業を少なくとも一つ選んで、実施している。質問項目は①「授業内容を理解できた」、②「授業に専念できた」、③「授業を受け、興味・関心が広がった」、④「教材・資料等は適切であった」の4つあり、学生には⑤「総合評価」を含めて5段階評価を求めている。このうち、学習成果の測定に関わる指標は①、③、⑤である。2012年度春学期の体育実技を除く講義科目の全学平均点は、①3.9、③4.0、⑤4.1となっており、学生は学習成果について比較的高い評価をしているものと判断できる。また、過去7回（2009年度春・秋学期、2010年度春・秋学期、2011年度春・秋学期、2012年度春学期）の総合評価を学部別にみると、いずれの学部及び共通教育とも3.9から4.3の幅のあいだで推移している。（資料4(4)-A-1、4(4)-A-2）

学生の就職状況は、企業・事業所からみた本学卒業生の評価をある程度反映しているものと考えられる。ここでいう就職率とは、就職決定者数を卒業者数から大学院への進学者を差し引いた人数で除した百分率であり、就職内定率とは就職決定者数を就職希望者数で除した百分率である。2007年度から2011年度までの5年間、本学の就職率は85.0%、85.1%、80.4%、78.7%、80.3%、また就職決定率は98.3%、97.8%、93.0%、92.7%、93.5%と推移している。いずれの数値も全国の大学の平均を上回っており、本学の卒業生が企業・事業所から一定の評価を受けていることを示している。これも教育目標に沿った成果を上げていることを間接的に示しているものと思われる。（資料4(4)-A-3）

## (2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

## 大学全体

本学では学位に関して、「愛知大学学則」（資料4(4)-A-4）、「愛知大学大学院学則」（資料4(4)-A-5）のほか、「愛知大学学位規程」（資料4(4)-A-6）、「大学院博士の学位授与に関する内規」（資料4(4)-A-7）の諸規程がある。

学士に関しては、愛知大学学則第25条で「卒業の要件は、本大学に4年以上在学し、卒業に必要な単位を修得していなければならない。」とし、第26条で「卒業の要件を備えた者には、教授会の議を経て卒業の資格を認定し、学士の学位を授与する。」と規定している。卒業判定に当たっては、各学部において、教務主任が教務課の作成した資料に基づいて科目区分ごとに卒業に必要な単位を取得しているかを判断して原案を作成し、教授会におい

## IV. 教育内容・方法・成果

### ④成果

で最終的にこれを確認することになっている。このプロセスは各学部において厳格に行われており、とくに問題は生じていない。

修士及び博士の学位授与については、いずれも愛知大学大学院学則に修了の要件、学位の授与、学位の種類が規定されている。また愛知大学学位規程によって審査委員会の構成（修士にあつては該当する科目もしくは関連する科目の教授2名以上、博士にあつては同3名以上）、審査方法（修士にあつては論文審査及び口述又は筆記による最終試験、博士にあつてはそれに加え事前の学力の確認）が規定されている。なお博士の学位の授与については、愛知大学学位規程第13条第2項で、「本大学院の博士後期課程を経ない者であっても、（中略）博士の学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格し、かつ専攻科目及び関連科目並びに外国語に関し、本大学院の博士後期課程を修了して博士の学位を授与される者と同等以上の学力があると認められた場合（中略）に限り授与することがある。」として、いわゆる「論文博士」の道を開いている。また、「博士の学位授与に関する内規」では、論文博士の申請条件のほか、予備審査、本審査の受理から結果の報告までの手続きを規定している。

このように学位の授与に関しては、授与のための要件と手続きを明示しており、その内容も適切である。ただし、学位を満たす論文であるか否かを審査する基準については明示されていなかったため、2012年度に自己点検・内部質保証委員会から学位論文審査基準の策定を依頼した。

## 2. 点検・評価

### ①効果が上がっている事項

#### 大学全体

(2)学位論文審査基準について、大学院については専門職大学院を除く6研究科については各研究科委員会、大学院委員会で審議・決定し、2013年度大学院履修要項に掲載予定である。学部については、必須とはしなかったが、卒業論文を必修としている学部を中心に2012年度に審議・決定し、2013年度履修要項、ガイドブック等に掲載予定である。

### ②改善すべき事項

#### 大学全体

(1)課程修了時の学生の学習成果を測定するための全学的な評価指標がない。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

#### 大学全体

(2)学位論文審査基準以外にも、質保証の観点から対応が必要と思われる事項については、自己点検・内部質保証委員会から各単位に問題提起していく。

### ②改善すべき事項

#### 大学全体

(1)学士課程修了時の学生の学習成果を測定するための全学的な評価指標の検討を進める

必要がある。

4. 根拠資料

- 4(4)-A-1. 2011年春学期授業評価アンケート集計結果（2011年10月8日FD委員会資料）  
（既出 資料4(3)-A-17）
- 4(4)-A-2. 各学部授業評価アンケート経年データ（2009年度春学期～2011年度春学期）
- 4(4)-A-3. 卒業者就職決定率、就職希望者就職決定率（2011年度）
- 4(4)-A-4. 愛知大学学則（既出 資料1-1）
- 4(4)-A-5. 愛知大学大学院学則（既出 資料1-2）
- 4(4)-A-6. 愛知大学学位規程
- 4(4)-A-7. 大学院博士の学位授与に関する内規

#### IV. 教育内容・方法・成果

##### ④成果

## V. 学生の受け入れ

## 1. 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

**大学全体**

学生の受け入れ方針として、大学全体部分のアドミッション・ポリシーについては 2010 年 4 月 12 日の学内理事会（資料 5-A-1）及び 2010 年 4 月 19 日の入学試験戦略委員会（資料 5-A-2）で承認し、次のとおり定めている。

「愛知大学（学部・短大）の入学受入方針（アドミッション・ポリシー）」

愛知大学では、「世界文化と平和への貢献」「国際的教養と視野をもった人材の育成」「地域社会への貢献」を建学の精神としており、これに基づいた人材を社会に送り出すことを使命としています。また、建学の精神に即した人材として成長が期待できる学生の選抜を目標としています。

各学部の専門教育はそれぞれ異なりますが、いずれの学部に入學するにしてもカリキュラムは高等学校で身につけた幅広い分野にわたる基礎学力を前提としています。本学では、基礎学力をバランス良く備えた入學者を選抜するために、3 教科以上を課す一般入試に重点をおいた入学試験を実施しています。

また、推薦入試については、一定水準以上の学業成績や学力条件を満たし、学力以外の面においても、優れた能力や豊かな経験をもつ学生、具体的には、リーダーシップや交渉力、自ら発信する能力をもった学生を求めており、さらには、それらの能力を生徒会活動や部活動、ボランティア活動等の経験を通して培った学生を求めています。

このアドミッション・ポリシーの公表については、本学公式ホームページへの掲載（資料 5-A-3）、「愛知大学 3 つのポリシー」（資料 5-A-4）（アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを記載したリーフレット）の各種入学試験募集要項（資料 5-1～5-11）への同封、オープンキャンパスや高等学校教員向け入試説明会（2011 年度は全 8 回実施）での告知等により広く行い、求める学生像、修得しておくべき知識等の内容・水準を明示している。また、オープンキャンパスや進学相談会等では、各種入学試験過去問題集の配布を行っており、インターネット等の資料請求システムによる請求者にも無料で配布している。これにより、求められる学力について広く周知をしている。

入学試験については、学部では次のとおり実施している。

「一般入試（前期入試、M方式入試、センタープラス方式入試、センター試験利用入試前期（3 教科型・5 教科型）、後期入試、センター試験利用入試後期）、指定校制推薦入試、公募制推薦入試（一般推薦入試、情報・簿記会計推薦入試）、現代中国学部 AO 入試、スポーツ特別入試、海外帰国生選抜入試、社会人入試、外国人留学生入試、編入学試験」

本学全体としては、アドミッション・ポリシーに示すとおり、一般入試を重視しており、大学全体の募集定員 1,995 名の 66% を一般入試募集定員が占めている。また、前期入試、センター試験利用入試前期（5 教科型）の成績上位者へのスカラシップ奨学金制度（資料 5-A-5）を適用し、高い基礎学力を備えた学生の確保に努めている。推薦入試においても、出願資格に一定の評定平均値を求め、学科試験（英語または国語）を課す等して、基礎学

## V. 学生の受け入れ

力を測るようにしている。

障がいのある学生の受け入れについて、各種入学試験要項に、受験及び修学上、特別な配慮を必要とする場合は、出願に先立ち問合わせる旨を記載し、個別状況を把握した上で、大学入試センター試験特別措置の事例等を参考としながら、必要な措置を講じている。

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

### 大学全体

本学は、学部については、入学者の確保及び入学志願者の開拓のため、学生募集及び入学試験全般に関する企画・戦略を策定することを目的とした「入学試験戦略委員会規程」(資料5-A-6)と、学生募集活動及び入学試験の実施にあたることを目的とした「入学試験委員会規程」(資料5-A-7)を定めている。入学試験戦略委員会は、学長・理事長を委員長とし、入学試験委員会委員長(副委員長)、副学長、入学試験委員会副委員長、事務局長を委員とし、組織しており、幹事として総務・企画部長、教学事務部長及び入試課長をあてている。入学試験委員会は、学長が委嘱する委員長及び副委員長と、各学部教授会及び短期大学部教授会から選出された委員8名で組織しており、入試課長を幹事としている。

学生募集については、入学試験戦略委員会、入学試験委員会、常任理事会、学内理事会、教授会で審議・決定の上、実施している。

学生募集の具体的な活動としては、①入試説明会、②高等学校での説明会、大学見学会、大学展・進学相談会、③高等学校の訪問、④オープンキャンパス、⑤高等学校等での模擬授業、⑥各種媒体による広報が挙げられる。こうした活動において、2011年度は、一般入試重視のアドミッション・ポリシー、新名古屋校舎開校を始めとした今後の事業計画、文学部メディア芸術専攻開設、キャリア形成支援体制と就職実績等について、重点的に広報活動を実施している。受験生に安心して受験いただくために、情報開示、説明責任、法令遵守を学生募集活動の基本方針に据えており、入試における公平性・透明性・客観性を示し、各ステークホルダーとの信頼関係を構築することを目的としている。

①の入試説明会について、2011年度は、高等学校教員向けの説明会を、豊橋校舎(2回)、車道校舎(2回)、各都市(岐阜市、四日市市、津市、浜松市)でそれぞれ1回の全8回実施した。(資料5-A-8)

②の高等学校での説明会、大学見学会、大学展・進学相談会については、下表に示すとおり積極的に実施している。

【高校説明会等入試広報活動実績】(入試課等職員による対応) (単位:回)

年度	高校説明会	大学見学会	大学展・進学相談会 (資料参加を除く)	計
2011年度	103	15	52	170
2010年度	113	11	38	162
2009年度	105	27	49	181
2008年度	108	28	57	193
2007年度	105	11	45	161

③の高等学校の訪問では、入試課をはじめとする職員で実施しており、東海4県の他、

## V. 学生の受け入れ

北陸や長野を重点的に対応している。こうした訪問では、入試結果に関する各種データの提供と説明、指定校制推薦の依頼、オープンキャンパス等行事の告知、高等学校側からの要望や各校の状況等を汲み取る機会となるよう努めている。また、入試課では各職員の訪問担当校を定めている。これは、受験生に安心して受験いただくために、第一に高等学校進路指導主事と本学担当者の信頼関係の構築をめざすものである。担当者は本学入試の公平性・透明性・客観性を誠実に伝えるよう努めている。

④のオープンキャンパスでは、各学部の模擬授業や説明会、特別企画や入試説明会、保護者ガイダンス、進学相談コーナー等の多彩な内容で実施している。2011年度のオープンキャンパスは、2012年度の新名古屋校舎の開校を見据え、夏季に豊橋校舎で1日と車道校舎で2日間、秋季に車道校舎で1日開催した。

【オープンキャンパス来場者概数】 (単位：人)

年度	夏季 オープンキャンパス	ミニ・ オープンキャンパス	秋季 オープンキャンパス	合計
2011年度	6,400 (豊橋・車道)	-	1,800 (車道)	8,200
2010年度	5,500 (豊橋・車道)	600 (豊橋)	1,000 (車道)	7,100
2009年度	3,500 (豊橋・名古屋)	-	1,300 (車道)	4,800
2008年度	3,500 (豊橋・名古屋)	800 (豊橋・名古屋)	1,100 (車道)	5,400
2007年度	3,100 (豊橋・名古屋)	700 (豊橋・名古屋)	1,000 (車道)	4,800

⑤の高等学校からの依頼を受けて行っている学部教員による専門科目の模擬講義は、2011年度は全71回(前年比+8回)実施している。この取組みは、学生募集活動の一環を担う他、本学と高等学校との信頼関係を築くべく、高大連携の観点に立って活発に行っている。

【模擬授業実績】(学部教員による対応)

学部	法	経済	経営	現代 中国	国際 コミ	文	地域 政策	短大	計
2011年度	19	8	8	4	8	13	6	4	70
2010年度	19	8	11	5	4	12	3	0	62
2009年度	14	9	9	6	2	12	-	3	55
2008年度	29	10	17	14	9	15	-	2	96
2007年度	17	16	11	7	10	10	-	3	74

⑥の学生募集情報については、2013年度愛知大学大学案内(以下「大学案内」、資料5-A-9)、入試ガイド等各種印刷物、本学公式ホームページ、各種入学試験募集要項(資料5-1~5-11)に掲載し、情報の発信に努めている。大学案内では、本学の建学の精神や沿革、各学部におけるカリキュラム等の教学内容、留学サポート体制、課外活動、キャリア形成支援体制(本学では「CISA」と称するキャリア形成支援体制を構築している)と就職実績、実社会で活躍する卒業生等の紹介等、大学全般を理解いただくためのツールとして毎年65,000部を発行している。配布先は高校生や高等学校のみならず、地域社会や企業各社、自治体等である。更に、学部をより詳しく紹介するために、学部別パンフレットの制作も都度実施している。インターネットの普及に対応すべく、大学案内についてはホームページでも閲覧できるように整備している。また、キャリア形成支援の内容と就職実績を掲載

## V. 学生の受け入れ

した独自のパンフレット（資料 5-A-10）は、毎年度制作し、募集要項と合わせ受験生に配布している。

入学者選抜については、実施内容を入試課にて検証し、次年度の計画等を入学試験戦略委員会、常任理事会、学内理事会、教授会に提案、審議、決定の上、実施している。10月に実施するスポーツ特別入試や現代中国学部AO入試、短大キャリアデザイン特別入試等、11月に実施する指定校制推薦入試と公募制推薦入試は、本学名古屋キャンパスと豊橋キャンパスの2会場で実施している。一方、1月末の短大前期入試に始まる学部・短大各一般入試においては、受験生の利便性に配慮し全国に地方試験会場を設け、受験生における経済的、精神的負担の軽減に努めている。

一般入試を重視するアドミッション・ポリシーを明確に示すことで、受験生に安心して受験いただける雰囲気確保するとともに、各種入試における合格最低点（合格最低得点率）や合格者数を入試ガイド等にて明確に公開することで、本学入試における公平性、透明性、客観性を保持している。（資料5-A-11）

入試問題については、入学試験問題の作成、校閲及び管理のために入試問題委員会（5-A-12）を設置しており、毎年度計画的な作問を行っている。複数回にわたる複数人数による入念なる事前内部チェックと、入試実施直後に実施する事後外部チェックの二重のチェック体制により、出題ミス等による受験生への多大な迷惑を未然に防止することが実現している。

合格者の選抜については、厳正な採点に基づき、入学試験戦略委員会で合格判定原案を作成し、合格者判定委員会（資料 5-A-13）において公平かつ客観的に判定を行っている。合格者判定委員会は、学長（議長）、副学長、学部長、事務局長、入学試験委員会委員長及び副委員長、各学部各学科代表者で組織している（短期大学部は、学長、副学長、事務局長、短期大学部教授会構成員で組織）。なお、本学では、志願者数、合格者数、競争率、合格最低点等のデータを公表し、成績開示制度も設け、入学試験の透明性を確保している。（資料 5-A-14）

**(3)適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。**

### 大学全体

本学における過去 5 年間での入学定員の変更については、地域政策学部の設置届出に伴い、2011 年度から地域政策学部の入学定員を 220 名とし、経済学部の入学定員を 375 名から 330 名に変更している。2012 年度からは、文学部の入学定員 325 名を 20 名増員して 345 名とした。短期大学部については、今日における女子高校生の四大志向と教養型短大である本学短期大学部への志願状況を考慮して、2012 年度から入学定員を 200 名から 100 名とした。

学生の受け入れについては、収容定員に対する在籍学生数も考慮に入れて、各年度の入学予定者数を大学評議会で決定し、それを基に入試試験戦略委員会で合格判定原案を作成し、合格者判定委員会で決定している。

また、入学定員の確保については、入学手続者数の状況に応じた対応をとるべく、追加合格制度を設けているが、基本的には追加合格を出し受験生に迷惑をかけることがないよ

う、適切なる合格者判定に努めている。

学部の入学定員（2012年度は1,995名、2011年度は1,975名、2010年度までは1,800名）に対して、この5年間の入学者数と入学定員超過率は、2008年度から2012年度まで順に2,198名(1.22)、2,080名(1.16)、2,061名(1.15)、2,460名(1.25)、2,357名(1.18)、平均2,231.2名(1.19)となっています。また、2012年度の収容定員7,570名に対する在籍学生比率(2012年5月1日現在)は、9,303名(1.23)となっている。新名古屋校舎の開校等の合格者の歩留り上昇要因があることから、やや定員超過率が高くなっているが、定員設定と定員管理については概ね適正に行われていると考える。

短期大学部については、入学定員（2012年度は100名、2011年度までは200名）に対して、この5年間の入学者数と入学定員超過率は、2008年度から2012年度まで順に233名(1.17)、234名(1.17)、213名(1.07)、140名(0.70)、126名(1.26)、平均189.2名(1.05)となっている。また、2012年度の収容定員300名に対する在籍学生比率(2012年5月1日現在)は、262名(0.87)となっている。在籍学生比率が低くなっているが、2012年度から入学定員を200名から100名に減らしており、2013年度には在籍学生比率の状況が改善される見込みである。(大学基礎データ表3、4)

**(4)学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。**

### 大学全体

学生募集活動及び入学者選抜に関する検証については、毎年度、入試が終了した時点で学生募集活動と入学者選抜の両面から、実績、課題、問題点等を検証した結果を「入試総括」として取りまとめている。入試課で現状を分析し、入学試験戦略委員会、常任理事会、学内理事会、入学試験委員会で審議の上、各教授会、合同課長会議にて報告を行い、全学に周知し情報を共有する体制を確立している。

また、学習指導要領が変更された場合やアドミッション・ポリシーの遵守を目的とした入試制度の変更等、次年度の学生募集と入学者選抜に向けた課題事項については、「入試における課題事項と対応」として毎年度下半期(9月から3月の約半年)をかけて、議論を重ねている。この上で、次年度の学生募集と入学者選抜の計画を立案し、項目ごとに入学試験戦略委員会、入学試験委員会、常任理事会、学内理事会、教授会にて審議・決定している。

## 2. 点検・評価

### ①効果が上がっている事項

#### 大学全体

(1)2012年度一般入試は志願者数17,857人(前年度比116.1%)、短大を含むと18,018人となり1万8千人を超える結果となっている。この結果を後押しした要因として、アドミッション・ポリシーとして掲げた一般入試を重視する本学の基本姿勢、オープンキャンパスや高校での模擬講義を通じて理解された教育レベルの高さ、不況期でありながら維持されている高い就職実績等が考えられ、これらの要因が受験者層や高等学校等に浸透し、評

## V. 学生の受け入れ

価値を得られたものとする。多くの高等学校教員から本学アドミッション・ポリシーへの賛同の声を得ている。

(2) 学生募集の活動のうち、2011年度入試説明会では高等学校進路指導主事や3年生担任等、高等学校教員の参加者数は216名となり、3年連続して200名を超えている。

また、2011年度オープンキャンパスでは2012年度の新名古屋校舎の開校を見据え、年間総来場者数は過去最高の8,200人を記録した。

その結果、2012年度一般入試の志願者数は17,857名であり、2009年4月の入学試験戦略委員会にて設定された2012年度までの当面の志願者数目標値17,500名を達成した。2012年4月に名古屋市ささしまライブ24地区に移転開校した名古屋キャンパスへの期待感と、アドミッション・ポリシーに掲げる一般入試重視の姿勢が受験生に歓迎されたといえる。

【一般入試志願者数と合格者数（学部合計）】 (単位：人)

年度	2008	2009	2010	2011	2012
志願者数	13,402	14,210	15,405	15,377	17,857
合格者数	5,366	4,603	4,608	5,495	5,960

また、今日における情報開示の流れは大学入試も例外ではない。正しい情報を正確に公開することで、本学入試の信頼につながると考え、本学では世の要請に先駆けて学部別入学定員と入学者数の公開を実施している。2012年度入試については下記のとおりとなった。また、学部別一般入試、推薦入試、スポーツ特別入試等の種別入学者数の公開も実施しており、受験生や高校教員に安心を与える一助となっている。

【学部別入学定員・志願者数・合格者数・入学者数】(全入試方式合計)

学部・学科・コース	入学定員	志願者数	合学者数	入学者数
法 学 部	315	3,031	1,243	385
経 済 学 部	330	3,910	1,315	390
経 営 学 部	375	3,575	1,175	457
経 営 学 科	250	2,924	882	319
会 計 ファイナンス学科	125	651	293	138
現 代 中 国 学 部	180	1,206	432	213
国 際 コミュニケーション学部	230	2,986	713	247
言 語 コミュニケーション学科	115	1,869	378	120
比 較 文 化 学 科	115	1,117	335	127
文 学 部	345	3,200	1,476	402
地 域 政 策 学 部	220	1,976	744	263
合 計	1,995	19,884	7,098	2,357

作問体制については、毎年教員にアンケートを行い全学体制で実施している。合格者判定に影響を及ぼす出題ミスについては、入学試験実施直後に外部機関による問題チェックを受け、出題ミスを防ぐ対策を取っている。また、未然の防止策として、学内では入学試験委員会、入試問題委員会による複数のチェック体制で強化を図っている。

## V. 学生の受け入れ

(3) 大学評議会で決められた入学予定者数を基に、入学試験戦略委員会及び合格者判定委員会で適正な合格者数を決定している。

(4) 入試の現状分析と課題を取りまとめた「入試総括」を作成し、学生募集活動と入学者選抜における実態と課題事項を学内の教職員が共有することにより、学内における学生募集活動への理解の高まりが見られる。具体的には、オープンキャンパスの企画内容を充実させたこと等により、下記のとおりオープンキャンパスへの来場者数の増加が継続している。これに伴い、実施に関わる学生や教職員の人数も増加している。来場者によるアンケートからは、高校生や保護者が本学オープンキャンパスに満足いただいていることが確認できる。

【オープンキャンパス来場者概数】 (単位：人)

年度	夏季 オープンキャンパス	ミニ・ オープンキャンパス	秋季 オープンキャンパス	合計
2012年度	7,500	-	実施前	
2011年度	6,400 (豊橋・車道)	-	1,800 (車道)	8,200
2010年度	5,500 (豊橋・車道)	600 (豊橋)	1,000 (車道)	7,100
2009年度	3,500 (豊橋・名古屋)	-	1,300 (車道)	4,800
2008年度	3,500 (豊橋・名古屋)	800 (豊橋・名古屋)	1,100 (車道)	5,400
2007年度	3,100 (豊橋・名古屋)	700 (豊橋・名古屋)	1,000 (車道)	4,800

### ②改善すべき事項

#### 大学全体

(1) 本学のアドミッション・ポリシーである一般入試を重視する姿勢は、高校生が高校3年生の最終学期まで勉学を継続し、学力の向上のみならず、入試の負荷に打ち勝つ強い精神力や続ける力を養い、一般入試に合格する大きな達成感を味わっていただく狙いがある。これらの力は、高等教育を学ぶ力につながり、社会を生き抜く原動力となるものである。アドミッション・ポリシーは今後も継続して積極的にステークホルダーへ告知し、広く浸透させる。(1) 3②も同様である。

(2) 高等学校から依頼を受けて行っている模擬授業については、一部の学部には偏りが見られる。学生募集の点からみれば望ましいとは言えない。

(3) 適正な合格者数を出しているが、外的要因（近隣他大学の合格者状況）により、入学予定者数が想定よりも乖離する場合があります、結果として在籍学生数比率がやや高めの水準となる学部が生じている。

(4) アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）の着実な推進（一般入試を基本）の一環として、一般入試と推薦入試の入学者割合の改善（当面の目標値は、一般：推薦=60：40）に向け、取り組んでいる。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### ①効果が上がっている事項

#### 大学全体

## V. 学生の受け入れ

(1) 本学の第3次基本構想（中期計画）では、入試の重点課題としてアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）の着実な推進（一般入試を重視）と作問体制の整備を掲げている。基礎学力をバランス良く備えた入学者を確保するための3教科以上を課す一般入試に重点をおくこととし、推薦入試では学科試験を課すことを明確に示している。

(2) 学生募集においては、入学試験戦略委員会等で審議・決定を行い、オープンキャンパスの実施にあたっては、総責任者を学長、副学長、実施責任者を入学試験委員長、事務責任者を事務局長としていわゆる学内のトップが参加する体制作りを行っている。また入試説明会でも上述の学内トップが参加している。このため、次年度の学生募集における会議においても現場と一体となることができるため、一定の効果が表れている。

作問における、出題ミスの対策として、入試問題委員会の回数を5回から6回に増やし、校正回数を増やして対応した。

(4) 2012年度入試における一般入試による入学者数は1,363名であり、全入学者数2,296名（留学生入試を除く）に占める割合は59.4%となっており、前述に示す当面の目標値をほぼ達成している。

### ②改善すべき事項

#### 大学全体

(1) 本学のアドミッション・ポリシーである一般入試を重視する姿勢は、高校生が高校3年生の最終学期まで勉学を継続し、学力の向上のみならず、入試の負荷に打ち勝つ強い精神力や続ける力を養い、一般入試に合格する大きな達成感を味わっていただく狙いがある。これらの力は、高等教育を学ぶ力につながり、社会を生き抜く原動力となるものである。アドミッション・ポリシーは今後も継続して積極的にステークホルダーへ告知し、広く浸透させる。(1) 2②も同様である。

(2) 模擬授業開催実績の少ない学部については、その学部で学べる内容や卒業生の情報等魅力ある情報を提供し、模擬授業の実績につなげていく。

(3) 在籍学生数比率がやや高めの学部は、留年学生の指導に努め改善努力が必要な状況である。また、募集定員に満たない入試種別は定員の見直しを行う。

(4) 推薦入試による志願者が増加傾向にある今日、合格者判定時における予定定着率を読み違えると、推薦入試による入学者は瞬く間に増加することが予想される。一部の受験生や保護者において、「早く進路を決めたい」、「早く合格を得たい」等、入試における負荷を避ける傾向が見られるが、一方で、高校時代、一般入試まで頑張り勉学を継続することは、大学入学後の学習へのスムーズな移行を保障するだけでなく、就職難の時代における就職の力にもなりえる。一般入試を重視するアドミッション・ポリシーを着実に遵守すべく、入学試験戦略委員会、合格者判定委員会の2つの委員会による合格判定時の二重チェック機能を効果的に発揮させることが重要である。

## 4. 根拠資料

○大学基礎データ表3、4、18

5-1. 2012年度 一般入試募集要項

5-2. 2012年度 指定校制推薦入試募集要項

## V. 学生の受け入れ

- 5-3. 2012年度 専門高校制定公推薦入試募集要項
- 5-4. 2012年度 専門高校指定校推薦入試募集要項（地域政策学部）
- 5-5. 2012年度 提携校制推薦入試【学部・短大】募集要項
- 5-6. 2012年度 公募制推薦入試・現代中国学部 A0 入試・短大キャリアデザイン特別入試募集要項
- 5-7. 2012年度 海外帰国生選抜入試・短大海外帰国生選抜入試・社会人入試・短大社会人入試募集要項
- 5-8. 2012年度 編入学試験募集要項
- 5-9. 2012年度 編入学指定校制推薦入試募集要項
- 5-10. 2012年度 スポーツ特別入試募集要項
- 5-11. 2012年度 外国人留学生入学試験要項
- 5-A-1. 2010年4月12日学内理事会議事録
- 5-A-2. 2010年4月19日入学試験戦略委員会議事録
- 5-A-3. アドミッション・ポリシーの本学公式ホームページ掲載箇所 <http://www.aichi-u.ac.jp/profile/10.html>
- 5-A-4. 本学刊行物「愛知大学3つのポリシー」（冊子）（既出 資料3-A-4）
- 5-A-5. 愛知大学スカラシップ奨学生規程
- 5-A-6. 入学試験戦略委員会規程
- 5-A-7. 入学試験委員会規程
- 5-A-8. 2011年度入試説明会実施資料（会議資料）
- 5-A-9. 2013年度愛知大学大学案内（既出 資料1-4）
- 5-A-10. キャリア形成支援の内容と就職実績を掲載した独自のパンフレット
- 5-A-11. 入試ガイド（合格最低点、合格者数の公開資料）
- 5-A-12. 入試問題委員会規程
- 5-A-13. 合格者判定委員会規程
- 5-A-14. 成績開示制度に関する資料

## V. 学生の受け入れ

## VI. 学生支援

## 1. 現状の説明

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

以下の学生支援に関する方針を策定し、本学公式ホームページにて公開している。

本学の学生支援に関する基本方針は、学生の主体性を重要視しながら、一人ひとりを大切に、入学から卒業に至るまでの各種学生支援サービスを総合的に展開することによって、学生の「自立・自走する力」（自らの頭で発案し、計画を練り、リーダーシップを持って実行できる人）の育成を支援し、同時に愛校心をも育むようなエンロールマネジメント（入学前から、在学中、卒業後までを一貫してサポートする、総合的な学生支援策）を確立することにある。

そのために、2010年3月にとりまとめた「第3次基本構想」（2010年度から2015年度までの6年間を対象期間とする）の「学生支援」分野に掲げた下記の諸項目に取り組む。

なお、第3次基本構想には盛り込まれていないが、学生のニーズに応え、学生の人間的成長と自立を促すための学生支援を実現するために、学生参画型の「ピア・サポート・コミュニティ」構築を検討する。

<キャリア形成検討会議の設置について>

大学設置基準の改正、及び本学における建学の精神の遂行に鑑み、学生のキャリア形成に繋がる取り組みについて横断的に議論するための会議体として、常任理事会の下にキャリア形成検討会議を設置し、具体的施策の検討を進める。キャリア形成検討会議は副学長（教学担当）を議長とし、以下の事項について検討を行う。

- (ア) 本学における学士課程教育の諸課題について、入口から出口にかかわる入学試験委員会、教学委員会、学生部委員会、就職委員会が連携を図る。
- (イ) 大学設置基準の改正により、大学には、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えることが求められており、そのことについて検討を行う。
- (ウ) 正課授業において、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うことができる科目を開設することについて検討を行う。

<修学支援に関する取り組み>

ア. 総合的な学生支援体制の整備

学生支援関連部署の連携により、入学前から卒業まで各種サービスを総合的・体系的に行う。

(ア) 入学前教育

推薦入試入学者への入学前教育は各学部個別に実施されている。今後は、内容については各学部独自であっても、実施管理については一元化し、その担当部署を設置する。

## VI. 学生支援

### (イ) 自習環境・グループ学習環境整備

公務員志望、教職志望等の特定の目標のための自習環境は整っているものの、大学院進学等学習意欲の高い学生に開放された自習スペースは存在しない。そのため、図書館を自習室代りに使用する場合が多くみられ、図書館の開館時間短縮が問題視されている。学生の自習環境に関わるニーズ調査を実施し、要望に沿った自習環境を整備する。

また、演習授業におけるグループ学習や、学生たちの自発的グループ学習を実施するグループ学習専用空間（learning commons）については、2012年度に名古屋校舎、豊橋校舎の図書館に設置したが、利用状況等を踏まえ更なる整備の検討を行う。

### (ウ) 学習・教育支援センター・学生相談室・保健室の連携

学生支援に関わり、現在、名古屋学習・教育支援センターでは、学業成績不振者指導・外国語等の必修科目による1年次生の4・5月の欠席状況調査を実施、また名古屋学生相談室では性格診断テストを実施、さらに保健室では健康診断を実施することにより、様々な方法で健康面、メンタル面、その他問題を抱える学生の早期把握に努めている。このような学生支援に関する上記3部局の連携は、今後も継続する。なお、名古屋校舎でのみ実施されているものについて、今後は、大学全体としての実施を検討していく。

また、障がいのある学生に対する支援について、入学試験時より特別に配慮を要する受験生に対して個別に対応をしている。入学後も教務課、学生課、学習・教育支援センター、学生相談室、保健室等が個別に対応している。過去に視覚障害学生が在籍した際にも構内に点字ブロックを敷く等の対応を施した。引き続き支援体制の整備・充実に努める。

### (エ) 学業成績不振者への対応

面談の実施により留年者、休・退学者（予備軍）の状況把握に努め、組織的、継続的な指導体制を構築する。学業成績不振の原因を早期に発見し、その後の対応の継続的指導体制を強化するため、現行でのアドバイザーを拡充する。

基礎学力不足が原因の成績不振学生には、積極的な補習教育に取り組む。また、留学生の学業支援や新入生に対する導入教育の一環として、ピア・サポート体制の導入と拡充を検討する。

### (オ) 大学院生の支援制度

上記（ア）～（エ）は主として学部学生への支援である。大学院生については、研究活動支援を手厚くする必要があり、支援制度の充実・強化を図る。

### <生活支援に関する取り組み>

生活支援に関する基本的な方針は、すべての学生が心身ともに健康かつ安全で充実した学園生活を送るために、各自が健康と安全への関心を高め、責任を持って自己管理できるように指導と各種の支援活動を行うことである。

#### ア. 奨学金制度の整備・充実

（ア）奨学金に関する制度設計及び基本的運用の方向性を次のとおり定める。

- ①給付型を主とし、貸与型を従（補完的位置付け）とする。
- ②メリット型を主とし、ニーズ型を従（補完的位置付け）とする。

③学納金収入に占める奨学費支出の割合を 2009 年度と同様の 3%程度に維持するが、その効果的活用を図る。

(イ) 下記諸問題への対応について、学内関係機関と協議を経た上で大学全体として取り纏めていくこととしている。

- ①学業奨励金とスカラシップ奨学金継続に関する成績基準の関係
- ②学部生に対する給付額との相関での院生研究奨励金の金額
- ③交換留学奨励金と学業奨励金との併給不可
- ④専門職大学院貸与奨学金制度の運用
- ⑤改正割賦販売法施行に伴う奨学ローン援助奨学金制度の取扱い
- ⑥外国人留学生に関する奨学費と日本人学生向け奨学費との関係
- ⑦スポーツ奨学金の取扱い
- ⑧公益財団法人愛知大学教育研究支援財団、後援会の奨学金との相関

### イ. 学生のボランティア活動の推奨と支援

人間性、社会性を培う機会と場を積極的に提供する。とくに、学生自身が自主的・積極的にボランティア活動にかかわっていただけるよう、情報を収集し、学内掲示板を活用し、関係資料を提供していく。

### ウ. スポーツ政策の策定・展開

学生の健全な育成、充実した学生生活、ひいてはスポーツ文化の振興・発展に寄与するため、体育会各部の健全なスポーツ活動を支援する体制を強化する。とりわけ、名古屋校舎の課外活動の環境の確保、学生の課外活動中の安全の確保に努め、運動部に関与する教職員や学外指導者の処遇、課外活動補助の見直しも視野に入れたスポーツ政策全体にかかわる管理運営組織を見直す。

### エ. メンタルケア機能及びハラスメント相談機能の強化

学習・教育支援センター、学生相談室、保健室機能の連携・強化を図るために、これら組織の上部機関の設置を検討する。

### オ. 保健室機能の強化

学生の心身の健康保持・増進、安全・衛生を担保するため、危機管理委員会及び危機管理委員会感染症対策部会との連携を密にし、危機管理体制の整備・充実に努める。

### カ. 保護者等との連携強化

学生支援機能を充実させるため、後援会(保護者等)との意見交換の場を積極的に持ち、後援会(保護者等)との連携を強化する。

### キ. 留学生の支援

留学生の支援については、住居の確保等の相談といった生活支援体制を充実させる。

## <進路支援に関する取り組み>

### ア. 就職支援事業の強化

(ア) 望ましい職業観・勤労観の醸成を図るとともに、学生時代に社会人としても生かせる学びや技能を修得するために、低年次生を対象としたキャリアデザインプログラムを充実させる。また、3年次以降の実践的な就職活動支援プログラムとあわせ、4年間の体系的なキャリア形成システムを構築し、一人ひとりに望ましい進路決定を実現させ

## VI. 学生支援

ていく。

(イ) 大学院生に対して、キャリア支援課ガイダンスへの参加や就職相談等での利用促進を図る。

(ウ) 留学生に対して、国際交流センター事務課と連携を図り留学生に対する就職支援を強化する。

### イ. 職業支援教育の充実

(ア) 教員養成について、教職課程センターを設置し、各学部・学科の教育と連携した教師教育の総合的な強化を進める。

(イ) 公務員養成について、公務員志望の学生に対して新入生公務員志願者選抜奨学制度を設ける等、入学時から継続的に動機付けを行うと共に、校舎毎の学生の実情にあった学習環境・支援体制を整備し、試験合格をめざした実践的な対策学習の提供、合格者や人事担当者を招いての各種セミナーを実施していく。

### (2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

<留年者および休・退学者の状況把握と対処、補習・補充教育に関する支援体制>

教学委員会・学生部委員会及び学習・教育支援センター委員会の連携のもとに、随時、全学生を対象に履修指導を行っており、各学部の教学主任及び学生部委員がアドバイザーとして学生の相談に応じる体制を敷いている。休学・退学、留年等学籍に関する事項は各教授会で規程に基づき審議されており、逐次状況を把握し、教学主任、教学部長が適時適切に面談による指導を行っている。また、補習の必要な学生については、学習・教育支援センター委員会委員（教員）が学習方法等について適宜アドバイスを行っている。

また、Semester終了後、学部毎に単位修得状況によって成績不振学生を抽出し、教学主任等が面談による学習指導を実施している。

さらに、学生用ポータルサイト「UNIVERSAL PASSPORT」を活用し、シラバスの閲覧や履修登録をWeb上で行うことにより、学生の履修科目選択・登録を24時間、学外からでも可能とする等、利便化をはかっている。

<障がいのある学生に対する修学支援措置>

障がいのある学生については、学生相談室カウンセラーにつなぐことにより、自己理解が深まり通院、診断につながった。学生相談室、学生課、教務課、キャリア支援課との間で、学生支援に係る情報共有を適宜行っている。

<奨学金等の経済的支援措置>

大学全体の方針に沿って、本学では経済的支援措置として様々な奨学金制度を設けており、その利用実績（2011年度）は支給人数1,420人、支給金額278百万円（資料6-A-1）である。

また、奨学金プロジェクトで奨学金のあり方について検討し（資料6-A-2）、その課題等を大学全体の方針に掲げ、これらについて各担当組織で適宜対応している。

### (3) 学生の生活支援は適切に行われているか。

### 1) 心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮

各校舎に、保健室及び学生相談室を設置している。

#### 【保健室】

各校舎に専任あるいは嘱託の保健師が配置され、名古屋校舎（学生数約 7,200 名）及び豊橋校舎（学生約 2,400 名）では、交替勤務により学生のサークル活動等に対応して開室時間を一部延長している。

学生の定期健康診断は、各校舎にて毎年 3 月末から 4 月上旬にかけて実施しており、2012 年度の受診率は校舎により差はあるが 90%以上であった（資料 6-A-3）。大学実施の定期健診を受診できなかった学生へ、委託医療機関で期間内に健診を受けた場合の費用を大学側で負担する措置を取っている。

検診結果の所見内容により、校医との面談及び 1 年間の経過を報告するよう指導している。また、検診問診票には心の問題についてのチェック項目も設定しており、記入内容によっては個別面談あるいは学生相談室と連携した対応を行っている。2011 年度の保健室利用者は、名古屋校舎約 2,300 名、豊橋校舎約 5,400 名、車道校舎約 780 名であり、いずれの校舎も年度初め 4 月の利用者が 25～30%を占めている。

入学時に配布する冊子「学生生活」（資料 6-A-4）、保健室ホームページ（資料 6-A-5）及び UNIVERSAL PASSPORT にて、心身の健康保持・増進及び安全・衛生に関する学内の窓口と相談手順等を学生へ周知している。

#### 【学生相談室】

各校舎で、嘱託あるいは非常勤の臨床心理士、非常勤の精神科医および専任教育職員が相談業務に従事している。主な業務は個人面接である。自発的に、あるいは誰かに勧められて来室した学生に対し、必要に応じて個人面接を行っている。面接を進める過程で、学生自身が抱える問題を整理し、課題解決の糸口を見つけ、心の成長を支援している。また、必要に応じて教職員と保護者と連絡を取り合い、学生の周囲にいる人を支援するコンサルテーションや地域医療機関、関係機関を紹介するという連携を取っている。

2011 年度の利用者数は 3,120 件（延数）、319 件（実数）であり、継続面接が多い。校舎ごとでは、豊橋校舎では「学生生活」の件数が、名古屋校舎では「心身相談」の件数が、車道校舎では「心理性格」の件数が多くなっている（資料 6-A-6）。学内組織では、2004 年度に教学主任（教員）が配置、2007 年度秋には学習・教育支援センターが設置され、連携して学生支援にあたっている。こちらについても、入学時に配布する冊子「学生生活」（資料 6-A-4）、学生相談室のご案内（パンフレット）（資料 6-A-7）、学生相談室ホームページ（資料 6-A-8）にて学生へ周知している。

### 2) 各種ハラスメント防止に関する体制及び学生への案内

2011 年 8 月、従来のセクシュアル・ハラスメント相談体制から、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント及びアルコール・ハラスメント等を含めたハラスメント全般を対象とした体制へと発展させ、関連規程を改正した（資料 6-A-9）。各種ハラスメント問題については、各学部、校舎から選出された教職員を委員とし、人事課、総務課及び各校舎学生課、車道教学課が主管するハラスメント防止人権委員会が扱うことになっている（資料 6-A-10）。また各学部及び各校舎事務局にて相談員が選任されており、各校舎学生相

## VI. 学生支援

談室及び保健室が相談窓口となっている。

学生への周知については、入学時に配布する冊子「学生生活」(資料 6-A-4)、UNIVERSAL PASSPORT、学内掲示等で行っている。

### 3) 学生のボランティア活動の推奨と支援

学生ボランティア活動については方針にも掲げているが、2012年度においては、主に「清掃ボランティア活動」を実施した。本活動は、2012年5月初旬から始め、春学期は週2回(火・金曜日)、秋学期は、週1回(金曜日)、昼休みの12:15~13:00頃まで、名古屋校舎から名古屋駅笹島交差点周辺にかけて、清掃した。最終的には、2012年度は、合計27日間、活動を実施し、毎回学生7名程度、名古屋学生課職員2名が参加した。本活動は、今後も、継続的に実施していくものであり、2012年10月には、名古屋市が推奨する、「名古屋クリーンパートナー制度」へ加入し、名古屋市環境局と本学とで、覚書を交わした。(資料 6-A-11)

また、清掃ボランティア活動とは別に、2012年11月には、愛知大学ボランティアチームを2チーム設立した(1チームにつきメンバー約15名)。ボランティアの内容等、全て、学生が主体的に決定し、今後、精力的に活動できるよう協力する。

### 4) 大学院生の支援

大学院生が所属している車道校舎では、学生相談室主催で大学院生向けのティーアワーを開催し(資料 6-A-12)、ストレスマネジメントの情報提供や自己理解を促している。

## (4) 学生の進路支援は適切に行われているか。

### <進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施>

学生の進路支援に関しては、名古屋校舎及び豊橋校舎に配置するキャリア支援課を中心に組織体制を整備しており、多彩な事業を展開している(資料 6-A-13)。具体的には、①キャリアデザインプログラム、②就職活動支援プログラム、③キャリア開発講座の企画・運営、の3つの事業分野に分けられる。

#### ①キャリアデザインプログラム

卒業後の進路について考える機会を提供し、将来の目標のためどのように学業や課外活動に取り組むべきか、学生の“気づき”の促しを目的に、当プログラムを推進している。正課授業では、初年次導入教育における「キャリア講義」の提供(法学部、経済学部、経営学部、現代中国学部、国際コミュニケーション学部、地域政策学部にて実施)や、キャリア形成総合科目(2012年度は名古屋校舎のみ配置。キャリア支援課が企画・立案を行う。受講生約200名、(資料 6-A-14))がある。1年次生全員に配布するキャリアデザインガイド(資料 6-A-15)では、本学卒業生の進路を具体的に明示するとともに、有意義な学生生活を送るヒントを提供している。

正課外のインターンシップも、キャリア支援課が企業開拓、学生募集と事前教育、マッチング、終了後の報告書のとりまとめ等を一貫して行っている。2012年度は122の企業/団体に257名が参加している。

#### ②就職活動支援プログラム(資料 6-A-16)

3年次5月の第1回キャリア支援ガイダンスを皮切りに、4年次生向けの企業セミナーま

で、多彩な支援活動を展開している。主な活動内容は以下の通りである。

■キャリア支援ガイダンス：年6回開催。具体的には、就職活動の概要説明、SPI模試、内定者体験報告会、業界職種研究講座、ビジネスマナー、履歴書の書き方、女子学生向けセミナー、選考直前の対策講義、など就職活動を網羅的に展開している。また、ガイダンスの中でプレイスメントガイド「愛知大学生のための就職情報誌」（資料6-A-17）を配布している。

■企業セミナー：3年次生を対象とした12月の業界研究セミナーでは教室形式50社、12月～3月にかけての企業セミナーでは340社（このうち教室形式100社、ブース形式240社）の企業にご協力いただき、実施している。また、4年次生未内定者向けのセミナーも、5月から10月にかけて8回実施、198社の参加があった。

上記の他、「愛知大学とOB・OGとの交流懇談会（資料6-A-18）」（参加学生1020名）、「人事担当者との就職活動体験セミナー（資料6-A-19）」（参加学生490名）を企画し、企業で働く社会人との直接交流するキャリア教育的なセミナーを開催している他、キャリア支援課スタッフが講師となった小グループでの履歴書の書き方講座（参加学生321名）、模擬面接対策（350名）も展開している。さらに1対1での進路カウンセリングを重視しており、両校舎で16名のカウンセラーを配置し、3年次10月には全員面談を行っている。2012年度の相談件数は8,200件（1/26現在）を超えており、3月末までには12,000件程度を見込んでいる。

4年次生未内定者の支援については、前述のセミナーに加え、内定力向上研修の実施や個々の学生のカウンセリングに注力している。大学院生に対しては、学部生同様にガイダンスや各種イベントの出席を促し、対応をしており、留学生については、愛知県外国人雇用サービスセンターや国際交流センターとの連携を通じて支援の強化に努めている。

さらに公務員養成に関しては、公務員採用試験対策プログラムを立案し、合格のために最も重要である筆記試験対策となる公務員講座の充実を中心に展開している。この他、難関試験を突破できる学力とモチベーションを維持するために、公務員合宿の開催（年2回）、OB・OGを招いての公務員ガイダンス、人事担当者を招いての官公庁セミナー（25団体）、2次試験対策としての面接講座など、網羅的に支援事業を展開している。

また、2012年4月に名古屋校舎、豊橋校舎に教職課程センターを設置し、教員志望者に対する支援体制を強化した（資料6-A-20）。

2012年にはキャリア支援課と学生相談室の共催で、発達障害のある学生、保護者向けの就労支援セミナーを開催し、連携してキャリアカウンセリングを実施した。（資料6-A-21）

### ③キャリア開発講座の企画・運営

公務員講座、教員採用試験講座の運営や、各種資格試験対策、語学力習得対策のための講座を30講座運営している。2012年度を受講者数は2,300名を超えており、将来に向けて実践的な学びを求める学生に対応している。（資料6-A-22）

### <キャリア支援に関する組織体制の整備>

学生の就職に関わる学内組織として、各学部から選出された委員からなる就職委員会を設置している（資料6-A-23）。隔月で委員会を開催し、キャリア支援に関する情報や取組み

## VI. 学生支援

について議論した上で、各教授会に発信することで、学生の就職支援の強化に結び付けている。尚、就職委員長は前述の「キャリア形成検討会議」の構成員となっており、学生のキャリア形成につながる様々な施策についての議論に加わっている。(資料6-A-24)

### 2. 点検・評価

#### ①効果が上がっている事項

##### <学生への修学支援>

履修指導・面談に応じた学生の中には、教員からのアドバイスによりその後の単位取得率が著しく高まる者も見られ、一定の成果が認められる。また、シラバス閲覧や履修登録をWeb化したことにより、検索機能の向上や、履修登録エラーの減少といった効果が顕著に認められる。名古屋校舎では学生相談室と保健室が連携してグループ活動を実施することにより、障害のある学生の居場所として機能し、退学する学生が減少した。(資料6-A-25)

##### <学生の進路支援>

就職支援事業の強化として、3年次以降の就職活動支援プログラムについては経年の取り組みから内容の充実が進んでいる。特に年間約600社に及ぶ企業等が参加する企業・官公庁セミナーの規模は、地域の大学でトップクラスといえよう。本学の学生に対する採用意欲が高い企業が集まるだけに、学生の就職実績にも良い影響が出ていると思われる。また、ゼミ毎の内定状況をゼミ指導教員に通知し、教員との連携を深めている他、個別の学生を対象としたカウンセリングについても、2009年からカウンセラーを車道校舎、豊橋校舎で1名ずつ採用しており(2012年4月から名古屋校舎3名、豊橋校舎1名)、厳選採用傾向が強まる就職戦線において学生に対しききアドバイスの提供に結びついていると考えられる。雇用情勢が厳しい中、本学の就職率が一定の成果を出せている要因のひとつと考えられる。(資料6-A-26)

##### <教職課程センター>

2012年4月に開設された教職課程センターでは、「養成」「採用」「研修」「地域連携」を4つの柱とし、教員採用試験対策や現職教員等による講演会の実施、教職サークルの支援のほか、教育現場の体験や教員に必要な資質能力の向上を目的とした「教職インターンシップ」(資料6-A-27)を開始している。

教職インターンシップは、協力校からの評価も高く、学生の意欲を高める良い機会となっており、希望者の増加に伴って今後も協力校を拡充させる予定である。

また、従来の教員採用試験対策に特化した3年次以上生中心の教職サークルは、2012年度からは教員を目指して入学した1年次生、2年次生の組織化も図っており、各学年30名程度の学生が所属し、活動している。このサークルを中心に早い段階からの教員採用試験対策(教員経験者等による面接練習等)を実施するだけでなく、現職教員による「先輩教師に学ぶ会」を開催し、学生が教員と接する機会を多く設定している。これにより意識の高い学生のモチベーションを維持できるだけでなく、講師になった教員側からも「学生と接することで教師としての自分を見つめるよい機会になった」との声が上がっており、互いにとって有意義な時間になっている。さらにネットクラウドシステムを利用した学習ポートフォリオ(manaba folio)を導入し、学生の履修カルテを作成し、授業等での補完的

な指導に役立っている。(資料6-A-28)

また、2011年度に引き続き本学卒業現職教員の名簿作成を進めており、2012年11月には「全国教職員の集い」(資料6-A-29)を開催し、本学OBとの協力体制をより強化している。

### <学生の生活支援>

2012年11月に、愛知大学ボランティアチームを2チーム立ち上げた。うち1チームは、子供に関わるボランティアをメインにしており、具体的には、児童養護施設、児童館等の施設を週に1回定期訪問し、子供達の遊びを支援した。また、施設の定期訪問だけではなく、2013年2月には、愛知県児童福祉施設親善マラソン大会へ、ボランティアスタッフとして、本学から10名の学生が参加し、運営を支えた。もう1チームについては、現在、活動内容を最終検討中であり、具体的には、約10,000名の学生を擁する本学ならではのメリットを活かし、慈善活動などを行う予定である。

発達障害のある学生については、学生相談室カウンセラーにつなぐことにより、自己理解が深まり通院、診断、障害者手帳取得につながっている。

## ②改善すべき事項

### <学生への修学支援>

成績不振学生の中には、精神的な悩み・疾患を抱えている者も多く、定期的に学生相談室とも情報交換を行って対応しているが、引き続き教学、学習・教育支援センター、学生相談室との連携をより強化していく必要がある。また、成績不振学生の中には、面談にさえ応じない者もいる。今後、こうした学生の対応について検討する。なお、Web履修登録については、エラーは減ったものの、科目の一覧性が弱く時間割が組みにくいとの学生の意見があり、2013年度より参考資料として開講曜日・時限が一目でわかる科目一覧表を用意することとしている。

### <学生の進路支援>

低学年次生向けのキャリアデザインプログラムに関しては、提供する支援事業について毎年プログラムが安定せず、試行錯誤が続いている。低学年次生向けのガイダンスやセミナーを企画しても、参加者人数が限定的であったり、また効果も不明瞭であり、改善が必要である。

また、留学生の就職状況については、やや好転してきているものの全体の進路決定率は50%程度である。

就職活動に行き詰っている学生の中に、発達障害を抱えている未診断の学生も含まれている。適切な就労支援を行うためには、検査による能力評価をした上で本人の障害受容を促し、地域の医療機関やハローワークなどの専門就労支援機関へつないでいく必要がある。

### <教職課程センター>

学習ポートフォリオ (manaba folio) の利用についてはUNIVERSAL PASSPORTと並行して利用しているため、学生の閲覧回数や利用率が低い状況が見られる。主として、学生は履修カルテ作成に利用している以外、他に活用することがないため、教職課程の授業等でも積極的に利用していくよう教員、学生に対し、様々な方法を駆使して啓蒙していく。

## VI. 学生支援

また、「教職インターンシップ」については豊橋地区を中心として展開しているため、名古屋地区においても同様に拡充を図る。さらに、毎年多くの教職課程履修者がいる中で実際に教員採用試験に合格する学生は同課程履修者の1割に満たない現状から、今後は同課程履修者全般に教職課程センターの案内や各種イベントへの参加をより促し、意欲が高い学生を確保し、組織化を図りつつある本学OBの協力を得て採用試験合格者の増加に繋げていく。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### ①効果が上がっている事項

##### <学生への修学支援>

成績不振の学生には、比較的高い学力を備えているものの不本意入学のために勉学意欲がわからない者もいれば、基礎的な学力が低く授業についていけない者もいる等、個々によって成績不振の原因が様々ではない。今後、より綿密な修学支援を行っていくためにチューデントプロフィール(資料6-A-30)を利用して学生の個別指導記録の整備を行ったり、入試種別ごとに学生個々の単位取得状況・累積GPAを分析しながら、それぞれの状況に応じて、対応を考える。こうしたUNIVERSAL PASSPORTの機能を引き続いて活用していく。

##### <学生の進路支援>

企業セミナーについては、今後特に4年次生未内定者を対象に参加企業をさらに拡充する方向で、求人開拓を進めていく方針である。カウンセリングについては、学生数も増加しているが故に繁忙期にはどうしても十分な対応ができないことがある。予約システムの活用を含めより満足度の高いカウンセリング環境を提供する。

#### ②改善すべき事項

##### <学生への修学支援>

成績不振の学生については保証人(保護者)にもその旨を知らせているにもかかわらず、一向に面談に応じない学生がいる。今後、段階的に退学勧告制度を導入することにより、明らかに修業年限での卒業が無理と判断される学生及び保証人(保護者)に対して、進路を考え直す機会をあたえることを学務委員会で検討している。

##### <学生の生活支援>

##### ○心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮

2007年度秋から学習・教育支援センター、保健室、学生相談室の連携が始まり、学生対応の窓口は広くなったと言える。従前は部・サークル活動等でなされてきた学生による学生支援としてのピア・サポート等について検討を開始する。

また、長期的にみると、本学での自死はほとんどないが、ゼロではない。該当者は検診未受験であったり、検診問診票の心の問題点について「申し出なし」等の状況にあった。対応の可能性も含め、本学として改めて検討していく。

##### ○各種ハラスメント防止に関する体制および学生への案内

枠組みはできているが、今後は、相談員及び相談窓口間での情報共有のためミーティング回数を増やす。

<学生の進路支援>

低学年次生向けのキャリアデザインプログラムでは、今後は正課授業でのキャリア形成関連科目の開設や、学部教育と連動した展開を進めることで実質化を図る必要がある。教員との連携を図り、キャリア教育の視点での学士課程教育の推進を図るべく、議論を進めるよう発信していく。

留学生の支援においては、外部の支援機関との連携を深め、求人情報を広く集約すると共に、日本人学生と比較し学生の把握ができにくい状況を国際交流センターとの連携を通じて解消していく。

<教職課程センター>

教員養成に関して2012年8月に出された「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」の中央教育審議会の答申を受けて、本学としての教員養成体制の整備について議論を進めていく。

4. 根拠資料

- 6-A-1. ①愛知大学奨学金ホームページ、②2011年度事業報告書 p. 22
- 6-A-2. 奨学金検討プロジェクト答申
- 6-A-3. 2011年度保健室業務報告書
- 6-A-4. 学生生活（2012年度版）
- 6-A-5. 愛知大学保健室ホームページ
- 6-A-6. 2011年度学生相談室報告書
- 6-A-7. 学生相談室のご案内（パンフレット）
- 6-A-8. 学生相談室ホームページ
- 6-A-9. 大学評議会速報（2011年8月26日）抜粋
- 6-A-10. ①愛知大学ハラスメント防止人権委員会規程、②ハラスメント防止ガイドライン
- 6-A-11. ①ボランティア案内、②愛知大学清掃ボランティア活動について（報告）、③「名古屋クリーンパートナー制度覚書」
- 6-A-12. 2011年度学生相談室報告書 p. 5
- 6-A-13. ①愛知大学キャリア支援ホームページ、②キャリア支援課業務分担表
- 6-A-14. キャリア形成総合科目シラバス
- 6-A-15. キャリアデザインガイド（2012年度版）
- 6-A-16. 2012年度キャリア支援課年間スケジュール
- 6-A-17. 愛知大学生のための就職情報誌
- 6-A-18. OB・OG懇談会ポスター（校舎別）
- 6-A-19. 就職活動体験セミナーポスター
- 6-A-20. 愛知大学教職課程センターホームページ
- 6-A-21. 発達障害のある学生の就労支援（案内）
- 6-A-22. 2012年度キャリア開発講座 講座別受講者数一覧表
- 6-A-23. 就職委員会規程
- 6-A-24. キャリア形成検討会議規程
- 6-A-25. 2011年度学生相談室報告書 pp. 20-21

## VI. 学生支援

- 6-A-26. ①卒業者就職決定率一覧（2011年度）、②就職希望者就職決定率（2011年度）
- 6-A-27. 教職インターンシップ実施要項
- 6-A-28. 学習ポートフォリオ（manaba folio）学生向け利用マニュアル.pdf
- 6-A-29. 全国教職員の集い実施要項及び学生向け案内
- 6-A-30. スチューデントプロフィール（画面イメージ）

## VII. 教育研究等環境

## 1. 現状の説明

## (1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

以下の教育研究等環境に関する方針を策定し、本学ホームページにて公開している。

[大学全体の方針]

本学は、「世界文化と平和への貢献」、「国際的教養と視野をもった人材の育成」、「地域社会への貢献」を建学の精神としている。これらを具現化するため次の方針を掲げ、教育研究等環境の整備を進める。

<教育研究等環境に関する方針>

1. 教育・研究活動にさらに貢献できるように施設・設備等を整備する。
2. 有限である予算や様々な資源が合理的かつ効率的に利用されるよう調整を行う。
3. 学生・教員が安心して利用できるよう施設・設備の整備を行う。
4. 学生にとっての交通アクセス等を改善し、大学施設利用者の満足度向上を図る。
5. 全学的図書館機能の強化（校舎間連携の強化、研究所等の蔵書との連携）と図書館サービスの充実を図る。
6. 本学の教育研究等環境を利用する全ての研究者が、十分に能力を発揮できるよう研究環境の整備に努め、研究者の成長と適性に応じた資質・能力の形成に配慮するとともに、よりすぐれた研究成果を追求するための研究環境、研究体制・政策を検討する。
7. 校舎の立地、歴史、周辺環境にも配慮して、校舎別の環境整備に努める。

## ア. 豊橋校舎

本学創設時のキャンパスであるという歴史と周辺が文教地区であるということを踏まえて、①耐震工事、②老朽化した施設・設備の補修、③分煙、④緑の保全の取り組みを強化する。前 回認証評価受審以降の取り組みと現在確認されている取り組みは以下のとおり。

- (ア) 2015年度までの豊橋校舎設備整備（耐震化工事含む）に関する提案骨子を策定する。
- (イ) 研究所の位置づけ、機能について協議、調整を行う。
- (ウ) 名古屋校舎移転に関連する事項としての教室棟及び研究館の使用方針を決定する。
- (エ) 教室棟（2号館、3号館等建築年数長い館）の修繕等工事計画を策定する。
- (オ) 研究所の耐震対策について規模と時期を検討する。
- (カ) 旧研究館の解体を決定する。
- (キ) 環境整備の一環として、受動喫煙の防止等の啓蒙活動及び分煙の徹底を推進する。

## イ. 名古屋校舎

名古屋市のささしまライブ24地区開発コンセプトである①環境、②国際歓迎・交流拠点、③まちづくり・にぎわいをコンセプトとした再開発計画に則り、名古屋市と緊密に連携をとりながら計画を進める。

- (ア) 福利厚生者の充実やささしまライブ24地区のコンセプトである「まちのにぎわいづくり」に貢献するために、テナントや駐車場・駐輪場等を整備する。また、教室等の大学施設についても、学内利用がない時間帯の有効活用策を検討する。

## VII. 教育研究等環境

- (イ) 環境配慮型キャンパスの観点から、地域冷暖房（DHC）の建設によりCO<sub>2</sub>排出の抑制に努める。
- (ウ) 研究所の位置づけ、機能について協議、調整を行う。

### ウ. 車道校舎

交通至便でありながらも、校舎面積・施設が限られていることを念頭に置きながら、社会人への対応や研究者を含む高度な専門職業人の養成、さらには本部事務機能の集約を基本とする。

- (ア) 名古屋校舎への法学部移転（2012年4月）に伴い、専門職大学院、大学院を中心とする専門教育の充実（大学院）、高度な専門職業人の養成（専門職大学院）の拠点としての機能強化を図ると共に、近隣に住宅街を抱え交通の利便性が高く一定の受講者が見込めるオープンカレッジ、孔子学院の維持・拡充を図り、その為に必要な施設整備等を行う。
- (イ) 法人本部機能を車道校舎に移転し、それに対応する本館の改修を行うと共に2号館を取り壊し、名古屋校舎に対する補完的機能を果たすという視点をも踏まえて、跡地利用について検討する。

### (2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

<校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの形成>

本学は、大学全体で大学設置基準値を上回る校地・校舎を有している。

校地面積について、名古屋校舎 10,111 m<sup>2</sup>、車道校舎 7,282 m<sup>2</sup>、豊橋校舎 169,819 m<sup>2</sup>、大学全体で 187,212 m<sup>2</sup>を有し、大学設置基準を満たす。

校舎面積について、名古屋校舎 48,599 m<sup>2</sup>、豊橋校舎 45,190 m<sup>2</sup>、車道校舎 19,855 m<sup>2</sup>で 113,644 m<sup>2</sup>を有し、大学設置基準を満たす。なお、名古屋校舎は2012年4月に旧名古屋校舎（みよし市）から移転した。（※名古屋校舎の数値は、建築計画時の参考値）

運動場について、名古屋校舎の校地内には屋外運動施設用地はなく、大学全体としては、豊橋校舎に運動場を配置している。

大学設置基準の改正（平成25年1月1日施行）を踏まえ、運動場の代替措置について、本学公式ホームページに以下のとおり公表している。（資料7-A-1）

大学設置基準に「運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする（第35条）。校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。（第34条）」とあります。

〔運動場の代替措置について〕

名古屋キャンパスには、運動場はありませんが、厚生棟の6階、7階に体育施設を有しており、名古屋キャンパスで実施する体育分野の実習形式の授業は、アリーナ（体育館）、フィットネスルーム（トレーニング室）、多目的競技室（2室）、武道場等で実施しています。

<名古屋キャンパスの体育分野の開講科目>

- スポーツ・健康演習（必修、2単位）

○スポーツ実技Ⅰ（選択、1単位）

○スポーツ実技Ⅱ（選択、1単位）

また名古屋キャンパスには、キャンパスモールや屋上テラスがあり、学生の皆さんの交流・憩いの場となっています。屋内には、講義棟1階にフードコート360席、厚生棟1階にキャンパスレストラン380席（計740席）を整えており、コンビニエンスストア（イートイン座席数54席）、カフェ51席もあります。また、メディアゾーン（厚生棟4階）やフリースペース（厚生棟5階）、学生サークル室（厚生棟8階～10階）、ラウンジ（講義棟5階～11階）等の休息、交流等に利用できる屋内空間を設けています。

なお、豊橋キャンパスには運動場と体育館を有しており、これらの施設で体育の授業を実施しています。

大学全体の方針に即し、またキャンパス・アメニティの観点も踏まえて各校舎で施設整備計画を推進している。

<名古屋校舎>

現在の名古屋校舎（2012年4月開校）はⅠ期工事が完了した段階のもので、今後Ⅱ期工事が予定されている。

(1)教育施設

教室、パソコン教室等は所属学部で共用であり、20人教室2室、32人教室2室、36人教室8室、42人教室8室、48人教室31室、60人教室4室、81人教室7室、124人教室4室、202人教室6室、310人教室6室、414人教室2室、604人教室1室を有している。その内訳として、普通教室70室（36人教室8室、42人教室8室、48人教室31室、81人教室4室、124人教室4室、202人教室6室、310人教室6室、414人教室2室、604人教室1室）、語学教育を行うためのLL教室1室（60人教室1室）、情報処理演習を行うための実習室7室（20人教室2室、32人教室2室、60人教室3室）、普通教室と実習室の兼用教室3室（81人教室3室）を設置している。これ以外に、学生が自習や人的交流を行うためのグループ学習室、ラウンジ等の施設を各所に設けている。

(2)人にやさしいキャンパス

老若男女を問わず、誰もが普通に使えるアクセシビリティの高い施設づくりに積極的に取り組んでいる。具体的には、車椅子対応の座席や教壇にスロープのある教室、身障者や乳幼児連れの来校者等に配慮したトイレやエレベーター、小さな子供でも掴まることのできるように手すりを2段にした階段、人が多様な色覚を持つことにも配慮して、なるべく全ての人に情報がきちんと伝わるよう、利用者側の視点に立ち、カラーユニバーサルデザイン（2012年5月CUD検証合格、資料7-A-2）に適合したサイン表示等の設備を設けている。また、主要な場所には3ヶ国語（日・英・中）を表記し、国際歓迎・交流拠点にふさわしい施設作りを行っている。

(3)環境に配慮したキャンパス

壁面緑化（バイオラング）やドライミスト、屋上緑化など、愛・地球博（愛知万博）の精神を継承し、環境に配慮した設計を行っており、緑化施設評価認定制度「NICE GREEN なごや」の認定も受けている。また、地下には本キャンパスを始め、同地区内に今後建設される複合型商業施設「（仮称）グローバル・ゲート」や「中京テレビ放送」へエネルギー供給を行う地域冷暖房プラントを誘致し、地区内のCO<sub>2</sub>削減に貢献する。その

## VII. 教育研究等環境

他にも、自然換気システムやライトシェルフ、クールヒートチューブなどの環境技術を導入し、CASBEE（建築環境総合性能評価システム）- Sクラスのエコキャンパスを実現している。

### (4) 拓かれるキャンパスモール

講義棟と厚生棟の間には、いつも街並みに解放された都市空間の中心としてアメニティの高いガラス屋根の架かったキャンパスモールと呼ばれる空間があり、災害時の一時避難場所としても想定している。

### < 車道校舎 >

2012年4月に法学部3、4年次生が車道校舎から名古屋校舎に移転し、替わって大学院5研究科が豊橋・旧名古屋校舎から車道校舎に移転した。また2012年8月に法人本部機能の事務室を豊橋校舎から車道校舎に移転した結果、2012年度に車道校舎に配置される組織は、専門職大学院2研究科（法務研究科、会計研究科）、大学院5研究科（法学研究科、経済学研究科、経営学研究科、中国研究科、国際コミュニケーション研究科）及び事務室（移転した法人本部機能を含む）となったため、車道校舎に求められる役割の変化に対応するため改修を行った。

#### (1) 教育施設

教室、パソコン教室等は所属研究科で共用であり、16人教室1室、24人教室4室、35人教室1室、36人教室8室、42人教室1室、50人教室1室、88人教室2室、132人教室2室、165人教室3室を有している。その内訳として、普通教室5室（88人教室2室、132人教室2室、165人教室3室）、少人数教育を行うためのゼミ教室13室（16人教室1室、24人教室4室、36人教室8室）、情報メディアを用いた教育を行うための実習室2室（35人教室1室、50人教室1室）、ゼミ教室と実習室の兼用教室1室（42人教室1室）を設置している。これ以外に、共同学習室、ラウンジ等の施設の外、各教室前のフロアにミーティングテーブルを複数配置し、学生が自習や人的交流を行えるよう配慮している。

#### (2) 人にやさしいキャンパス

名古屋校舎と同様に、老若男女を問わず誰もが普通に使えるアクセシビリティの高い施設づくりに積極的に取り組んでいる。屋外は、公道から入口まで点字ブロックを配置し、東西の各駐車場には身体障害者等のための駐車スペースを設置している。屋内は、施設全体をバリアフリー化し、床に段差や傾斜はなく、車椅子使用者が利用できる専用机を全教室に設置している。また、全フロアに多目的トイレを設置する等、身体に障害のある方に十分に配慮している。さらに、主要な場所には2ヶ国語（日・英）を表記し、留学生等へ配慮している。

#### (3) 環境に配慮したキャンパス

喫煙コーナーを屋外に設置し、建物内を全面禁煙とすることで、受動喫煙防止に努めている。

また、校地内の舗装に雨水が地面にしみ込みやすいインターロッキングブロックを多用し、都市型水害や地盤沈下の緩和に配慮している。

### < 豊橋校舎 >

2011年4月の地域政策学部設置、2012年4月の経済学部、国際コミュニケーション学部の名古屋校舎移転及び経済学研究科、国際コミュニケーション研究科の車道校舎移転、文学部再編、法人本部機能の車道校舎移転を受け、教育環境改善への対応を進めるため2・5号館の改修、図書館のラーニング・コモンズの設置等を行ってきた。

建築年数の長い教室棟の修繕等工事については、修繕費予算をにらみ、緊急度を精査しつつ対応している。大学全体の方針に即し、①耐震工事、②老朽化した施設・設備の補修、③分煙、④緑の保全の取り組みを強化している。

### (1) 教育施設

教室、パソコン教室等は所属研究科で共用であり、77室（7,354席）を有している。その内訳として、普通教室37室（5,990席）、演習や語学教育を行うためのゼミ教室34室（1,056席）、情報処理演習を行うための実習室4室（210席）、普通教室と実習室の兼用教室2室（50席）を設置している。これ以外に、学生が自習や人的交流を行うためのグループ学習室、ラウンジ等の施設を各所に設けている。

### (2) 人にやさしいキャンパス

豊橋校舎のバリアフリー対応について、ほぼ全域に点字ブロックが敷設されており、愛知大学前駅を基点として必要な建物への経路が確保されている。また、視覚障害者用パソコンや点字プリンターの整備も行われている。身障者用エレベーター及び多目的トイレは主要な建物に設置され、段差のある建物には全てスロープが設置され、また本館西側には身障者用駐車スペース等が設置されており、バリアフリー対応がされている。

### (3) 環境に配慮したキャンパス

豊橋校舎は、約5万坪に及ぶ広大な校地と自然に囲まれ緑が多く、キャンパス・アメニティを形成する上での大きな要素となっており、特に2012年度には大学周辺の樹木を、電力会社、鉄道会社の協力の下に伐採するとともに、腐敗し樹洞の出来た樹木の伐採を行うなど、樹木の保守には一定の経費をかけ環境整備を行っている。自然環境・周辺環境への配慮を一貫して行っていることもあり、学内には多くの野鳥が生息する。また、環境整備検討委員会による禁煙プロジェクトの取り組みにより、分煙も実施されている。

### <校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生の確保>

愛知大学における建物及び構築物等にかかわる計画及び運用について検討することを目的として、名古屋及び車道校舎に名古屋校舎施設委員会を、豊橋校舎に豊橋校舎施設委員会を置いている。（資料7-A-3）

施設委員会は、(1)各校舎に関わる施設の建設及び管理・修繕計画の策定、(2)各校舎に関わる樹木等の整備計画の策定、(3)その他、施設に関連する事項を所管することとし（施設委員会規程第4条）、施設・設備の維持・管理に努めている。

また、情報関連設備の維持・管理については、ICT企画会議が所管している。同会議は、本学におけるICT（Information and Communication Technology）を活用した環境全般の適正な企画・整備・運営を図り、教育・研究活動の発展と事務の高度化に資するICT環境を提案することを目的として、学内理事会の下に設置している。（ICT企画会議規程、資料7-A-4参照）なお、同会議主導で近年に実施した事業は次のとおりである。

大学全体においては、学生用ポータルサイト「UNIVERSAL PASSPORT」に、教学情報だけ

## VII. 教育研究等環境

でなく、図書館やキャリア支援等の各部署からの情報を集約し、学内の掲示板を見なくても、学内外のパソコンや携帯電話から、様々な情報を確認することができるようにした。また、全校舎で最新の規格に対応した無線LAN機器を導入した。災害時に備えて重要なデータは校舎間で持ち合い、復旧が可能な体制を構築している。

名古屋校舎においては、メディアゾーンにパソコン120台、グループワークルーム2室及び語学自習ブース20席を設置し、様々なニーズに応えている。パソコン実習室の1室にはCALLシステム（コンピューターを活用した語学教育システム Computer-Assisted Language Learning）を導入し、マルチメディアを活用した語学教育にも対応させた。また、教材提示システムにタッチパネル式の操作卓を導入し、教員の利便性向上を図っている。

豊橋校舎においては、地域政策学部のGIS（地理情報システム Geographic Information System）教育に対応するため最新のパソコンを導入し、特にGIS関連ソフトウェアを充実させている。また、パソコン教室等のパソコンも入れ替えるとともに各教室のソフトウェアも見直し、豊橋校舎全体の情報教育環境を充実させている。

安全の確保については、施設・設備の維持・管理の中で最も重点をおいて行っている。

耐震補強工事について、豊橋校舎では2003年度に2号館、2007年度に図書館第1書庫の耐震工事を実施している。また、アスベスト対策については、2009年度に図書館の第1書庫で除去工事を行い、現在、使用中の豊橋校舎構築物のアスベスト対策はすべて完了している。

名古屋校舎（2012年3月竣工、建築基準法1.2倍の耐震性能）（資料7-A-5）、車道校舎（2004年3月竣工）はともに耐震構造を有しており高い耐震性を誇るため耐震補強工事の必要はない。またアスベストも使用していない。

本学における施設・設備の安全確保について、名古屋校舎では、警備員が24時間常駐する防災センター、館内の主要な通用口にICカードリーダーを設置するなどして、在館者の安全及び校舎の財産保全に努めている。地震災害に備えるため、エレベーター地震管制及び緊急地震速報の導入ならびに、緊急地震速報と連動し警報を発するエスカレーターを設置するなどして、在館者の二次災害の発生抑制に努めている。また、衛生の確保について、名古屋校舎建設時には、ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物（VOC）の含有量に加え、2エチル1ヘキサノールも検査対象とし、建材、家具、すべてにおいて揮発性有機化合物（VOC）、総揮発性有機化合物（TVOC）濃度とも学校環境衛生あるいは建築基準法の基準を満たすものとした。日常的には、新型インフルエンザ、マイコプラズマ肺炎、麻疹などの感染症の流行について、学内の掲示、イントラでの情報提供、手洗いジェル等の手配などして感染予防を行っている。また、喫煙室を設け受動喫煙防止に努めている。

車道校舎では、警備員が24時間常駐する防災センター、館内の主要な通用口にICカードリーダーを設置するなどして、在館者の安全及び校舎の財産保全に努めている。地震災害に備えるため、エレベーター地震管制及び緊急地震速報を導入して、在館者の二次災害の発生抑制に努めている。また、衛生の確保について、車道校舎建設時には、ホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物（VOC）及び総揮発性有機化合物（TVOC）濃度とも学校環境衛生あるいは建築基準法の基準を満たすものとした。日常的には、新型インフルエンザ、マイコプラズマ肺炎、麻疹などの感染症の流行について、学内の掲示、イントラでの情報提供等によって情報提供を行うと共に、後述する危機管理委員会感染症対策部会により、感染症罹患時の登校基準（資料7-A-6）を設けている。さらに、校舎内主要箇所に手洗

いジェル等を配置して感染予防を行っている。

なお、本学では、大規模な地震が発生した場合を想定し、速やかな学生・教職員の安全確保や安否確認を行うために全学地震防災訓練を2009年度から毎年実施している（資料7-A-7）。その他、本学において発生又は発生することが予想される様々な事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対応するため、危機管理に関する規程（資料7-A-8）を制定し、危機管理委員会を置いている。

衛生の確保については、危機管理に関する規程第9条に基づき、危機管理委員会感染症対策部会（資料7-A-9）及び危機管理委員会情報セキュリティ部会（資料7-A-10）を設置し、対応している。

### (3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか

全学的図書館機能の強化（校舎間連携の強化、研究所等の蔵書との連携）と図書館サービスの充実を図ることを方針としている。

<図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況と適切性>

本学図書館全体の蔵書数は図書：1,462,567冊、雑誌：10,436誌、電子ジャーナル：21,802タイトル、視聴覚資料：5,618点であり私大の社会科学・人文科学系図書館としては群を抜いた規模を誇る。（2012年3月末現在）

図書の構成上最も大きな特徴は、本学の創設に関連して貴重な中国関係資料を多数有することである。図書館の礎である「霞山文庫」（旧東亜同文會の所蔵本）には、旧中国・満鉄関係資料を含む。「東亜同文書院支那調査報告書」は「支那省別全誌」等のもとなったが、今後の研究が待たれる資料である。他にも中国研究に関連する洋書や漢籍の文庫類を大量に所蔵する。

豊富な蔵書数を保ち、各学部の研究用図書においてもそれぞれバランスを得ているが、2011年度開設の地域政策学部及び2012年度開設の文学部メディア芸術専攻関係図書については今後の充実が望まれる。

雑誌のうち特に洋雑誌については、紙媒体からデータベースへの依存を高めることで、図書予算の削減に対応するとともに利便性の向上を図っている。

資料の選書は、学生からの購入希望制度、選定図書ツールを用いた図書館員による選定、教員からの推薦により選書を行っている。加えてシラバスで示されている資料、レポートや卒業論文作成に必要な資料の収集に努めている。（資料7-A-14）

大型研究用図書及び高額資料は、1995年度から「私立大学等研究設備整備費等補助金」が採択された時のみ、自費負担分を含めて上限1,000万円までの図書資料費を学内予算として認められてきた。これまで本学の同補助金における図書資料の採択率は非常に高い。対象の資料は本学が関わる専門分野の中でも特筆すべきもので、誇るべき蔵書になっている資料は枚挙にいとまがない。残念ながら2011年度は、本学として同補助金の申請枠を他の設備補助の申請枠にあてられたため、図書設備予算としては申請することができなかった。しかし2012年度には学内の補助金申請枠が認められ、法学部が推薦する「エルンスト・ドルフ・フーバー・旧蔵コレクション」を研究設備として同補助金の申請を行い、補助金交付の決定をしている。

図書館情報リテラシー教育は教学部門との連動を強めながら充実が図られている。例年、

## VII. 教育研究等環境

各学部における入門演習・入門ゼミ・学習法等、新入学生の正課授業の1コマは、図書館の入門ガイダンスと位置づけられ実施している。加えて、図書館独自で主催する入庫ガイダンスやデータベース講習会等も開催しており、図書館の利用促進に大きく寄与している。

本項目(3)の冒頭に掲げた方針に基づき定めた重点項目は次の通りである。

- ①所蔵図書の全点検を実施したうえで、所蔵データの整備を実施し、所蔵情報の充実を図る。
- ②学内他機関との収書業務一元化実施に向けた検討に着手し、学内に検討組織を設置し、関係機関と協議したうえで、蔵書配置と新たな枠組みの収書方針を決め、実施する。
- ③機関リポジトリを構築し、本学における研究成果の迅速かつ円滑な発信を目指す。
- ④廃棄・保存規定を整備し、名古屋・豊橋・車道の各館での雑誌分担所蔵を実施する。
- ⑤グループ学習環境(ラーニング・コモンズ)の早期設置をめざす。

<図書館の規模、司書の資格等の専門能力を有する職員の配置、開館時間・閲覧室・情報検索設置等の利用環境>

本学図書館は現在名古屋駅近くの「ささしまライブ 24 地区」に立地する名古屋図書館、名古屋市東区にある車道図書館及び本学の中で最も歴史を有し最多の所蔵数がある豊橋図書館の3館からなっている。

2012年度に開設した名古屋図書館は、全面開架式で収蔵数約37万冊に対して約18万冊の蔵書及び学術雑誌が収蔵されている。名古屋図書館には書庫がなく、移転にともない旧名古屋図書館(みよし市)の蔵書約34万冊(別に車道図書館の蔵書約10万冊、経営総合科学研究所の蔵書約2万6千冊、国際問題研究所の蔵書約7万冊がある。外部書庫所蔵数は合計で約53万冊となっている。)は外部書庫に収蔵することになった。名古屋図書館と外部書庫との資料のやりとりは、利便性に配慮し、依頼後翌日配送するシステムを構築した。

2012年度から車道図書館は、4階大学院図書室(5研究科専用)、5階法科大学院図書室、12階会計大学院図書室の3つの図書室から構成されるようになり、それぞれの図書室は、各利用者の占有スペースとなっている。合わせて約8.6万冊を所蔵する。なお学部学生、オープンカレッジ生及び卒業生を含む一般社会人の利用ができなくなったことから、代替施設として名古屋図書館を利用いただいている。

豊橋図書館は書庫と開架室合わせて80万余冊で、収蔵能力限界に達しつつあり、排架にも苦慮する状況である。

図書館の職員配置について言えば、司書の資格等の専門能力を有する専任職員の配置が、ほとんどないことから、OJT(オン・ザ・ジョブ・トレーニング)等を通しての図書館業務の教育・研修を行っている。図書館員の構成は3館合わせて、専任職員13名・嘱託職員2名・契約職員14名に業務委託先従事者を加えて図書館運営業務を担っている。図書館業務の中核を担っている司書資格を有する職員は、専任職員中4名、嘱託職員中1名、契約職員中3名、業務委託先従事者中23名である。(2012年5月時点)また専門的情報技術が必要となる図書館システムの運用担当者として、情報システム課員としてのキャリアをもつシステム系職員2名が配属され、全学的情報基盤との連携強化を図っている。また、これに加えて図書館サービスをより充実させる観点から、OJT等を通しての図書館業務

の教育・研修を行っている。

「収書」「レファレンス」を専任職員のコア業務と位置付け、2004年度から受入・整理業務の大部分を旧名古屋（含車道）図書館及び豊橋図書館において現地配置方式で業務の一部を委託した。このような方式は現在の名古屋（含車道）図書館及び豊橋図書館に引き継がれている。また、夜間閲覧業務は2004年度に一部業務委託し、2005年度以降は全面委託した。車道図書館では2004年度から昼間・夜間とも業務委託としている。

現在の開館時間は次の通りである。

名古屋校舎：8:50～21:00(8:50～18:00) ただし、土曜日は9:10～18:00

車道校舎：8:50～22:00(8:50～21:00)

豊橋校舎：9:10～20:00(9:10～18:00) ただし、土曜日は9:10～17:00

〔（ ）内は講義期間及び定期試験期間以外の期間〕

従来入退館システムは、図書の無断持出しを防ぐためのものにすぎず、そのため不審者の侵入を防ぐことはできなかった。現在設置している登録済みの特定利用者の入・退館を管理する入退館システムは、まず2004年4月に車道図書館に導入され、ついで2011年2月からは豊橋図書館、さらに2012年3月からは名古屋図書館においても稼働が開始された。入退館システムの導入により、学部別・学年別の入館者数や滞在時間等の各種統計が可能になった。

愛知大学図書館情報システム（以下「ALIS」という）は、1989年から運用が開始され、遡及作業の進展とともに検索対象冊数が増加していった。和書・洋書の遡及作業完成後、2005年度から中国書（約6万冊）の遡及が始まった。名古屋図書館及び車道図書館の中国書の遡及は終了し、2006年度に開始した豊橋図書館の中国書の遡及作業も2012年には終了予定である。残るはキリル文字の資料約6,000冊と僅かのハングル文字資料のみとなる。この20年の間には、ALISの多言語対応によりピンイン入力も可能となり、中国書も問題なく検索できるようになっている。

また、先に紹介した「霞山文庫」等の劣化資料については、既に一部はデジタル化されている。

前述の方針に基づき定めた重点項目は次の通りである。

- ①図書館の収容状況を改善するため、目視による図書検索（ブラウジング）が可能で、定湿・定温設備を備えた収容能力100万冊規模の保存書庫確保を目指す。
- ②資料のデジタル化、アーカイブ化を基本方針とし、霞山文庫等、本学で所蔵する貴重書等の電子化を今後も継続して実施する。

<国内外の研究教育機関との学術情報相互提供システムの整備>

1990年より学術情報センター（現国立情報学研究所）の目録システム（NACSIS-CAT: CATaloging system）に参加し、目録のデータベース化を進めた。本学図書館の特徴である多数の中国書についても遡及事業を進め、総合目録データベースに貢献している。また2000年4月より相互貸借サービス（NACSIS-ILL）を開始した。豊富な蔵書を有するため相互利用の受付件数は、同システム開始前年の1,000件弱から一挙に3,000件に迫ることになった。以来、毎年本学図書館の受付件数は他大学図書館等への依頼件数を上回っている。このように相互協力にも参加することにより、他機関との有効な資源の共有と相互利用を図

## VII. 教育研究等環境

っている。

また、2005年に豊橋技術科学大学との連携協力協定を結び、同図書館との相互利用を開始した。これにより、両大学の教員・学生が相互に館外の貸出もできるようになった。

### (4)教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

＜教員の研究費・研究室および研究専念時間の確保＞

教員の研究活動面への支援策として、本学では、①個人研究費の交付、②研究資金獲得支援、③研究助成制度、④出版助成制度、⑤学外研修制度、研究休暇・専念制度、⑥学会等開催助成制度、⑦外国の大学等との短期学術交流制度、⑧研究室の割り当てを行っている。

- ①個人研究費として、専任及び特任教員に対しては、個人研究費規程（資料 7-A-15）に基づき 1 人年額 50 万円を交付している。契約教員に対しては、愛知大学契約教員の就業及び給与に関する規程（資料 7-A-16）に基づき 1 人年額 30 万円、嘱託助教 I・II に対しては、愛知大学嘱託助教 I（II）の就業及び給与に関する規程（資料 7-A-17、18）に基づき 1 人年額 20 万円を交付している。2011 年度の執行可能合計額 128,319 千円に対し執行額 117,849 千円であり、執行率は 91%を超えている。なお、執行率に、学部ごと、年度ごとの顕著な変化は見られない。
- ②研究資金獲得支援としては、研究委員会が中心となり「科研費獲得セミナー」（資料 7-A-19）を実施している。また、研究支援部署（名古屋研究支援課、豊橋研究支援課、総務課）においては、科学研究費補助金への応募に関する事務支援を行いつつ、採択者に対しては愛知大学科学研究費補助金取扱規程（資料 7-A-20）並びに愛知大学競争的資金間接経費取扱要項（資料 7-A-21）に基づき、適切に研究費の執行管理を行っている。2011 年度の科研費申請件数（新規）は 46 件であり、採択件数は 12 件である。その他の外部資金情報については、本学研究支援ホームページ、学内掲示板、本学専任教員向けメーリングリスト（希望者のみ）で案内も行っている。
- ③研究助成制度は、本学専任教員が特定の研究課題について個人または共同で行う研究に対して助成する制度であり、愛知大学研究助成規程（資料 7-A-22）、愛知大学研究助成取扱要領（資料 7-A-23）に基づき、適切に運用している。なお、当助成制度は科学研究費補助金への申請を条件としており、科学研究費補助金の申請増への一助となっている。2012 年度は 7 件の課題に対し 3,684 千円の助成を行った。
- ④出版助成制度は、本学の専任教員による出版困難な研究成果の発表を助成促進する制度であり、愛知大学出版助成規程（資料 7-A-24）、愛知大学出版助成取扱要領（資料 7-A-25）に基づき、適切に運用している。2012 年度は 6 件の課題に対し 8,760 千円の助成を行った。
- ⑤学外研修制度は、専攻する分野の学術研究または調査を目的として、一定期間国内外の他大学その他の研究機関において研究または外国を視察する制度であり、教育職員学外研修規程（資料 7-A-26）、教育職員学外研修規程細則（資料 7-A-27）に基づき、適切に運用している。2013 年度は、7 名の教員が当制度を利用し学外研修を行う予定である。また、研究休暇制度は、教育及び研究等の能力向上を目的として、教員が従事する教育、校務を全て免除し、自らの研究環境を整備するために休暇を付与する制度であり、研究

休暇規程（資料 7-A-28）に基づき制度化している。研究専念制度は、本学における研究の高度化を目的として「研究専念教員」を置く制度であり、研究専念規程（資料 7-A-29）に基づき制度化している。

- ⑥学会等開催助成制度は、本学で開催される全国学会等に対する助成制度であり、学会等開催助成に関する内規（資料 7-A-30）に基づき、適切に運用している。2010 年度の採択状況は 5 件（助成金額 950 千円）、2011 年度は 8 件（助成金額 1,196 千円）、2012 年度は 6 件（助成金額 910 千円）であった。
- ⑦外国の大学等との短期学術交流制度は、本学が外国の大学等との間で行う研究者の短期間の学術教育交流を支援する制度であり、愛知大学と外国の大学等との短期学術交流に関する規程（資料 7-A-31）に基づき、適切に運用している。2010 年度の利用状況は 2 件、2011 年度 1 件、2012 年度 3 件であった。
- ⑧研究室は、専任教員については 1 人 1 室割り当てられている。面積は 1 室あたりおおむね 20 m<sup>2</sup>程度、基本備品として書架、机、椅子、ソファ等を用意している。また情報・資料検索、学内における情報伝達等のためのネットワークの環境も整えており、適切な研究環境を整備している。なお、契約教員、嘱託助教Ⅰ・Ⅱには共同研究室が割り当てられている。

<ティーチング・アシスタント（T A）・リサーチアシスタント（R A）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備>

本学における教育研究支援体制のひとつとして、愛知大学ティーチング・アシスタント規程（資料 7-A-32）がある。

また、研究プロジェクト等の推進や若手研究者の育成を目的とし、愛知大学リサーチアシスタント規程（資料 7-A-33）、愛知大学 I C C S リサーチアシスタント規程（資料 7-A-34）、愛知大学ポストドクター規程（資料 7-A-35）、愛知大学 I C C S 研究員規程（資料 7-A-36）を整備している。2011 年度は国際中国学研究中心（I C C S）にてリサーチアシスタントとして 2 名、研究員として 1 名を採用、また三遠南信地域連携センターにてポストドクターとして 1 名を採用し、研究補助業務に従事している。

<教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備>

本学では各校舎に学習・教育支援センターを設置し、学生の学習活動及び教育職員の教育活動の支援を行っている。その利用実績は「愛知大学年報（資料 7-A-37）」、「A U D I（資料 7-A-38）」（いずれも学内の各種統計調査書、）にて学内に公開されている。また、学生に対する学習上の支援及び授業の補助業務を行う制度として、愛知大学スチューデント・アシスタント規程（資料 7-A-39）を整備しており、学習・教育支援センターは、スチューデント・アシスタントの管理、運用を行う役割も担っている。

各校舎に情報メディアセンターを設置し、情報実習室やメディアゾーンなど情報メディア教育関連施設の管理及び運用を行っている（愛知大学情報メディアセンター規程（資料 7-A-40）及び情報メディアセンター紀要「C O M」（資料 7-A-41）参照）。各校舎に P C 実習室を設け（室数は基準 7. 教育研究等環境に記述）、教育全般に対して情報環境を整備している。特に教育支援という観点からは、2009 年度に L M S（Learning Management System:

## VII. 教育研究等環境

オンラインによる学習管理システム)としてMoodleを導入し、Web上での教材提供、レポート等の提出管理、履修者同士の討論等を行えるようにした(教員用Moodle利用マニュアル(資料7-A-42)。なお、本システムを利用している教員は年々増えており、2012年度秋学期は科目数ベースで245科目(資料7-A-43)が本システムを利用している。

### (5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

本学では、学術研究の信頼性と公平性を確保することを目的とし、本学において学術研究に携わる者(研究者)及びそれを支援する事務職員等(研究支援者)が意識すべき研究活動上の基本的な倫理規準について定めた愛知大学研究倫理規準(資料7-A-45)の制定について、2010年4月29日の大学評議会で承認し(資料7-A-46)、整備した。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月文部科学大臣決定)に基づき、公的研究費を公正かつ適正に取り扱うことを目的とした、本学における公的研究費の管理・監査に関する愛知大学公的研究費管理・監査規程(資料7-A-47)の制定について、2010年4月29日の大学評議会で承認し(資料7-A-46)、整備した。同規程において、公的研究費の運営・管理に関する学内の責任体系、運営・管理の基盤となる環境の整備、不正防止対策、研究費の執行管理等を定めており、適切に運用している。

特に科学研究費補助金の取り扱いに関しては、愛知大学科学研究費補助金取扱規程(資料7-A-48)に基づいた年1回の内部監査を実施していることに加え、採択者に対する使用ルール説明会を開催するなど、研究倫理の遵守や適正な研究費執行を促す環境を整えている。

研究活動について不正行為が生じた場合における措置等に関しては、愛知大学における研究上の不正行為に関する取扱規程(資料7-A-49)として、2010年4月29日の大学評議会で承認し(資料7-A-46)、整備した。

以上に記した愛知大学研究倫理規準(資料7-A-45)、愛知大学公的研究費管理・監査規程(資料7-A-47)並びに愛知大学における研究上の不正行為に関する取扱規程(資料7-A-49)は、専任教員向けの冊子「研究支援のご案内」(資料7-A-50)に掲載することにより、周知している。

また、全専任教員宛に、2012年7月19日付で学長より「「研究機関における公的研究費の適正な執行等のための取組」にかかわる報告と今後の対応について(お願い)」(資料7-A-51)が配付され、過去に生じた本学教員による公的研究費の不適切な執行事例の報告と、今後の適正な執行を求める通知がなされた。さらに、2012年10月の研究委員会において内部監査室長による当事例の報告が行われたうえで、研究委員による各教授会での再発防止等の周知がなされた。

## 2. 点検・評価

### ①効果が上がっている事項

(1)、(2) <名古屋校舎>

- ・環境に配慮したキャンパスづくりを行い、隣接する事業者と協同で国土交通省の「平成21年度第1回住宅・建築物省CO2推進モデル事業」に採択された(資料7-A-11)。
- ・衛生の確保について、揮発性有機化合物(VOC)、総揮発性有機化合物(TVOC)

とも濃度が学校環境衛生あるいは建築基準法の基準値内であるため、シックハウス等の問題は発生していない。

- ・キャンパス禁煙化について「名古屋校舎運用マニュアル」（資料7-A-12）で規定されたとおり実施しており、キャンパス内には喫煙場所を1箇所設け、これ以外での喫煙を禁止としている。

(1)、(2)＜車道校舎＞

- ・2012年4月に大学院5研究科（法学研究科、経済学研究科、経営学研究科、中国研究科、国際コミュニケーション研究科）が豊橋・旧名古屋校舎から車道校舎に移転した際に、普通教室3室をゼミ教室3室（36人教室）に改装した。また、大学院生専用図書館を設け、一人一席の専用キャレルデスクを用意する等、大学院における少人数教育に支障がないようにした。
- ・老朽化した車道校舎2号館は、2012年度末までに取り壊すことを決定した。

(1)、(2)＜豊橋校舎＞

当初の計画では2013年度に計画していた旧短期大学部本館の取扱いについて検討し、老朽化による危険性に鑑み、その解体工事を2011年8月に前倒しして実施するとともに「記念碑」を建立した。（資料7-A-13）

- (3)・ここ数年図書資料予算の急激な削減が進んでいるにも関わらず、私立大学の同規模大学としては依然として誇るべき規模の蔵書数を擁する図書館である。

- ・2012年度には、図書館委員会にて審議の上「法-国家-経済：現代社会における基盤と構成」エルンスト・ルドルフ・フーバー旧蔵コレクション」（法学部より推薦）を「私立大学等研究設備整備費等補助金」の対象資料として申請を行い補助金の交付決定を得た。同補助金は、大型研究用図書の充実に寄与している。

- ・図書館情報リテラシー教育は、新入生の80%以上が入門演習等の導入教育で受講することになっており、図書館の利用促進策の一端を担っている。

- ・定期的な蔵書点検の結果、図書資産の点検だけでなく、効率的に未登録図書の洗い出しができ、目録データベースの整備に役立った。2012年度名古屋図書館では図書全冊（約17万冊）の蔵書点検を実施した。豊橋図書館では約16万冊を、車道図書館では約6万冊の蔵書点検を実施した。各図書館とも、最長で5年間で1サイクルの蔵書点検を実施できるような体制を築いた。

- ・2011年度まで本学独自運用の機関リポジトリの構築を目指し準備を進めてきたが、学内予算の措置ができなかったこと、学内研究紀要の一部で著作権処理の課題が発生したことから、構築が見送りになっていた。2012年度においては、国立情報学研究所が無償で提供するJAIRO Cloudサービスを活用したりポジトリの構築を進めて、2013年3月に学術論文約1,400本を登録し正式に公開をした。

- ・2012年度に開設した名古屋図書館にグループ学習環境としてラーニング・コモンズ的なスペースであるディスカッションルームを、豊橋図書館にラーニング・コモンズを設置した。それぞれ可動式の机・椅子・ホワイトボード等グループ学習を促進する設備やプロジェクター及びビスクリーンなどプレゼンテーションができる環境を用意している。

- (4)「研費獲得セミナー」（資料7-A-19）開催等の研究資金獲得支援の結果、科学研究費への新規申請数は2009年度32件から2011年度46件と増加しており、新規採択件数並びに

## VII. 教育研究等環境

採択率も 2009 年度 4 件（採択率 12.5%）から 2011 年度 12 件（同 26.1%）と増加し、徐々に成果が出つつある。

### ②改善すべき事項

(1)、(2) <名古屋校舎>

- ・キャンパスモールに休憩場所が不足している。
- ・キャンパス内や隣接地での喫煙が見受けられる。

(1)、(2) <車道校舎>

2号館解体跡地の当面の利用方法について、早急に検討する。

(1)、(2) <豊橋校舎>

- ・現在使用していない旧研究館の解体について、解体することは決定しているものの、実施時期は決定していない。
- ・愛大公館を始め、老朽化した建物の修繕計画等の対応。
- ・木造の研究所の耐震工事が未だ実施されていない。

(3)・2013 年度以降も従来と同様に「私立大学等研究設備整備費等補助金」等を有効に使い、大型研究用図書の購入に結びつけていきたい。

・本学図書館にとって、スペースの問題は焦眉の課題である。名古屋図書館では 2012 年 4 月の開館当初より、スペースの関係上 3 分の 2 以上の蔵書を外部書庫（約 53 万冊：国際問題研究所及び経営総合科学研究所分を含む）に収蔵するという体制をとらざるをえなかった。この状況では外部書庫の運用費用を支出するだけでなく、開架式図書館と比較すると、利用者にとっては直接資料を手にすることができず不便である。外部書庫の運用は当面 2014 年度（2015 年 3 月末）までの措置となっていることから、2013 年度中には外部書庫に収蔵する資料の、2015 年度以降の収蔵場所の確保について結論をだす。なお豊橋図書館も蔵書数が収蔵能力を超えており、何らかの措置が必須な状況である。

・図書館業務のアウトソーシング及びジョブローテーションの結果、中核をなす図書館のスペシャリストが世代毎に育成されていない。司書の資格等の専門能力を有する職員の配置をしつつ、図書館職員の専門能力向上をはかることが必要不可欠である。

(4)制度、研究専念制度を 2008 年度に整備したが、これまでの利用者がいないことは問題点としてあげられる。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### ①効果が上がっている事項

(1)、(2) <名古屋校舎>

ささしまライブ24地区のCO<sub>2</sub>排出抑制や国際会議等での利用も想定した施設整備やサイン計画を行っているため、施設等の増築、改修等においても、これを継続していく。

(1)、(2) <豊橋校舎>

旧短期大学部本館跡地については、さらに整備を進める。

(3)・従来、本学図書館の選書は、研究用図書に偏り、学習用図書への意識が十分ではなかった。シラバスを参照しつつ、必要な学習用図書を購入するといった努力はすでに行われているが、引き続き教学部門との連携を一層強化しながら学習用図書の充実を行って

いく。

・図書館情報リテラシー教育は卒業論文と結びついた図書館ガイダンスの形で早くから行われていたが、新入生への導入教育（入門ゼミ・学習法等）の開始とともに、その一環として図書館ガイダンスが位置づけられるようになっていく。またデータベース講習会が行われるなど、幅広い学習支援が行われている。こうした教学部門との連携は、ゼミ選択時や卒業研究作成時に電子情報を含めた資料を活用するガイダンスを実施することで強化していきたい。さらに今後は教学部門以外の部署・機関との連携強化を進めていく。

・2012年度において、霞山文庫等の資料のデジタル化を行った成果物についての一部(50タイトル)を、電子ブック化したうえでWeb上に公開をした。引き続き資料のデジタル化、アーカイブ化を実施するとともに随時成果物の公開をしていく。

・目録データベースの整備は、今後キリル文字次いでハングル文字の資料について遡及作業を行い、図書館の蔵書全体の遡及作業を終える。また本学の研究所等、他の機関の蔵書についても機関ごとに進捗状況はまちまちであるとはいえ遡及作業は進行中である。今後こうした作業の進捗を促す。

(4)研究費の申請数、採択件数が増加しているとはいえ、全国平均の採択率28.4%には若干及ばない状況である。また、同一人物が繰り返し申請する傾向が強く、申請したことのない教員の意識を改革することは、悩ましい問題である。そのため、今後は申請したことのない教員に、さらに強く申請を働きかけるよう、研究委員会が研究政策・企画会議と連携して方策を検討する。あわせて、採択率を上げる方策についても検討する。

## ②改善すべき事項

### (1)、(2)＜名古屋校舎＞

名古屋校舎施設委員会が学友会からの意見・要望等を基に、設備整備計画に反映させる仕組みを構築する。

キャンパスモールに休憩場所が不足しているため、ベンチを更に増設し、学生のくつろぎ空間の充実を図る。

キャンパス内や隣接地での喫煙が見受けられるため、イントラネットを活用した学生への周知や学生部委員会とも連携して喫煙マナー向上、受動喫煙防止等と呼びかけていく。

### (1)、(2)＜車道校舎＞

2号館解体跡地の中長期的な整備計画について検討を進める。

### (1)、(2)＜豊橋校舎＞

旧研究館及び第3サークル棟の解体工事实施時期について確認する。

(3)・他方、スペースの問題への対応としては、重複図書の一部、不用図書の除籍・廃棄、雑誌等の機関リポジトリへの切り替え等の措置を講じて、所蔵資料そのものの取捨選択をする。そのため廃棄・保存規程の整備が不可欠である。また機関リポジトリも研究紀要類の排架スペースの節減の一助となる。あわせて名古屋・豊橋・車道の各図書館での雑誌分担所蔵を実施する。

・学内他機関との収書業務一元化実施に向けた検討を、2013年度より学内他機関を含め

## VII. 教育研究等環境

た検討に着手する。

- ・ラーニング・コモンズを、学生がともに学ぶ共有のスペースあるいは学生同士が議論し知識を求めともに考える場と位置付け、名古屋図書館1階のディスカッションルーム及び豊橋図書館1階にラーニング・コモンズを設けた。今後の活用については、図書館委員会内にラーニング・コモンズ検討ワーキンググループを設置し検討を行う。

- ・蔵書スペースの確保が最大の課題である。抜本的な解決方法として、名古屋校地開発の「2次計画」に新書庫の設置を組み込むこと、豊橋校地内あるいは他の場所に、新書庫を建設することが望まれる。

- ・機関リポジトリで公開するコンテンツは、当面学内研究機関等が発行する学術紀要のうち、著作権処理済のものから順次公開していく。また機関リポジトリを公開することで、研究紀要の配架場所の軽減、寄贈のための郵送費の削減、そしてオープン・アクセス化に寄与する。

- ・専任職員の少数精鋭化は時代の流れであろうが、中核をなす図書館のスペシャリストが世代毎に育成される必要がある。図書館職員の養成に関する課題は、平成22年12月に文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会学術情報基盤作業部会が発表した「大学図書館の整備について（審議のまとめ）－変革する大学にあって求められる大学図書館像－」に答申としてまとめられている。これらを踏まえて、愛知大学図書館の職員の在り方について検討していく。

(4)2012年4月1日に研究政策・企画会議規程（資料7-A-44）が制定され、当規程に基づき、研究政策・企画会議が設置された。この会議は学内理事会の下に設置され、構成員は研究政策・企画会議担当の学内理事、研究委員長、大学院長、国際研究機構の代表者、地域研究機構の代表者等からなり、研究政策案の策定、各機関の事業計画や事業報告の審議等を行うこととなっている。研究休暇制度や研究専念制度は利用実績がない状況であるが、これらの制度的な見直しについては、研究政策・企画会議において方針を検討する予定である。

### 4. 根拠資料

7-A-1. 「名古屋キャンパスの運動場について」（本学公式ホームページ）

7-A-2. 2012年5月CUD検証合格

7-A-3. 施設委員会規程

7-A-4. ICT企画会議規程

7-A-5. 構造計算概要書（講義棟）

7-A-6. 感染症罹患時の登校基準

7-A-7. 2009年度～2012年度防災訓練（ホームページ）

7-A-8. 危機管理に関する規程

7-A-9. 危機管理委員会感染症対策部会に関する要綱

7-A-10. 危機管理委員会情報セキュリティ部会に関する要綱

7-A-11. 省CO2推進モデル事業採択書

7-A-12. 名古屋校舎運用マニュアル

7-A-13. 旧短期大学部本館跡地記念碑

- 7-A-14. 2012 年度図書館概要
- 7-A-15. 個人研究費規程
- 7-A-16. 愛知大学契約教員の就業及び給与に関する規程
- 7-A-17. 愛知大学嘱託助教Ⅰの就業及び給与に関する規程
- 7-A-18. 愛知大学嘱託助教Ⅱの就業及び給与に関する規程
- 7-A-19. 「科研費獲得セミナー」実施の案内
- 7-A-20. 愛知大学科学研究費補助金取扱規程
- 7-A-21. 愛知大学競争的資金間接経費取扱要項
- 7-A-22. 愛知大学研究助成規程
- 7-A-23. 愛知大学研究助成取扱要領
- 7-A-24. 愛知大学出版助成規程
- 7-A-25. 愛知大学出版助成取扱要領
- 7-A-26. 教育職員学外研修規程
- 7-A-27. 教育職員学外研修規程細則
- 7-A-28. 研究休暇規程
- 7-A-29. 研究専念規程
- 7-A-30. 学会等開催助成に関する内規
- 7-A-31. 愛知大学と外国の大学等との短期学術交流に関する規程
- 7-A-32. 愛知大学ティーチング・アシスタント規程
- 7-A-33. 愛知大学リサーチアシスタント規程
- 7-A-34. 愛知大学 I C C S リサーチアシスタント規程
- 7-A-35. 愛知大学ポストドクター規程
- 7-A-36. 愛知大学 I C C S 研究員規程
- 7-A-37. 愛知大学年報
- 7-A-38. A U D I
- 7-A-39. 愛知大学スチューデント・アシスタント規程
- 7-A-40. 愛知大学情報メディアセンター規程
- 7-A-41. 情報メディアセンター紀要「COM」
- 7-A-42. 教員用 M o o d l e 利用マニュアル
- 7-A-43. M o o d l e 利用科目数 (2012 年度秋学期)
- 7-A-44. 研究政策・企画会議規程
- 7-A-45. 愛知大学研究倫理規準
- 7-A-46. 2010 年 4 月 29 日大学評議会速報
- 7-A-47. 愛知大学公的研究費管理・監査規程
- 7-A-48. 愛知大学科学研究費補助金取扱規程
- 7-A-49. 愛知大学における研究上の不正行為に関する取扱規程
- 7-A-50. 研究支援のご案内
- 7-A-51. 「研究機関における公的研究費の適正な執行等のための取組」にかかわる報告と今後の対応について (お願い)

## VII. 教育研究等環境

## VIII. 社会連携・社会貢献

## 1. 現状の説明

## (1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

本学は、「世界文化と平和への貢献」、「国際的教養と視野をもった人材の育成」、「地域社会への貢献」を建学の精神としている。その中でも、「地域社会への貢献」（社会連携・社会貢献）は、地域社会の一員としての開かれた姿勢を持ち、本学及び地域社会が有する知的・人的資源の活用を図ることにより、グローバル化の時代における地域社会の発展に寄与することを目的としている。

本学の「地域社会への貢献」（社会連携・社会貢献）では、産・学・官・民との交流を進め、本学が持っている知やネットワークを社会と共に活用するような仕組みをグローバル化の動向を視野に入れつつ作る必要がある。そのためには、大学は社会により開かれたものとなり、そのネットワーク形成においては、それぞれの人や機関を結びつける役割を果たすことが期待されている。大学には、「教育」と「研究」に加えて第三の使命として「社会貢献」が求められており、このような活動は、社会に貢献する人材を育成していく大学の使命をも達成させるものである。

このような基本的考え方のもと、本学がグローバルな視野のもとに産・学・官・民との交流を基礎とした社会連携・社会貢献をより積極的に推進することを目的として、以下の基本方針を掲げ、本学公式ホームページにて公開している（資料8-A-1）。

## ＜社会連携・社会貢献に関する基本方針＞

1. 本学の教育と研究のあり方がより一層豊かなものになるように、社会連携・社会貢献活動を展開し、本学における教育と研究の社会的付加価値を高める。
2. 産（企業等）・学（他大学・研究機関、高等学校等）・官（地方自治体・国）・民（国内外の諸団体、NPO、NGO、個人、住民組織等）と連携・協力し、学内関連部署との協力によって社会連携・社会貢献を推進する。
3. 企業等との連携は、実践的な教育・研究を通して社会の発展に寄与できる人材を育成することを目的とする。
4. 他大学・研究機関との連携は、各大学・研究機関の教育・研究の発展に資することを目的とする。
5. 高等学校との連携は、後期中等教育から高等教育への接続を図り、高大一貫した人材育成に努めることを目的とする。
6. 地方自治体等との連携は、生涯学習、文化、福祉、まちづくり、産業振興等の多様な分野で相互に連携・協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。
7. 本学に対して強く連携を求めているのは住民であるという認識のもと、とりわけ「民」との交流に重点を置き、住民組織をコーディネートし、「新しい公共」の創造に貢献する若い人材の育成を目指す。
8. 地域社会との連携の中心的拠点として、本学及び地域社会が有する知的・人的資源を相互に活用し、本学及び地域社会の相互の発展に寄与する。

## VIII. 社会連携・社会貢献

9. 地域主権の時代への展望の中で海外を含めた広域的な地域連携を促進する。

### (2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

本学において教育研究の成果を社会に還元している主な事例には、以下のようなものがある。

#### a. 大学主催の公開講座の開催

本学の教育研究の成果及び知見を社会に還元すべく、単独または地方自治体等と連携した大学主催の公開講座を定期的に開催している（資料 8-A-2～8-A-10）（各学部または研究所等が主催する公開講座も年間を通じて多数開催されている（資料 8-A-11））。各講座においては、いずれも毎回 100～400 名規模の参加があり、一般市民の学習意欲に応える機会となっている。この中には浜松公開講座のように 30 年以上にわたり継続して開催しているものもあり、長期にわたり本学の社会貢献活動の中心的役割を果たしている。

#### b. オープンカレッジ、孔子学院の運営

本学のエクステンションセンターでは、社会に開かれた大学作りを目指し、広く一般市民を対象とした生涯学習講座「愛知大学オープンカレッジ」を運営している（資料 8-A-12）。年間開講講座数は 400、受講者数は 5,000 名を超える規模であり、1988 年の開講以降、語学、資格取得、ビジネスの各講座から趣味・教養系の講座まで、年々高まる一般市民の生涯学習ニーズに幅広く応えている（資料 8-A-13）。孔子学院では、本格的な中国語習得のためのプログラムとして、きめ細かなレベルを設定するなど、豊富なクラス編成のもとで運営を行っており、年間受講者数は 1,500 名を超えている（資料 8-A-14）。

しかしながら、後述するように、近年の受講者数は減少傾向が続いている。

#### c. 地方自治体との連携、大学間連携、高大連携

2013 年 1 月現在、8 地方自治体（広域連合等を含む）と連携・協力協定を締結し、各種講演会への講師派遣、各種審議会委員への就任、受託研究事業、地域行事への学生・教員の参加等の連携事業を実施している（資料 8-A-15、8-A-16）。直近では、飛騨地域三市一村（高山市、飛騨市、下呂市、白川村）と協定を締結した（資料 8-A-17）。

2011 年 4 月の地域政策学部設置以降、周辺市町村からの連携・協力に関する相談や申し入れが増加しており、これに対応するために 2012 年 2 月に地域連携室（設置場所：豊橋校舎、室長：学長・理事長、室員：豊橋校舎各学部長、豊橋事務部長）を設置した（資料 8-A-18）。同室では、一月に 2 回定期的に会議を開催し、学外から寄せられる連携・協力に関する相談案件に係る対応を協議の上、関係する学内各部署と連絡・調整を行い、連携事業を推進している。

また、他大学と連携しての単位互換や共同研究の実施、高等学校との連携、東三河高大連携協議会（資料 8-A-19）及びあいちの大学学びフォーラム（資料 8-A-20）を通じての大学の授業への受け入れ、模擬授業等、高校生に対する多様な学習機会を提供している。

#### d. 地域貢献、社会貢献

名古屋地区において、JICA 中部（独立行政法人国際協力機構中部国際センター）と

の連携による交流事業の開催、本学学生と J I C A 海外研修生との交流、J I C A 短期ボランティア隊員としての協力など、ささしまライブ 24 地区を舞台とした国際交流や同地区の賑わい創出のための連携事業を行うと共に、同地区周辺の清掃ボランティア活動を行っている（資料 8-A-21～8-A-23）。また、2012 年 6 月には、中部圏の企業・団体等の国際ビジネス展開及び海外の企業・団体等の中部圏におけるビジネス展開に資する諸活動と人材の養成を行うことを主たる目的とする国際ビジネスセンターを名古屋校舎に設置し、ビジネス支援のための拠点を整備した（資料 8-A-24、8-A-25）。

豊橋地区においては、地域政策学部の「学生地域貢献活動」等の地域貢献活動が活発に行われている（資料 8-A-26、8-A-27）。2012 年 12 月には豊橋市との間で、地震その他の災害時において本学施設を避難施設及び活用施設として指定することに合意し、「災害時における避難者の受け入れに関する協定」を締結した（資料 8-A-28）。

この他にも、1995 年より中国内モンゴル自治区グブチ砂漠の緑化を目的とした植林ボランティア活動を実施する「愛知大学緑の協力隊「ポプラの森」」を毎年派遣している。これまでに 19 回、延べ 500 名を超えるボランティアを派遣し、植林実績は 15,000 本に及んでいる（資料 8-A-29～8-A-32）。

### 2. 点検・評価

#### ①効果が上がっている事項

##### a. 大学主催の公開講座の開催

講座ごとに実施するアンケート結果からは、いずれにおいても毎回大多数の方に満足いただいていると言える（資料 8-A-2）。

2012 年度は新たに、名古屋校舎開校記念行事の一環として、外部から著名人を招いた講演会を開催した。これまでの公開講座の参加者の多くは 60 歳代以上の高齢者であり、その大半がリピーターであった。今回の開校記念行事講演会には幅広い年代から多くの方に参加いただくことができた（資料 8-A-5）。

##### c. 地方自治体との連携、大学間連携、高大連携

協定締結以降主だった活動実績がみられなかった新城市や南信州広域連合との間において、2011 年度以降地域連絡協議会を再開し、受託研究・共同研究等の具体的な取り組みが始まった（資料 8-A-15）。また、地域連携室の定期開催により、学外からの相談案件に係る対応が組織的かつ円滑に行うことができるようになった。

##### d. 地域貢献、社会貢献

J I C A 中部（独立行政法人国際協力機構中部国際センター）との連携による交流事業の開催等は、名古屋市が国際歓迎・交流の拠点と位置づけるささしまライブ 24 地区の活性化（賑わい創出）に貢献する取り組みとして、着実に効果を上げている。また、地域政策学部が設置 2 年目となり、学生数が増加したことで、学生地域貢献活動の幅が広がっている。

#### ②改善すべき事項

## VIII. 社会連携・社会貢献

### b. オープンカレッジ、孔子学院の運営

既存受講者のリピート率は比較的高いが、新規受講者数の減少が続いており、結果として受講者数が減っている。2012年4月に文学研究科を除く大学院各研究科が車道校舎へ移転したことにより、オープンカレッジ及び孔子学院が使用できるゼミ教室数が減少した。この結果、設定講座数・講座回数を減少させることになり、収入額が減少した(資料8-A-33)。

### c. 地方自治体との連携、大学間連携、高大連携

設置2年目を迎える名古屋校舎の国際ビジネスセンターは、2013年度にビジネス支援コーナーを名古屋図書館内に設置すると共に、本学卒業生を対象としてビジネス支援について検討していくことが予定されている。こうした取り組みを推進するための体制を整備する必要がある。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

#### a. 大学主催の公開講座の開催

オープンキャンパスと連動させた一般向けのイベント、名古屋国際センターやJICA中部等と協力した国際貢献に関する催し、東三河・遠州地域を中心に行ってきた従来の講座数・実施エリアの拡大を図ることを目的とした、岐阜県及び三重県を含めた名古屋地区周辺地域での新たな公開講座の開催等を広報戦略委員会で検討していく。

#### c. 地方自治体との連携、大学間連携、高大連携

各自治体との地域連絡協議会の開催を継続すると共に、2012年7月に初めて開催した合同地域連絡協議会を2013年度以降も引き続き開催する。協議会では、本学及び地域社会が有する知的・人的資源を相互に活用し、本学及び地域社会の相互の発展に寄与する取り組みができるよう自治体に働きかけていく。

### ②改善すべき事項

#### b. オープンカレッジ、孔子学院の運営

大学院の車道校舎への移転により、使用できるゼミ教室は減少したが、講義教室には空きがある。今後は講義形式の講座を増やすことを検討していく。また、学内の各機関が行う講演会等開催時にチラシを配布する等経費をかけない広報を行っていくことにより、少しでも経費を削減していく(資料8-A-34)。

#### c. 地方自治体との連携、大学間連携、高大連携

第3次基本構想では、社会連携のための体制を大学として整備する方針を掲げているが、三遠南信地域との連携事業が多いことから、当面は現行の地域連携室(豊橋校舎)の体制を継続していく。

国際ビジネスセンターの事業推進については、同運営委員会を中心に取り組んでいく。

## 4. 根拠資料

- 8-A-1. 愛知大学公式ホームページ「社会連携・社会貢献に関する方針」 [http://www.aichi-u.ac.jp/profile/pdf/17\\_05.pdf](http://www.aichi-u.ac.jp/profile/pdf/17_05.pdf)
- 8-A-2. 公開講座開催一覧表（2009年～2012年）
- 8-A-3. 愛知大学公式ホームページ「中部経済同友会共催 日中国交正常化 40周年記念 愛知大学中国公開講座」 [http://www.aichi-u.ac.jp/asp\\_pub/event/Com1000082.html](http://www.aichi-u.ac.jp/asp_pub/event/Com1000082.html)
- 8-A-4. 愛知大学公式ホームページ「中部経済同友会共催中国公開講座を開催」 [http://www.aichi-u.ac.jp/asp\\_pub/news/Com0000395.html](http://www.aichi-u.ac.jp/asp_pub/news/Com0000395.html)
- 8-A-5. 愛知大学公式ホームページ「名古屋キャンパス開校記念講演会「これからの国際交流のススメ」」 [http://www.aichi-u.ac.jp/asp\\_pub/event/Com1000075.html](http://www.aichi-u.ac.jp/asp_pub/event/Com1000075.html)
- 8-A-6. 愛知大学公式ホームページ「名古屋キャンパス開校記念講演会を開催」 [http://www.aichi-u.ac.jp/asp\\_pub/news/Com0000372.html](http://www.aichi-u.ac.jp/asp_pub/news/Com0000372.html)
- 8-A-7. 愛知大学浜松公開講座「西遠地方の地震災害の歴史」
- 8-A-8. 愛知大学公式ホームページ「浜松公開講座を開催」 [http://www.aichi-u.ac.jp/asp\\_pub/news/Com0000358.html](http://www.aichi-u.ac.jp/asp_pub/news/Com0000358.html)
- 8-A-9. 2012年度豊橋市民大学トラム愛知大学連携講座「世界の歴史と文化 食べ歩き」
- 8-A-10. 愛知大学公式ホームページ「豊橋市民大学トラム「世界の歴史と文化 食べ歩き」がスタート」 [http://www.aichi-u.ac.jp/asp\\_pub/news/Com0000398.html](http://www.aichi-u.ac.jp/asp_pub/news/Com0000398.html)
- 8-A-11. 愛知大学公式ホームページ「公開講座・研究会」 [http://www.aichi-u.ac.jp/asp\\_pub/Au\\_open\\_lecture1.asp](http://www.aichi-u.ac.jp/asp_pub/Au_open_lecture1.asp)
- 8-A-12. 愛知大学公式ホームページ「オープンカレッジ、孔子学院」 <http://www.aichi-u.ac.jp/extension/00.html>
- 8-A-13. 愛知大学オープンカレッジ 2012年度受講者数
- 8-A-14. 愛知大学孔子学院 2012年度受講者数
- 8-A-15. 愛知大学と自治体、大学・高等学校等との連携協力協定一覧
- 8-A-16. 愛知大学公式ホームページ「社会貢献・地域連携」 <http://www.aichi-u.ac.jp/topbanner/02.html>
- 8-A-17. 愛知大学公式ホームページ「飛騨地域三市一村と連携・協力に関する協定を締結」 [http://www.aichi-u.ac.jp/asp\\_pub/news/Com0000354.html](http://www.aichi-u.ac.jp/asp_pub/news/Com0000354.html)
- 8-A-18. 地域連携室規程
- 8-A-19. 東三河高大連携協議会ホームページ <http://www.yutakagaoka-h.aichi-c.ed.jp/renkei/new.html>
- 8-A-20. 愛知県ホームページ「あいちの大学「学び」フォーラム」 <http://www.pref.aichi.jp/0000056384.html>
- 8-A-21. 愛知大学公式ホームページ「JICA中部で開催のふれ愛コンサートに本学軽音楽部が出演」 [http://www.aichi-u.ac.jp/asp\\_pub/news/Com0000325.html](http://www.aichi-u.ac.jp/asp_pub/news/Com0000325.html)
- 8-A-22. 愛知大学公式ホームページ「JICA短期ボランティア隊員として柔道指導 in ガボン共和国（アフリカ）」 [http://www.aichi-u.ac.jp/asp\\_pub/news/Com0000375.html](http://www.aichi-u.ac.jp/asp_pub/news/Com0000375.html)
- 8-A-23. 愛知大学公式ホームページ「「清掃ボランティア活動」をスタート」 [http://www.aichi-u.ac.jp/asp\\_pub/news/Com0000375.html](http://www.aichi-u.ac.jp/asp_pub/news/Com0000375.html)

## VIII. 社会連携・社会貢献

- aichi-u.ac.jp/asp\_pub/news/Com0000331.html
- 8-A-24. 愛知大学公式ホームページ「国際ビジネスセンター」 <http://www.aichi-u.ac.jp/ibc/>
- 8-A-25. 愛知大学公式ホームページ「愛知大学「国際ビジネスセンター」が開設、記念シンポジウムを開催」 [http://www.aichi-u.ac.jp/asp\\_pub/news/Com0000397.html](http://www.aichi-u.ac.jp/asp_pub/news/Com0000397.html)
- 8-A-26. 愛知大学地域政策学部ホームページ「2012年度学生地域貢献活動」 <http://regional-policy.aichi-u.ac.jp/topics/regional/000474.html>
- 8-A-27. 愛知大学地域政策学部ホームページ「2011年度「学生地域貢献事業報告書」」  
<http://regional-policy.aichi-u.ac.jp/topics/regional/000453.html>
- 8-A-28. 愛知大学公式ホームページ「豊橋市と「災害時における避難者の受け入れに関する協定」を締結」 [http://www.aichi-u.ac.jp/asp\\_pub/news/Com0000429.html](http://www.aichi-u.ac.jp/asp_pub/news/Com0000429.html)
- 8-A-29. 愛知大学「緑の協力隊」活動記録と隊長名、愛知大学「ポプラの森」活動記録と隊長名
- 8-A-30. 愛知大学公式ホームページ「ポプラの森」 <http://www.aichi-u.ac.jp/poplar/poplar.html>
- 8-A-31. 愛知大学公式ホームページ「愛知大学緑の協力隊「ポプラの森」第9次隊結団式を開催」 [http://www.aichi-u.ac.jp/asp\\_pub/news/Com0000365.html](http://www.aichi-u.ac.jp/asp_pub/news/Com0000365.html)
- 8-A-32. 愛知大学公式ホームページ「「ポプラの森」第9次植林ボランティア隊を派遣しました」 [http://www.aichi-u.ac.jp/asp\\_pub/news/Com0000379.html](http://www.aichi-u.ac.jp/asp_pub/news/Com0000379.html)
- 8-A-33. 2012年度第16回学内理事会（2013年1月17日開催）配付資料7-2「2012年度オープンカレッジ年間報告」
- 8-A-34. 2012年度第16回学内理事会（2013年1月17日開催）配付資料7-4「2013年度オープンカレッジ事業計画（案）」

## Ⅷ. 管理運営・財務

## ①管理運営

## 1. 現状の説明

## (1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

愛知大学学則第1条に、「本学は、教育基本法および学校教育法に基づき、高い教養と専門的職能教育を施し、広く国際的視野をもって人類社会の発展に寄与しうる人材を養成することを目的とする」と規定している（資料 9(1)-A-1）。常に変化する環境に対応しつつ、本学の目的を確実・迅速に実現出来る実行力のある管理運営体制、（すなわち法人組織が教学組織を十分に理解し、教学事項が十分に尊重される管理運営体制）を整備することを愛知大学の管理運営方針とする。なお、方針を具体的に推進するために、第3次基本構想に次の項目を策定し、学内外に周知・公表している。

## ①管理運営組織の見直し—コンプライアンスとガバナンスの構築を中心に—

コンプライアンス、USR（ユニバーシティ・ソーシャル・リスポンシビリティ）という観点から、現行を含めたこの間の管理運営組織と各組織の機能のあり方を総点検すると共に、本学のガバナンスの今後のあるべき方向性と改革案をとりまとめ、それに基づいて必要な改革を鋭意進める。そのために、理事会の下にガバナンス検討委員会を立ち上げ、これまでのあり方に対しての評価、総括を行う。その後、同委員会の下で改革案をとりまとめ（とりまとめが機関承認された時点で同委員会は解散）、改革に着手する。

## ②財務部門、広報部門、危機管理部門の強化、法務部門の新設

大学の管理運営組織の中核は本部事務組織であり、それは単に組織的乃至職制上の効率性や機能性という視点のみならず、USRを踏まえたコンプライアンス、ガバナンスの視点からも常に見直されるべきものと言える。斯かる認識を踏まえて理事会の下に設置されたガバナンス検討委員会における審議を通じて顕現化した諸課題に対処するための組織、教育・研究機関としての適切な運営を支える組織としての財務、広報、法務の各部門の強化・充実を図る。財務部門に関しては、明確な規程に裏打ちされた意思決定、業務執行、監督検査の組織的機能分化とそのため的人员配置が必要である。広報部門に関しては、殊に私立大学におけるブランド戦略が必要である旨の認識に基づき、常任理事会主導による大学広報と入試広報との一元化をさらに進化させる施策と体制が検討されなければならない。法務部門に関しては、臨床・予防・戦略法務の視点からの然るべき体制整備が求められる。

## ③大学経営を担う人材の内部養成システムの開発

大学経営をめぐる環境は、高度化・複雑化してきており、従来の教員主体の意思決定、事務職員による事務運営という組織体では対応しきれなくなっている。教員が教育研究に専念できるためにも、大学行政の運営を担い得る事務職員の育成が必要であり、人材育成に向けて次の事項について検討を進める。

## ④職員の能力開発（SD）

## Ⅷ. 管理運営・財務

### ①管理運営

現行の職員研修制度は、業務理解に重点を置いているが、高度化・複雑化する大学経営の諸課題に対応するために、大学経営に必要な専門知識の修得、問題解決能力、企画・立案能力、情報収集能力、各種データの統計的分析能力等の向上、学外での研修を通じた人的ネットワークの形成に重点を置いた制度に向けて検討を行う。

また、中堅・若手の事務職員（「人事異動取扱規程」第4条第2項に規定する採用後10年以内の職員）の職場配置に際しては、業務理解を深めるだけでなく、業務を通じた問題発見及び解決を通じて専門性を深めるとともに、今後どの分野で中心的に能力を発揮していくかを自身で見出す機会が得られるような配慮を行い制度の再検討を行う。

### ⑤事務組織と事務職員人事計画（専任150名体制）の見直し

2012年に開校した名古屋校舎は、在学生在が7,000名規模となり、従来事務組織のあり方として実施されてきた「大きくくりな事務組織」で対応することが、今後も可能か否かを検証しつつ組織再編を検討していく。教職課程センター、高大連携担当部署の新設の他、JICA（独立行政法人国際協力機構）等との連携、国際ビジネスセンター等の新たな事業を考慮しつつも、当面の専任職員数は現行の150名の維持を追求する。

### ⑥教職協働体制の構築

教育力を向上させるため、教員と職員の協働が必須であることは共通の認識であり、それぞれの立場で議論できるような環境づくりが必要である。その中で、「教職員相互の理解」、「目標・方針の共有や一致」、「教員と職員との権限や責任の明確化」等が議論されなければならないし、また、従来FD、SDとして教職員個人の力量強化が注目されてきたが、今後は個人の力量強化を基礎とした構造改革による大学組織の力量強化が必要である。

構造改革として、新たな職域開発と構成員の編成構造改革が考えられる。そのために、現在および今後大学に求められるすべての機能と業務内容を網羅し、新たな職務編成表を作成する。この作業により、新たな職域開発が可能となる。さらに、職務編成表に基づき、大学構成員の機能的編成構造改革を進める。大学構成員は、教員、職員の区別ではなく、すべてが大学スタッフとしての自覚を持ち、機能的編成としての教員、職員および専門職スタッフという構成をめざす。専門職スタッフは、たとえばIR（インスティテューショナル・リサーチ）部門や学習・教育支援センターでの教材開発、情報メディアセンター等での活躍が考えられる。

### (2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

学校法人愛知大学の業務の円滑な遂行に資するため、同法人寄附行為、同施行細則、大学評議会規程、常任理事会運営内規、学内理事会運営内規及び副学長に関する規程等に基づき、教授会、教学委員会、大学評議会、常任理事会及び学内理事会等の組織機能及び理事長(学長)等の職務に関する主な権限を、職務権限基準（資料9(1)-A-4）に規定し、権限と責任を明確化している。

<法人組織>

#### ア. 理事長

理事長は、学長をもってこれにあてる。（学校法人愛知大学寄附行為第7条第2項）（資料9(2)-5）

イ. 常務理事・常任理事会

(ア) 常務理事

常務理事には、副学長及び事務局長をあてる。(学校法人愛知大学寄附行為施行細則第3条)(資料9(2)-6)

(イ) 常任理事会

常任理事会は、理事会において決定した基本方針に基づき、日常業務の執行にあたるとともに、学内理事会の議を経て、理事会及び評議員会に提案する事項及びあらかじめ理事会から付託された事項について審議・立案する。(常任理事会運営内規第3条)(資料9(1)-A-5)

ウ. 学内理事会

学内理事会は、次の各号に掲げる事項 (1)基本的な事業計画 (2)予算及び決算 (3)重要な給与制度の変更 (4)重要な管理運営組織の変更 (5)重要な学校財産の取得、管理及び処分 (6)大学評議会からの付託事項 (7)その他、理事長の必要と認める事項) について常任理事会からの提案をうけ、審議・調整の上、大学評議会へ提案する。(学内理事会運営内規第3条)(資料9(1)-A-6)

エ. 大学評議会

大学評議会は、大学業務全般の基本的事項について審議し、議決する。(大学評議会規程第1条第2項)

大学評議会は、第1条第2項にいう基本的事項として、次の各号に掲げる事項を審議し、議決する。(1)事業計画 (2)予算及び決算 (3)教学に関する重要な事項 (4)人事及び給与制度に関する重要事項 (5)学則の変更及び重要な規程の制定・改廃に関する事項 (6)教学組織及び管理運営組織に関する重要事項 (7)重要な学校財産の取得、管理及び処分 (8)その他、学長兼理事長の必要と認める事項(大学評議会規程第5条)(資料9(1)-A-7)

オ. 理事会

私立学校法第36条に基づき、理事会はこの法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する、と学校法人愛知大学寄附行為第14条に規定している。また、理事会の議事は寄附行為施行細則第3条に規定している。(資料9(2)-6)

カ. 評議員会

評議員会は、私立学校法第42条に基づき、理事会の諮問機関として位置付けており、次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならない、と学校法人愛知大学寄附行為第24条において規定している。(資料9(2)-5)

学校法人愛知大学寄附行為第24条に掲げる事項 (1)予算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び重要な資産の処分に関する事項 (2)事業計画 (3)解散及び合併 (4)残余財産の処分に関する事項 (5)寄附行為の変更 (6)その他この法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認めるもの。

以上の法人、教学の各組織において、職務権限基準等の関係規程に則り、適切な管理運営を行っている。

## Ⅸ. 管理運営・財務

### ①管理運営

#### <教学組織>

##### ア. 学長、副学長

###### (ア) 学長

愛知大学学長は、愛知大学学長選挙規程（資料 9(1)-1）及び愛知大学学長選挙規程施行細則（資料 9(1)-2）に則り、学長決定選挙により選出される。

###### (イ) 副学長

副学長は、副学長に関する規程（資料 9(1)-A-8）に則り、本学の専任職員のなかから学長が任命する。

##### イ. 学部、学部長、教学部長

###### (ア) 教授会

各学部の意思決定機関として教授会が置かれている。教授会は愛知大学教授会規程（資料 9(1)-A-9）及び短期大学部教授会規程（資料 9(1)-A-10）で会議の招集・定足数、議事の議決要件、審議事項等を定めている。学部長は教授会の決議に従い、当該学部の重要事項を行う。なお、学部長及び短期大学部長は各学部及び短期大学部の選挙規程（資料 9(1)-A-11～9(1)-A-18）により選出される。

###### (イ) 教学委員会

本学全体の教育方針及び教育環境の整備にかかわる事項や学部間のカリキュラムの改革等の各学部共通事項に関しては教学委員会が審議・立案し、各教授会に提案する形をとっている。委員会の会議は、教学部長が招集し、議長となる。教学部長は、委員及び各教授会から選出した教学部長推薦委員会委員各 1 名で構成する教学部長推薦委員会の推薦により、常任理事会の議を経て、学長が委嘱する。（教学委員会規程、資料 9(1)-A-19）

##### ウ. 大学院、大学院長、研究科長

###### (ア) 研究科委員会

大学院各研究科の意思決定機関として研究科委員会が置かれている。研究科委員会は研究科長が招集し、議長となる。「大学院運営に関する規程」（資料 9(1)-A-20）にて、会議の招集・定足数、議事の議決要件、審議事項等を定めている。

###### (イ) 大学院委員会

大学院に共通する事項は大学院委員会で審議される。大学院委員会は、大学院長が招集し、議長となる。大学院長、研究科長及び大学院委員は、大学院選挙規程（資料 9(1)-A-21）によって選出される。

##### ウ. 専門職大学院

###### (ア) 専門職大学院教授会

専門職大学院には専門職大学院教授会が置かれている。専門職大学院教授会は、各研究科長が招集し、議長となる。愛知大学専門職大学院学則（資料 9(1)-A-22）で会議の招集・定足数、議事の議決要件、審議事項等を定めている。

### (3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

#### <事務組織の構成と人員配置の適切性、事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策>

大学業務が円滑に遂行されるためには、当然のことながら、大学業務を支援する事務組

織が整備されている必要がある。現状の事務組織は組織図（資料9(1)-A-26）のとおりであり、十分に機能しているが、新校舎開校（2012年4月）に伴い大幅に見直す必要性から、2012年度以降の事務組織再編案を2010年度に機関決定した。その概要は、(1)校舎事務部長体制の見直し、(2)理事会直結の事務組織の見直し、(3)大きくくりな事務組織の見直し、の3点を柱としたものである（資料9(1)-A-27）。

また、事務職員の人事管理の円滑な運用を図るため、その重要な事項について審議する理事長の諮問機関として、人事担当者会議を置き、定員設定基準及び人員計画、昇格、異動等の基準、採用に関する事項等を審議している（人事担当者会議規程（資料9(1)-A-28））。なお、人事異動については事務職員人事異動取扱規程（資料9(1)-A-29）に異動配置の方法及び基準等について定め、適切に運用している。

**(4)事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。**

**<スタッフ・ディベロップメント（SD）の実施状況と有効性>**

事務職員の資質を向上させるべく、第3次基本構想の(4)職員の能力開発（SD）を推進している。研修委員会によって毎年度研修基本計画（資料9(1)-A-31）が策定され、これに基づき職員研修を行っている。2011年度、2012年度は以下の研修を行った。

ア. 事務職員全体研修 2011年8月30日、2012年8月31日実施（資料9(1)-A-32）

イ. 階層別研修

(ア) 新任者研修Ⅰ（本学の職員として必要な基礎的知識の修得及び本学の業務等の概要を理解させるために行う。）2011年4月、2012年4月実施。（資料9(1)-A-33）

(イ) 新任者研修Ⅱ（一定期間業務を経験し自分なりに感じている疑問等を発表・討論を通じて客観的に考えるきっかけとする。更に、今後の業務に対する心構えや業務の進め方についての基本姿勢を確認する機会を提供する。）2011年10月26日実施（隔年実施）。

（資料9(1)-A-34）

(ウ) 管理職研修（課長研修）2011年4月25日、2012年12月18日実施。（資料9(1)-A-35）

(エ) 中堅職員（係長）研修

・係長マネジメント研修（係長の立場と果たすべき役割、係長に期待される能力、部下の指導・育成等、講師の講演をもとに研修する。）2011年11月30日実施。（資料9(1)-A-36）

・学外研修（リーダーシップ開発、自己革新、キャリア形成等を目的として、テーマ・課題別に既成のセミナー等を利用し派遣する。）

ウ. 学外研修（学外団体主催研修）

エ. 特定研修

**2. 点検・評価**

**①効果が上がっている事項**

(1)第3次基本構想（資料9(1)-A-2）に掲げた項目は、単年度の事業計画書に落とし込み、事業報告書にてその達成度合いを確認し、未達成の項目は次年度の事業計画書に残し継続して取り組んでいくといった形で進捗の管理を行っている。

(2)2010年7月にガバナンス検討委員会中間答申、2011年3月に同最終答申が示され、管理運営組織とその機能のあり方について審議を進め、2011年5月28日理事会で、「ガバナ

## Ⅷ. 管理運営・財務

### ①管理運営

ンス検討委員会最終答申の今後の取り扱いについて」(資料9(1)-A-23)が確認された。

2012年度は、同答申の趣旨を具現化するため、2012年9月24日、11月26日理事会での協議を経て、12月15日の理事会、評議員会において、寄附行為施行細則と職務権限基準について次の改正を行った(資料9(1)-A-24)。

- (1)理事会の権限と委任の条項を設け、各機関と職務権限基準と関係を明確化。
- (2)同細則第3条に理事会の議事を規定。
- (3)同細則及び職務権限基準の規程の改廃条項を規定。

理事会の実質化を図るため、2010年度より理事会を毎月開催し、本学専任教職員以外の理事からの意見を徴する機会を増やしている。

(3)新校舎開校を念頭に置いた事務組織再編を実施し、2012年4月移転、新校舎開校を実施できた。現状の事務組織体制で、特段の問題は生じていない。

(4)セミナー、研修会に参加した場合、研修終了後2週間以内に研修報告書を作成し、学内電子掲示板に報告書を掲載することとなっており、研修参加者が得た知見を情報共有することで、職員全体の知見の底上げを図っている。また2011年度は研修で得た成果を広く他の職員と共有し職員全体の資質向上を目的として社団法人日本私立大学連盟等各種研修報告会を実施した(資料9(1)-A-37)。

課室別目標管理(業務自己点検・評価)の実施について、2012年6月21日、10月5日局部長会議及び10月30日合同課長会議で確認され、2013年度から実施することとなった(資料9(1)-A-38)。

事務組織改編(2012年2月9日付)に伴い、校舎事務部長制の見直しを行い、各事務部長の担当分野を定めて業務執行(担当事務部長制)を行うことをめざして検討を進めた結果、事務部長が委員または幹事として新たに7つの関係委員会に出席することとなった(資料9(1)-A-39)。

### ②改善すべき事項

(1)第3次基本構想は期間を2010年～2015年度として策定しており、取り組みが難しいものは先送りされる傾向にある。先送りされる項目が一つでも少なくなるよう、年度の途中に各単位、担当課と状況確認する場を設けてフォローアップする仕組みが求められる。

(2)特記事項なし。

(3)適正な事務組織を配置しているが、事務機能の改善という観点からPDCAサイクルに繋げるためには、まずは教育機関としてサービスが十分かどうか、大学利用者の満足度を検証する体制を確立する必要がある。

職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用について、本学では未だ対応できていないため、課題事項として認識し、人事担当者会議を中心に対応策を検討する。

(4)①効果が上がっている事項に記述したとおり、2013年度から課室別に目標管理制度を実施することとなったが、第3次基本構想に掲げた「人事考課制度の導入について再検討・協議を行う」ことについては、未だ具体的に進んではいない。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

(2)ガバナンス検討委員会最終答申に対して、各単位で意見聴取を行い、ガバナンスに対する教職員の意識、知見を深化させた。また、2004年の私立学校法改正の趣旨について、大学評議会（2011年3月9日、3月23日、4月14日）で改めて議論し、共通理解を深めた（大学評議会速報抜粋、資料9(1)-A-25）。

ガバナンス検討委員会最終答申の趣旨を具現化するため、2013年度以降には職務権限基準別表の見直しに着手する。

(3)2012年度に事務組織再編を検証するために、課長宛に調査を実施している（2012年12月依頼）（資料9(1)-A-30）。これを元に、2013年度以降、局部長会議を中心に事務組織の改編を行っていく。

(4)まずは2013年度から実施する課室別目標管理を着実に遂行し、局部長会議でその状況を確認しつつ、人事考課制度の導入検討に繋げていく。

## ②改善すべき事項

(1) 1. 第3次基本構想及び事業計画書に「事業計画に対応した予算のあり方を検討し、2012年度に向けて事業計画書の改善を図る。」と記載しており、事業計画に対応した予算のあり方については課題であったが、2013年度事業計画書は、第1次事業計画書（暫定版）を念頭に置いて予算査定を行い、その予算査定結果に従って第2次事業計画書（最終版）を策定する形で作成を依頼することを2012年12月3日常任理事会で確認した（資料9(1)-A-3）。予算資料には、第1次事業計画書（暫定版）を念頭に置いて予算査定を行ったことを可視化する資料作成も試みる。

2. 「2. 点検・評価」に記載した「各単位、担当課を状況確認する場を設けてフォローアップする仕組み」を設けた上で、将来的には第3次基本構想を定期的に見直す仕組みも求められる。

第3次基本構想の「はじめに」の中で、「2013年度は、同時に第3次基本構想の中間的時期（6年中の4年目）に当たることから、認証評価のための報告書作成の作業と併せて第3次基本構想の中間的点検・見直しを予定することにする。」と記述されており、同構想は2013年度中に見直しを行う予定である。

(2)激変する時代環境と迅速な意思決定を要する状況に対処するため、常任理事会が主体となって管理運営の見直しに不断に取り組む。

(3)大学利用者の満足度を検証する手段として、学生、保護者、公開講座参加者等向けに定期的にアンケートを実施し、事務サービスに対する要望を把握することが考えられる。アンケート自体は、広報課、教務課、キャリア支援課、入試課等各課で個別には実施されているが、これらを局所的なアンケートに終わらせず、大学運営に活かすという大局的な観点から実施する体制を構築する。

(4)第3次基本構想、事業計画書にも「人事考課制度の導入について再検討・協議を行う。」、「中堅事務職員をリーダーとするプロジェクトチームを編成するための検討を行う。」と掲げているため、局部長会議が中心となって具体化のための検討を進める。

## 4. 根拠資料

9(1)-1. 愛知大学学長選挙規程

## Ⅷ. 管理運営・財務

### ①管理運営

- 9(1)-2. 愛知大学学長選挙規程施行細則
- 9(1)-A-1. 愛知大学学則（既出 資料 1-1）
- 9(1)-A-2. 学校法人愛知大学第3次基本構想（既出 資料 1-A-6）
- 9(1)-A-3. 「2013（平成 25）年度事業計画書」の作成について（依頼）
- 9(1)-A-4. 職務権限基準
- 9(1)-A-5. 常任理事会運営内規
- 9(1)-A-6. 学内理事会運営内規
- 9(1)-A-7. 大学評議会規程
- 9(1)-A-8. 副学長に関する規程
- 9(1)-A-9. 愛知大学教授会規程（既出 資料 3-2）
- 9(1)-A-10. 短期大学部教授会規程
- 9(1)-A-11. 法学部長選挙規程
- 9(1)-A-12. 経済学部長選挙規程
- 9(1)-A-13. 経営学部長選挙規程
- 9(1)-A-14. 文学部長選挙規程
- 9(1)-A-15. 現代中国学部長選挙規程
- 9(1)-A-16. 国際コミュニケーション学部長選挙規程
- 9(1)-A-17. 地域政策学部長選挙規程
- 9(1)-A-18. 短期大学部長選挙規程
- 9(1)-A-19. 教学委員会規程
- 9(1)-A-20. 大学院運営に関する規程
- 9(1)-A-21. 大学院選挙規程
- 9(1)-A-22. 愛知大学専門職大学院学則（既出 資料 1-3）
- 9(1)-A-23. 2011年5月28日理事会議事録
- 9(1)-A-24. 2012年9月24日、11月26日、12月15日理事会議事録
- 9(1)-A-25. 2011年3月9日、3月23日、4月14日大学評議会速報（抜粋）
- 9(1)-A-26. 事務組織図
- 9(1)-A-27. 2012年度事務組織再編について
- 9(1)-A-28. 人事担当者会議規程
- 9(1)-A-29. 事務職員人事異動取扱規程
- 9(1)-A-30. 事務組織再編後の検証にかかる課長アンケートについて
- 9(1)-A-31. 事務職員研修基本計画（2011、2012年度）
- 9(1)-A-32. 事務職員全体研修会開催通知（2011、2012年度）
- 9(1)-A-33. 新任者研修Ⅰ研修日程（2011、2012年度）
- 9(1)-A-34. 新任者研修Ⅱ開催通知（2011年度）
- 9(1)-A-35. 管理職研修開催通知（2011年4月25日、2012年12月18日実施分）
- 9(1)-A-36. 2011年度中堅職員（係長）研修の開催について（通知）
- 9(1)-A-37. 2011年度社団法人日本私立大学連盟等各種研修報告会実施要領
- 9(1)-A-38. 課室別目標管理（業務自己点検・評価）の実施提案、様式、議事録
- 9(1)-A-39. 事務組織再編に伴う事務部長の委員会出席について

②財務

1. 現状の説明

(1)教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

<中長期的な財政計画の立案>

毎年度、予算編成方針（資料9(2)-A-1）を策定しているが、その方針の中で「基本方針」を打ち出し、「中長期方針」と「短期方針」に分けて計画を明示している。現在の中長期方針は、名古屋校舎の建設が完了する2015年度の収支において、教育研究経費比率や人件費比率等の指標が一定の比率を達成することを目標とする内容としている。予算編成方針は、常任理事会、学内理事会、大学評議会と進み、評議員会の議を経て理事会で最終決定しており、その後開催される予算申請説明会等で教職員に周知している。

2008年度にデリバティブ取引の解約精算により多額の損失を計上する中で、新校舎建設等の大規模な設備計画を進めている状況にあり、財政的には非常に厳しい状況が続く見込みであるため、20年程度先までを予測した収支シミュレーションを作成し、その推移を見ながら計画立案の参考にしている（資料9(2)-A-2）。

<科学研究費補助金、受託研究費等の外部資金の受け入れ状況>

外部資金の獲得について、私立大学経常費補助金をはじめとする補助金全般では、2011年度は国庫補助金収入として12億円の収入を得ることができた。2011年度は、新校舎建設に伴う設備等の補助金収入があり、対前年でも1億円超の増額となっているが、毎年度10億円前後の交付を継続して受けており、直近5ヵ年の実績でも帰属収入に占める補助金の割合は9～10%で一定の水準を維持できているといえる。また、寄付金については、第三次基本構想の中でも重点事業の一つである「愛知大学創立70周年記念募金」が進行中であり、不況の折、環境としては難しい面もあるが、帰属収入に対し1%に達してきたところである。科学研究費については、直近5ヵ年の推移では、採択件数は13件から19件と増加傾向にあるが、配分額は3,000万円前後とほぼ横ばいの状況となっている。受託研究については、実績としてほとんど無い状況である（資料9(2)-A-3）。

<消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率の適切性>

2007年度から2011年度の5年間の推移で見た場合、消費収支計算書関係比率のうち、法人全体の人件費比率は2007年度の48.6%から2011年度には49.1%と微増で推移している。人件費比率は、退職者の増減により比率が変動する場合もあるが、本俸等を示す教員人件費や職員人件費の比較においては、微減となっている。次に教育研究経費比率は2007年度29.8%に対し、2011年度は30.7%となっている。2009年度以降は、教育研究に影響の無い範囲で経費削減を積極的に展開していることにより、2010年度に28.1%まで下がったが、2011年度に新校舎への導入・移転経費などで30.7%となった。2012年度以降は、新校舎の維持コストなどにより増加する見込みである。なお、2012年度竣工の名古屋校舎では、利便性のある立地を背景に積極的に施設貸出を行っており、資金運用収入に一定程度寄与している。

貸借対照表関係比率について、2007年度から2011年度の5年間の推移で見た場合、流動比率（流動資産／流動負債）は2007年度の332.0%から144.2%に減少している。これは

## Ⅸ. 管理運営・財務

### ②財務

2008 年度にデリバティブ取引の解約精算等で資金の流動性が大幅に低下したことによるものである。また、新校舎の建設に伴う設備資金の借入を 2009 年度より継続して行っており、負債比率（総負債／自己資金）は 2007 年度の 11.9%から、2011 年度では 45.4%に上昇している（大学基礎データ表 6、7、8）。

なお、これらは本学が教育研究活動に支障のない水準であり、教育研究を安定して遂行するための財政基盤を有している。

#### (2) 予算編成および予算執行は適切に行っているか。

< 予算編成の適切性と執行ルールの明確性、決算の内部監査 >

理事会で承認された予算編成方針に基づき、各予算単位より申請が行われている。これを経理課で取りまとめ、経営担当副学長、事務局長、所管の事務部長で構成されたメンバーで、各単位へのヒアリングおよび折衝を実施した後、予算案を作成する。予算案は、その後、常任理事会、学内理事会、大学評議会と進み、評議員会の議を経て理事会で最終決定している。編成時には、事業目的、第 3 次基本構想との関連性、前年度の事業や費目との差異の検証、算出根拠について適切に申請が行われているかをチェックしている。

予算の執行ルールについては、特に重要なテーマと認識しているため、予算の編成方針の中でも、「学生生徒等納付金が大部分を占める極めて固定的な収入構造からも、支出の成り行き管理は許されないという前提の下に、各単位は学校法人愛知大学経理規程（資料 9(2)-A-4）及び金銭出納規程（資料 9(2)-A-5）に基づき、予算に表明された事業計画を予算通りに達成する責任を負う。」として執行管理を行っている。

会計監査については、監査法人による監査を期中、期末を含め適切に監査を行う体制を敷いている。

監事による監査報告書は、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人愛知大学寄附行為第 9 条に基づき、事業報告書とともに本学公式ホームページにて公表している（資料 9(2)-A-6）。

また、2005 年私立学校法改正を受け、監査体制を強化し、常勤監事を配置している。さらに 2012 年 2 月 9 日付で監査室を内部監査室に再編し、監査体制を更に強化した。業務監査は、監査計画（中期）（資料 9(2)-A-7）に基づき実施し、毎年度監査調書を取りまとめ監事監査意見書として理事会及び評議員会に報告している（資料 9(2)-A-8）。その後、監査報告での指摘事項への対応状況について、とりまとめの上、理事会及び評議員会に報告し改善に努めている（資料 9(2)-A-9）。

< 予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立 >

予算を持つ各単位が起票している内容については、その帳票のチェックや事業予算の執行状況について、経理担当課室で日々チェックを行っている。また、予算編成や補正予算時には、事業ごとの申請総額や費目別の申請額を前年度の予算等と比較し、その内容や費用対効果等も確認しながら妥当性を判断している。

## 2. 点検・評価

### ①効果が上がっている事項

予算の執行管理を行うことで、各単位は事業別予算や費目別予算の進捗状況を把握しつ

つ、運用することが可能となっている。事業別、費目別のいずれか一方でも予算を超過する見込みである場合は、事前申請（予算超過等申請書、資料9(2)-A-10）により、何故差異が生じるか、今後どのような執行が残されているか等、先の予測についても詳細な説明を求めため、事業の緊急性や重要性等を意識した動きに繋がっている。

#### ②改善すべき事項

まず、予算の編成に関しては、特に施設整備等、極めて多額の費用が発生する事業について、どういう計画に基づいて、いつ何を改修・更新し、何を導入するかといった議論が十分に行われないまま、一部分の費用が断片的に予算要求されてくるケースが見受けられることから、予算申請の前段階で委員会等の機関決定を前提に申請することを義務付けたことで改善された部分も多く見られたが、この間、新校舎移転を優先的に進めてきたことで、既設の校舎や事務室、図書館等の、移転後のあるべき姿が十分に議論されてきたとはいえ、また既設の施設の老朽化も考慮すると、長期・短期の両面での施設設備計画を整えなければ、効果的な法人運営は難しいと考える。また、これらの予算申請が行われる際に、具体的な事業内容が詳細に決定していない状況では、見積額と入札額との乖離を生むことになり、結果として予算と決算とのあいだに大きな差異が生じることになる。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### ①効果が上がっている事項

予算の執行管理については、一定の成果を挙げていることを述べたが、事業内容や活動内容について、十分な評価を行うには至っていない。特に第3次基本構想に基づく各種事業・活動への新たな取り組みについては、重点的に予算配賦が行われていることから、どのように取り組み、どういった成果をもたらしたかについて、報告や意見交換を行う機会を設け、評価する仕組みを取り入れ、その上でさらに充実させる必要がある場合は、予算の配賦を積極的に行い、成果が無ければ取りやめることも含め検討するといった仕組みに発展させていく。

#### ②改善すべき事項

改善すべき事項として、施設設備計画の整備を挙げたが、既設の校舎等は勿論のこと、図書等も含め、資産全体を長期的にどう見据えるかを検討する。まずは3校舎の施設の状態を正確に把握しなければならないため、10年の単位で修繕等の長期計画を策定する。図書についても、2012年4月名古屋校舎移転に伴い外部書庫を賃借する状況にあるが、相当な維持コストが発生することを考え、長期的にどうあるべきかを議論する。施設については施設委員会、図書については図書館委員会がありいずれも機能しているが、コスト面まで踏み込んだ議論は難しいため、予算編成部署等も交え、全学的に取り組んでいくことが、長期的な発展につながると考える。

### 4. 根拠資料

○大学基礎データ表6、7、8

9(2)-A-1. 予算編成方針（2012年度）

## Ⅸ. 管理運営・財務

### ②財務

- 9(2)-A-2. 2012年1月23日理事会議事録
- 9(2)-A-3. 日本学術振興会 科学研究費補助金機関別採択件数・配分額一覧
- 9(2)-A-4. 学校法人愛知大学経理規程
- 9(2)-A-5. 金銭出納規程
- 9(2)-A-6. 監事による監査報告書（本学公式ホームページ） <http://www.aichi-u.ac.jp/profile/pdf/2011hokoku.pdf>
- 9(2)-A-7. ①2008～2012年度監査計画、②2012年度監査計画書
- 9(2)-A-8. 2011年度監事監査意見書
- 9(2)-A-9. 監事監査報告での指摘事項に対する対応状況について
- 9(2)-A-10. 予算超過等申請書（記入例）

## X. 内部質保証

## 1. 現状の説明

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

<自己点検・評価の実施と結果の公表>

本学では、これまで愛知大学自己点検・評価規程に規定された自己評価委員会が中心となって全学の自己点検・評価活動を推進してきた（資料 10-2）。

自己評価委員会では、毎年度、点検・評価する重点項目を定め、それを自己点検・評価活動の方針として関係単位へ示してきた。この方針に従って、各単位は点検・評価を実施のうえ報告書を作成し、自己評価委員会へ提出してきた。各単位からの報告書については、自己評価委員会が内容を確認のうえ、「愛知大学自己点検・評価年次報告書」として最終的なとりまとめを行い、当該報告書は本学公式ホームページに掲載することで、学内のみならず、広く社会一般に公開してきた（資料 10-A-1、10-A-2、10-A-3）。

2012 年度には、上述の愛知大学自己点検・評価規程及び自己評価委員会を見直し、新たに「愛知大学自己点検・内部質保証委員会規程」（以下、「内部質保証委員会規程」という。）を制定、自己点検・内部質保証委員会（以下、「内部質保証委員会」という。）を設置することで、体制を刷新した（資料 10-1、10-A-4）。新体制における自己点検・評価活動の詳細については、点検・評価項目(2)において記述することとする。

<情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応>

本学では、これまで自己点検・評価結果のみならず、様々な情報を公表することに努めてきたが、2011 年 4 月の教育情報公表の義務化（学校教育法施行規則の一部改正）を契機に、公表する情報の内容や公表の方法等を改めて検討した。さしあたり、2010 年度より事業報告書の中に公表が求められる情報を集約し、事業報告書は従来通り本学公式ホームページに掲載している（資料 10-A-5、10-A-6）。2011 年度事業報告書では、文部科学省の「学校法人の財務情報等の公開状況に関する調査」の項目を参考にさらなる教育情報公表の充実に努めた。具体的には、教員の保有する学位、奨学金の支給人数・金額、本学から海外に留学した学生数及び海外から受け入れた留学生数、公開講座の開催状況、オープンカレッジの開催状況等についても掲載した（資料 10-A-7）。今後、さらにステークホルダーの要求に応えるべく、どのような情報を公表していくのかについて、また、ホームページを見易くする工夫について、改善に向けて引き続き検討していく必要がある。

情報公開請求への対応については、「情報の公開及び開示に関する規程」が 2012 年 3 月 15 日付で施行された（資料 10-A-8）。今後は、当該規程を適切に運用していく。

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

<内部質保証を掌る組織の整備、自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立>

点検・評価項目(1)において記述のとおり、本学では自己評価委員会が自己点検・評価活動の舵取りを行ってきたことから、同委員会が本学の内部質保証のための基礎作業を行ってきたといえる。しかし、自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムが、十分に確立・

## X. 内部質保証

機能しているとはいえない状況を踏まえ、自己点検・評価活動の体制のあり方について、検討を開始した。検討の結果、より機動的に自己点検・評価活動を展開し、PDCAサイクルを機能させるために、内部質保証委員会規程を制定し、内部質保証委員会を設置することが、大学評議会（2012年6月7日開催）で承認された（資料10-A-4）。

新体制では、内部質保証委員会のもとに小委員会を設置し、さらに各学部、各研究科にそれぞれ各組織自己点検・評価委員会（以下、「各組織委員会」という。）を設置した。（下図「愛大版内部質保証システム」参照）内部質保証委員会については、学内理事会構成員（学長、副学長、事務局長、各学部長、短期大学部長、各事務部長）をその構成員とし、本学の自己点検・評価活動の基本方針の策定と実施統括、改善方策の策定を主な役割として担っている。小委員会については、内部質保証委員会と各組織委員会との連絡・調整機能を担い、2012年度現在、内部質保証委員会副委員長を委員長とし、その他の構成員として事務部長2名、大学基準協会の大学評価分科会評価委員経験者3名を選出している。各組織委員会の構成については、各学部長、各研究科長が主導できる体制とし、その他の構成員については、大学の各種諸活動及び学内行政に携わる者の知見を生かせるよう、各単位においてバランスの良い人選を行う旨を基本方針としている（資料10-A-9）。各組織委員会の設置に伴い、各学部、各研究科において自己点検・評価活動を主体的に実施していることが客観的に明確になるよう、学則（第12条）及び短期大学部学則（第10条）の教授会の審議決定事項並びに大学院学則（第11条）の研究科委員会の審議決定事項として「自己点検・評価に関すること」を追加する規程整備を行った（資料10-A-10、10-A-11、10-A-12）。これに準じて、「愛知大学教授会規程」（第7条）及び「愛知大学短期大学部教授会規程」（第5条）の決議事項並びに「大学院運営に関する規程」（第4条）の審議事項にもそれぞれ「自己点検・評価に関すること」を追加する規程整備を行った（資料10-A-13、10-A-14、10-A-15）。

### <内部質保証の方針と手続きの明確化>

新体制での委員会開催状況及び審議状況としては、2012年度中に内部質保証委員会を7回開催、2012年度の自己点検・評価活動の方針策定、各組織委員会の自己点検・評価結果を検討し、改善方策の策定を行う。また、2011年度に策定した大学の各種方針（以下の内部質保証の方針も含む）について見直し作業を行い、学内関係機関に付議した。学内関係機関での承認を受け、現在、本学公式ホームページにて公表している。

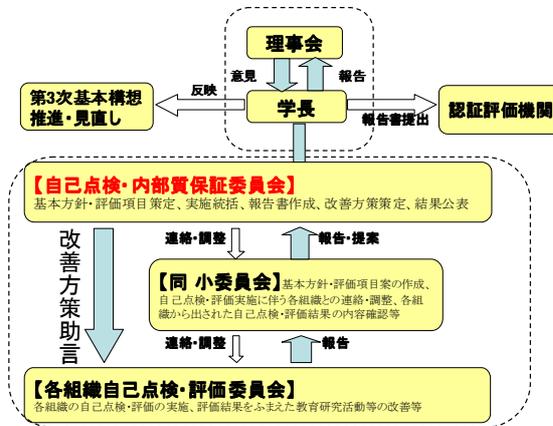
#### ○内部質保証の方針

愛知大学では、2012年6月、自己点検・評価結果を確実に改善・改革に繋げるために、これまでの自己点検・評価体制を見直し、下図の体制に改めました。新体制では、全学的な自己点検・評価を行う学長を委員長とする自己点検・内部質保証委員会を設置し、その下に組織毎に自己点検・評価委員会を組織しました。各組織の自己点検・評価結果を受けて、自己点検・内部質保証委員会から各組織の自己点検・評価委員会に対して改善方策の助言等を行うことで、両者の有機的連携を図り、実効性のある着実なPDCAサイクルの確立を目指していきます。

今後はこの体制の下、内部質保証システムを継続的・恒常的に機能させることで、大学の質の向上を図り、本学の建学の精神である「世界文化と平和への貢献」、「国際的教養と視野をもった人材の育成」、「地域社会への貢献」、また、先に掲げた各種方針を具現化する

よう努めます。

### 愛知大学版内部質保証システム



※愛知大学自己点検・内部質保証委員会規程は略

< 構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底 >

大学全体としては「学校法人愛知大学内部監査規程」（資料10-A-16）が定められている。教員については「愛知大学研究倫理規準」（資料10-A-17）、「愛知大学公的研究費管理・監査規程」（資料10-A-18）、また、事務職員については、2012年2月に行われた事務組織再編時には、内部監査室の事務分掌として新たに「公的研究費の不正使用等に関する通報窓口に関すること」及び「公益通報に関すること」が規定され、コンプライアンスのための整備を強化した（資料10-A-19）。

(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

< 組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実 >

組織レベルでの自己点検・評価活動については、点検・評価項目(1)及び(2)において記載したとおりである。

個人レベルでの自己点検・評価活動については、教員の場合は、「学生の授業評価アンケート」を実施しているが、事務職員についてはこれまで特段の取組みが実施されてこなかった。事務職員の自己点検・評価活動の一環として、2012年6月26日開催の局部長会議において「課室別目標管理（業務自己点検・評価）」導入の検討がなされ、2013年度より実施することが2012年10月5日開催の同会議及び10月30日開催の合同課長会議において確認された（資料10-A-20）。「課室別目標管理（業務自己点検・評価）」では、年度初めに課室ごとに自ら目標を設定し、年度末にその達成度を自己点検・評価する。課室別目標は、本学の中期計画である「第3次基本構想」に基づく単年度の事業計画に掲げられた目標に関する目標と、基本的な事項に関する目標とに大別し、設定する。2010年度より、第3次基本構想に基づく事業計画を策定・実施し、それを受けて事業報告書を作成することで同構想の進捗管理及び目標の見直しを行ってきたが、「課室別目標管理（業務自己点検・評価）」を組み込むことで、PDCAサイクル（内部質保証）に対する事務職員の意識をさらに高め、同構想をより着実かつ円滑に推進していける仕組みを整備した。

## X. 内部質保証

### <教育研究活動データ・ベース化の推進>

教員の教育・研究業績については2010年度にホームページでのデータベース公表に移行した。自治体・機関等からの委員委嘱状況については本学公式ホームページ上で公表（資料10-A-21）しているが、大学の使命として、教育・研究と並び社会貢献が求められている現状を踏まえると、教員の社会貢献に係る情報を教育・研究業績データベースに一元化する必要があるとの観点から、内部質保証委員会から研究政策・企画会議に検討依頼し、2013年1月15日開催の研究政策・企画会議において教員の教育・研究業績データベースに社会貢献に係る情報を掲載することについて決定され、2013年度から適用させることとなった（資料10-A-22）。

### <学外者の意見の反映>

体制見直し前の愛知大学自己点検・評価規程第8条において、「学長は、第9条の規定により自己評価結果が学外に公表された場合、懇話会を開催し、学外の有識者の意見を徴するものとする。」と規定していたが、実際には1993年の当該規程制定以来、懇話会の実施には至らず、自己点検・評価の客観性・妥当性を高めるために学外者の意見を取り入れる仕組み作りが課題であった（資料10-2）。そこで、愛知県副知事、名古屋市長、豊橋市長を始め、地元政財界トップの要人を理事として招き、学外者の大学運営への参画を図ることから、2010年度より、理事会を毎月開催することで、理事の意見を十分に取り入れられるようにした。さらに、寄附行為第6条第1項第2号及び第3号理事、寄附行為第18条第1項第3号、第4号、一部の第5号評議員に学外者を登用していることから、新たに制定した内部質保証委員会規程（第11条）においては、自己点検・評価年次報告書を理事会・評議員会へ提出し、意見を徴する旨を規定した。（資料10-1）

### <文部科学省および認証評価機関からの指摘事項への対応>

本学は、2007年度認証評価受審結果において、(財)大学基準協会より8つの事項について提言（助言）を付された。2008年度以降、すべての提言（助言）事項について継続的に改革・改善を図り、2011年7月「提言に対する改善報告書」を協会へ提出した。その結果、2012年3月に今後の改善経過について再度報告を求める事項はない旨の検討結果が通知された（資料10-A-23、10-A-24）。改善報告書への検討結果については、本学公式ホームページにおいて公表するとともに、大学評議会、理事会、評議員会においても報告がなされ、関係者間で共有を図った（資料10-A-25、10-A-26、10-A-27、10-A-28）。

## 2. 点検・評価

### ①効果が上がっている事項

(1) 毎年度、自己評価委員会（2012年度からは内部質保証委員会）を中心に自己点検・評価活動を実施しており、自己点検・評価活動そのものの重要性や必要性は学内に広く浸透していると言える。

(2) 自己点検・評価体制を見直し、新規規及び新体制を整備した。

内部監査室の事務分掌を改正することでコンプライアンスに対する意識を高めた。

### ②改善すべき事項

(1)現状の説明でも記載のとおり、教育情報の公表に関しては改善の余地があり、公表する教育情報についての検討と、公表の方法・媒体（見易さ、情報の得易さ）について、引き続き検討を進める。

(2)公益通報規程について、検討はしているが未だ制定されていない。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### ①効果が上がっている事項

(1)(2)学内構成員に「内部質保証システム」の重要性を周知徹底し、自己点検・評価活動が本学の改革・改善につながるものとなるよう、不断の取り組みを行っていく。

#### ②改善すべき事項

(1)教育情報の公表について、広報戦略委員会が関係各課と連携の上、ホームページ等各種広報媒体、見易さ等について定期的かつ継続的に改善を図る。

(2)公益通報規程制定に向けて検討を進める。

### 4. 根拠資料

10-1. 愛知大学自己点検・内部質保証委員会規程

10-2. 愛知大学自己点検・評価規程

10-A-1. 自己評価委員会議事録及び配付資料

10-A-2. 愛知大学自己点検・評価年次報告書（2002年度～2011年度）

10-A-3. 愛知大学自己点検・評価年次報告書（2002年度～2011年度）の愛知大学公式ホームページ掲載箇所 <http://www.aichi-u.ac.jp/profile/10.html#c12>

10-A-4. 2012年6月7日大学評議会速報及び配付資料

10-A-5. 学校法人愛知大学2010年度事業報告書

10-A-6. 学校法人愛知大学事業報告書（2004年度～2011年度）の愛知大学公式ホームページ掲載箇所 <http://www.aichi-u.ac.jp/profile/10.html#c12>

10-A-7. 学校法人愛知大学2011年度事業報告書

10-A-8. 情報の公開及び開示に関する規程

10-A-9. 各学部・研究科自己点検・評価委員会の組織について（お願い）

10-A-10. 愛知大学学則

10-A-11. 愛知大学短期大学部学則

10-A-12. 愛知大学大学院学則

10-A-13. 愛知大学教授会規程（既出 資料3-2）

10-A-14. 短期大学部教授会規程（既出 資料9(1)-A-10）

10-A-15. 大学院運営に関する規程（既出 資料3-3）

10-A-16. 学校法人愛知大学内部監査規程

10-A-17. 愛知大学研究倫理規準

10-A-18. 愛知大学公的研究費管理・監査規程

## X. 内部質保証

- 10-A-19. 愛知大学事務分掌規程
- 10-A-20. 2012年6月26日及び10月5日局部長会議議事録・配付資料、2012年10月30日合同課長会議議事録
- 10-A-21. 2011年度公的機関より委嘱された委員一覧の愛知大学公式ホームページ掲載箇所  
<http://www.aichi-u.ac.jp/topbanner/2011iinisyouku.pdf>
- 10-A-22. 2013年1月15日研究政策・企画会議議事録
- 10-A-23. 提言に対する改善報告書
- 10-A-24. 改善報告書に対する検討結果（愛知大学）
- 10-A-25. 改善報告書及び改善報告書への検討結果の本学公式ホームページ掲載箇所  
<http://www.aichi-u.ac.jp/profile/10.html#c11>
- 10-A-26. 2012年3月14日大学評議会速報
- 10-A-27. 2012年3月24日学校法人愛知大学理事会議事録
- 10-A-28. 2012年3月24日学校法人愛知大学評議員会議事録

## 終章

序章に記したとおり、本学では2011年度から新大学評価システムに準じ、大学基準3、6～10について自己点検・評価活動を実施した。2012年度は2011年度の内容を見直し、かつ大学基準1、2、4、5についても実施し、全ての大学基準について本報告書としてとりまとめた。個別の課題については各基準の改善すべき事項で既に述べたが、ここでは特に留意すべき課題について記すこととする。

## &lt;基準1 理念・目的&gt;

報告書本文中の改善すべき事項に記載の通り。

## &lt;基準2 教育研究組織&gt;

報告書本文中の改善すべき事項に記載の通り。

## &lt;基準3 教員・教員組織&gt;

内容面では、大学院設置基準（「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件（平成11年9月14日文科省告示第175号）」）に定められる教員数への対応に努めたものの、一部充足していない研究科があるため、早急に対応する。

形式面では、年齢構成、男女比等の学部共通事項を入れたものの、修正状況は未だ各学部・研究科でバラつきが見られる。2013年度は専任教員の定義等について共通認識を固めた上で記述に統一感を出すよう改める。

## &lt;基準4 教育内容・方法・成果&gt;

点検・評価項目(1)教育目標に沿った成果が上がっているか、の「①課程修了時の学生の学習成果を測定するための評価指標を開発し、適切に成果を測るよう努めているか」に対応するために、2013年2月～3月に学習成果の評価指標としてのアンケートを実施した。この結果を分析の上、2013年度以降に学位授与方針の見直しをはじめとした教育改善に繋げていく。

## &lt;基準5 学生の受け入れ&gt;

全体的に「学生募集方法」の記述が多く、「入学者選抜方法」の適切性についての記述が少ない。大学全体、各学部の記述においても高校との信頼関係を強調しているが、高校のみならず受験生からこれまで以上に信頼を得ることも重要である。受験生からの信頼は、入学者選抜方法の適切性、透明性を説明することで得られるのではないかと、2013年度はこの観点から見直す。

## &lt;基準6 学生支援&gt;

各学生支援関連部署において出来る限りの学生支援を行っているが、特に大学全体の方針に掲げた「メンタルケア機能及びハラスメント相談機能の強化のため、学習・教育支援センター、学生相談室、保健室機能の連携・強化を図るために、これら組織の上部機関の

## 終章

設置を検討する」ことが求められる。

就職支援については十分な記述があるが、学生支援については奨学金等本学としてアピールできる点が未だ十分に反映されていないため 2013 年度にはこの点を踏まえ報告書を作成する。

### <基準 7 教育研究等環境>

#### (4) 研究

2012 年度は教育・研究業績データベースに社会貢献欄を設けることが確認されたが、研究実績に応じた研究費の配分については課題が残る。特に、個人研究費については研究実態・実績に併せた研究費の配分について検討課題と位置付け次年度以降、関係機関に働きかけていく。また、研究政策・企画会議で業績本数等の資料を学部別に資料として配付していくことで、教育職員の教育研究業績のモチベーションの向上を図る方策が望まれる。

### <基準 8 社会連携・社会貢献>

報告書本文中の改善すべき事項に記載の通り。

### <基準 9 管理運営・財務>

②財務については経営上重要な事項であるため、2013 年度は常任理事会で精査する。

### <基準 10 内部質保証>

自己点検・評価活動を報告書作成に終わらせることなく、実質化し、中期計画の見直し等に反映させていく。

各学部・研究科において 2012 年度自己点検・評価報告書の改善すべき事項から中心 2013 年度に重点的に取り組む課題を取り上げ、これに沿って 2013 年度自己点検・評価活動を行う。

2012 年度自己点検・評価の結果を踏まえた法学部の 2013 年度に向けた重点課題（例）

2013 年度重点課題	2013 年度の改善状況
(基準 3) 短期間で結論を導くことは難しい昇格審査の基準を明確化すべく、検討を進める。	
(基準 4③) ・専門教育科目の各科目につき、成績分布の状況を、定期的に確認し、意見交換する場を設ける。	
(基準 4④) ・法学部教授会としても、専門教育科目に責任を持つ主体として、シラバスにつき一定のチェックを行う必要がある。	
・・・	

以上